

## 第3章 アンドゥルラフマン・ワヒド政権期

### 1. 就任演説

第3章は、1999年10月の国民協議会(MPR)総会におけるアンドゥルラフマン・ワヒド大統領の就任から、2001年7月のMPR特別会議における同大統領の罷免、メガワティ副大統領の大統領への昇格にいたる、1年9ヶ月間のアンドゥルラフマン・ワヒド政権期を扱っている。

第1節は、インドネシア史上初めて民主的な手続きを踏んで選出された正副大統領の就任演説である。1999年10月20日、MPRでの投票の結果、インドネシア最大のイスラーム組織、ナフダトゥール・ウラマ(NU)議長であるアンドゥルラフマン・ワヒド(通称、グス・ドゥル)が大統領に選出された。グス・ドゥルは勝利の瞬間、対抗候補であったメガワティの手を高々と差し上げながら、今回の大統領選はインドネシアの「2回目の独立」と高らかに宣言し、インドネシアにおける民主化の成功を祝った。目が悪いためにテキストなしで語った就任演説の中で、グス・ドゥルは、インドネシア共和国の領土の完全性を守り抜くことと民主主義を尊重し実践していくことを強く強調した(資料3-1)。一方、大統領選でグス・ドゥルに敗れ、翌21日に副大統領に選出されたメガワティは、自身の支持者たちに対して「あなたがたの母はここに立っている」のだから心を鎮めるようにと諭し、「新しいインドネシア」を大統領と協力して創り上げていくことを誓った(資料3-2)。

大統領選を控えて、現職ハビビ大統領の再選を目指すゴルカル党およびイスラーム政党勢力と、総選挙で第一党となった闘争民主党(PDI-P)の党首メガワティを推す民族主義政党勢力との間に対立が深まり、両勢力を和解させることのできる第3の大統領候補として浮上したのが穩健なイスラーム指導者であるグス・ドゥルであった。こうして誕生したアンドゥルラフマン・ワヒド政権は、議会内政治勢力すべてを糾合して出発した。新内閣には、7大政党から閣僚が登用された。グス・ドゥルはこれを「国民統一内閣」(Kabinet Persatuan Nasional)と名づけ、国民和解の象徴とした(資料7-2(3)を参照)。

しかし、大統領と政党勢力の蜜月は長くは続かなかった。グス・ドゥルは、内閣から政党色を排除し親和性を高めるため、自らが創設した民族覚醒党(PKB)以外の政党出身閣僚を次々に更迭した。これをきっかけに、第2節、第3節に示されるように、民主化にともなって役割を増した国会の政党勢力と大統領との間に対立が深まっていくのである。

## 資料3-1 アブドゥルラフマン・ワヒド大統領就任演説 (1999年10月20日)

### (1) 1999年国民協議会総会第13回全体会議における大統領選挙

大統領選挙の開票が終了し、アブドゥルラフマン・ワヒドの得票が373票でメガワティ・スカルノプトリの313票を上回り、勝利が判明した直後の議事録より

**アブドゥルラフマン・ワヒド：**(メガワティ・スカルノプトリの手をとり、高く掲げて)

議長、自由で民主的な選挙を行うことを可能にしてくれたすべての関係者に私はお礼を言う。私はンバ・メガとともに、我々の独立(kemerdekaan)を祝う。1945年8月17日にブン・カルノが宣言したのに次ぐ2回目の独立である。私はンバ・メガを高く評価する。彼女は私が病気なのを知っていたけれど、病気を問題にはしないでくれた。彼女とその助力者は敬意を表されなければならない。

私とンバ・メガはここからスマンギやホテル・インドネシアへ民衆を鎮めに行く。それからハビビ氏のところへ行く。どのような事情があったとしても彼は我々の兄弟だから。ワッサラーム・アレイクム、ワラマトゥラーヒ・ワバラカトゥー。

**アミン・ライス MPR議長：**

さあ、グス・ドゥルとンバ・メガワティのためにインドネシア・ラヤと一緒に歌おう。着席して下さい。着席して下さい、会議はまだ終わっていない。

新聞記者の皆さん、少し除けて下さい、まだ議事は終わっていない。まだ承認を行っていない。正式に発表していない。グス・ドゥルの周囲の人たち、少し除けて下さい。

**メガワティ・スカルノプトリ：**

議長、議長団、発言したい。

アッサラーム・アレイクム、ワラマトゥラーヒ・ワバラカトゥー。先ほど、まだ決定されていないけれど、我々は投票の結果を見た。その投票の結果として、私の兄弟、KH アブドゥルラフマン・ワヒドが私より多くの票を獲得した。しかし国民の完全性(keutuhan bangsa)のために、私はすべてのインドネシア国民にこの状況を見るようにお願いする。ワッサラーム・アレイクム、ワラマトゥラーヒ・ワバラカトゥー。

## (2) 1999 年国民協議会総会第 14 回全体会議における 第4代大統領宣誓後のアブドゥルラフマン・ワヒドによる演説

アッサラーム・アレイクム、ワラマトウラーヒ・ワバラカトゥー。(アラビア語で祈りの一説を唱える)

私の尊敬する MPR 議長、副議長、前大統領 BJ.ハビビ夫妻を初めとする招待者の皆さん、大使や友好国代表と国民協議会の皆さん。アッラーのご加護により、今夕、1999 年から 2004 年の任期を務めるインドネシア共和国大統領として私は宣誓を行った。これは国民協議会から私に対して与えられた敬意であり、そして大変重い負担である。私の妻や家族による助力、そして前大統領 BJ.ハビビとその家族のとった措置による先導があつて初めて、実行が可能となろう。

我々の前に広がっているのは、幸福な会議から(課せられた)極めて重い任務である。国民としての、そして国家としての我々の生存を今後数千年にわたる現代世界へと向けるために我々が喜んで重い仕事を行うこと我々国民社会に指示示すよう、国民協議会は議長団の導きの下にある大統領を通じて求められている。

これは簡単なことではない。しかも、我々は他国との厳しい競争の流れのまっただ中にある。我々は、自由な国際貿易環境の中に身を置き、利益追求と効率向上の原則に則り、我々の共同生活の成熟と国民所得水準の向上のために持てる知恵と知力を使う決心をした。

これは極めて重い任務である。なぜなら、祝福された国民協議会がその新しい議長団の指導の下にある私に、公正を堅持し国民社会の可能な限りの繁栄を実現するという任務を与えるという意味があるからである。

このように厳しい競争と困難な状況の中で、我々はまた国民の領土の完全性 (keutuhan wilayah bangsa) をも維持しなければならない。しばしば我々の感情や自己の尊厳を軽く考える他国に対して、我々は国家の完全性 (keutuhan negara) を守り続けなければならない。

また我々は、良好な国際関係はお互いに尊重し合い、尊敬し合うという原則を基本にしなければならないと信じる。したがって、他の国家や国民が我々の国家や国民に対して評価を下すことは受け容れられない。我々の領土の完全性を維持し、我々自身の尊厳を守るためにには、我々は何でもするであろう。

我々は、主権を持つ国民として、この赤道地域に位置する国家の民である我々の生活の改善と進歩のために、できる限りの努力をするだろう。そのために、私はインドネシア共和国大統領としての私とあらゆる分野での私の助力者が、自己の尊厳と国民としての主権を維持していくことができるよう、幸多き国民協議会が導いてくれることを願うばかりである。

我々は、将来にわたって我々国民の平穏な生活の基礎を築かなければならぬ。

これは軽い任務ではない。ましてや現在、国民としての我々の紐帯が緩むことによって非常に大きな見解の違いに鞭打たれているさなかにおいては、なおさら重い任務である。かつてブン・カルノがアーネスト・ルナンの言葉を引いて教えてくれたように、我々には一つの民族である根拠があり、これを我々は尊重し続けなければならない。

だからこそ私は、我々皆の状況に深い理解を示してくれた、そして今回の大統領選挙の過程で証明されたように民主主義を私とともに進んで実行してくれた、私の妹メガワティ・スカルノプトリに感謝の辞を述べる。

民主主義は、民主主義の真髄(*hakekat demokrasi*)を理解している人々自身にとってのみ養育され、開花させることができる。我々皆がインドネシア国民としてこのことを進んで認識し、来る時代へ向かう我々の生活の土台として民主主義を尊重するように私は望む。

そのような方法によってのみ、我々は、法の主権、言論の自由、そして、血筋の違い、言葉の違い、文化の違いや宗教の違いによらないすべての人に平等な権利を確立することができる。

それからまた、政府は基本的に国民に対して誠実な責任を持たなければならないものであり、国民を欺くものではないことを我々は理解しなければならない。

加えて、我々が認識しておかなければならぬことは、我々は厳しい競争のさなかにあり、それが我々を非常に疲れさせるけれども、その結果は、アッラーの思し召しあらば、我々がともに感じじ得ることができる。つまり、強い民族、礼儀正しい民族、賢明な民族、先進技術を持つ民族、広範な影響力を持つ民族が、来たる時代に生まれてくるということである。

尊敬する議長団、私はここであまり長々しく演説しないでおきたい。というのも、演説が長ければ長いほど、後に責任を持たなければならないこともまた多くなるからである。

議長、この場を通じて私は任務の遂行を引き受けることを表明する。しかし、予言者の言葉を常に覚えておかなければならぬ。つまり、人間は誤りを犯し忘れるものだ(*Al-Insan Ahallu Khoto Wa Nisyan*)。そこで、どうか私と私の助力者を、今後5年間の任務遂行に当たって導いていただきたい。ワッサラーム・アレイクム、ワラマトウラーヒ・ワバラカトゥー。

資料3-2 メガワティ・スカルノプトリ副大統領就任演説  
(1999年10月21日)

1999年国民協議会総会第16回全体会議における副大統領宣誓後の  
メガワティ・スカルノプトリによる演説

私の尊敬する国民協議会議長団および議員の皆さん、尊敬する大統領、尊敬する友好国大使の方々、尊敬する招待者と出席者の皆さん、そして私の愛するすべての国民の皆さん。アッサラーム・アレイクム、ワラマトウラーヒ・ワバラカトゥー。

この幸福な機会に、まずこの場に参集した国民の代表者とすべてのインドネシア国民とともに、アッラーへの祝辞を述べることをお許し下さい。インドネシア国民に注がれた寛大なる愛情のおかげで、国民協議会総会は今日までダイナミックにロマンチックに、そして非常に民主的な雰囲気でありながら平和裡に進められてきた。

演説を続ける前に、インドネシア共和国副大統領として国務をとり行う信認を私に与えてくれた協議会議員の皆さんに謝辞を述べさせてほしい。この機会にまた、私の兄弟 Prof.Dr.バハルディン・ Yusuf・ハビビに対して、インドネシア共和国大統領としての任期中の我が国民への力と思考の寄与に衷心より感謝することをお許し下さい。

この認識を述べる必要があるのは、我々の国民と人民は今日、国家と国民における倫理的価値とモラルの回復が非常に待ち望まれる状況にあると自覚しているからだ。政治問題において、私の兄弟 B.J.ハビビとメガワティ・スカルノプトリが対峙しているとしても、友愛と兄弟の絆においては我々二人を互いに対立させたり、ましてや敵対させたりできる政治勢力はこの国に一つたりとも存在しないことを私は言明したい。また同じ国民として、法の優越を常に尊重しようという合意は、民主主義を切望する同じ人間としての我々の合意となっている。そこでこの機会を通じて、B.J.ハビビ氏とその家族に私は個人的に心からの敬意を表する。

私の同胞ハムザ・ハズ氏に対しても、政党からの信託を実行し、健全で友好的な民主主義過程を私とともに実現させたその強靭さに対して、私は敬意を表する。ハムザ・ハズ氏は以前から私の友人であり、そして現在も、また今後も同じであることを私は確信する。私がインドネシア共和国副大統領になる道を誠意を持って開いてくれた私の兄弟アクバル・タンジュン氏に対して、衷心から感謝する。同じく国軍・警察会派を通じて私に副大統領になる道を与えてくれたウィラント氏にも個人的な謝意を表する。

それから、会議で民主的に選出された大統領としての私の兄 KH アブドゥルラフマン・ワヒドに対して、私の兄 KH アブドゥルラフマン・ワヒドの勝利は私の勝利でもあり幸福でもあったことを、私はここで述べなければならない。この勝利は、すべての民衆にとっての公正と安寧の確立をこれほど長い間切望していたインドネシア全国民

にとっての共同の勝利であることを私は確信する。

尊敬する協議会議長団および議員の皆さん、1999年10月21日の今日、私は1999年から2004年の任期の間インドネシア共和国副大統領として国務を行なうべく、私に託された国民の信認を抱いてこの演説に立っている。またこの演説を通じて、私は大統領 KH アブドゥラフマン・ワヒドに連れ添う私のコミットメントを表明したい。いつも彼とともにあり、常にすべての集団や政党の利害の上に立ち、国民と国家の利害を、任務に当たって私が精神と思考に植え込む唯一の利害とする。大統領府の抱える重い任務は、集団、種族、宗教や選択した政党を問わず、インドネシア国民のあらゆる構成要素からの支持と助力なくしてはとても成功し得ないものである。

私の尊敬する協議会議長団および議員の皆さん、第四代大統領就任演説において、すぐに実行されなければならない主要任務は国民の福祉の改善とインドネシア全国民にとっての公正と公平感(keadilan dan rasa adil)の創出だというはつきりした方向が示された。この理想を実現するために我々が知らなければならないのは、政治や経済面での様々な問題を解決するための鍵となる信認の危機(krisis kepercayaan)を終わらせる方法と手段である。来たる内閣の仕事始めは、国民が直面している様々な問題を解決するキーワードとなっている信認危機を脱する努力を傾注することになる。

この目的のためには、法の分野での改革が必須である。司法機関や制度の権威と質を向上させることは、これ以上引き延ばせない緊急の義務である。司法府に対する権力の介入を過去のものにすることが、今後の行動の前提条件になるという共通の合意ができると望む。この措置が我々の生活に法の確実性をもたらすだろう。そこにおいては、法の差別は撤廃されなければならない。

経済政策を策定するにあたっては、我々が現実的な態度をとることを私は望む。現在進展しているグローバル秩序において、我々の市場に対する疑念を起こすような様々な歪みを除去し、包括的な市場経済原則を引き続き実行していくとする意識を養う。

このすべてのために、教育界の質と量とを向上させることを、国民としての我々の文化の質を高める努力の中心的な扉にすることを、我々は合意すべきである。その目的と希望を踏み台にして、1945年憲法前文に隠された実体が将来の社会、政治、経済の各側面に翻訳される形での我々の文化が、その文化自身の持つ方向性にしたがって建設され成育されてほしいと願う。そこで私は、アッラーの思し召しあらば、国民から与えられた信頼に基づき、インドネシア共和国大統領とともに、インドネシア国民が新しいインドネシア(Indonesia baru)の大門に入れる能够ないように力と思考のかぎり努力しよう。

新たな意識、新たな思考と精神姿勢をもって、国民の能力を強化する一つの時代へ向かって歩を踏み出す時である。これまで行われてきたような国民強化姿勢に満

ちた時代ではない。そのために、常に国民に誠実であるように、もう国民を騙してはならない、ということを強く我々皆に思い起こさせた選出大統領の声明を、私は全面的に支持する。そこで、清浄で責任ある政府を提供し運営することが、国民に信頼され希望のある政治を始めるための緊急の施策であると私は確信する。

最後に、この国の報道機関に対して、今後とも自由に声を発するように私は希望する。学生たちに対しては、今後ともダイナミックで批判的であるように。すべての専門職業集団に対しては、生産性を向上させ、職業倫理の価値を重んじて、誠実に行動するように。すべての労働者農民漁民層に対しては、国民から愛され敬われる国民への奉仕者となるように。インドネシア国軍とインドネシア共和国警察に対しては、インドネシア国軍とインドネシア共和国警察が安全と安心感の拡散者となり、その存在がすべてのインドネシア国民の心と精神に清々しく感じられるようになるために私は KH アブドゥルラフマン・ワヒド大統領とともに常に努めることを信じるように。そして、中央および地方における国民の代表者に対しては、常に国民の近くにあり、常に国民の心の声に敏感であるように。これが私の希望である。

最後に、慈悲深き慈愛遍きアッラーの御名において、私は、国民の意向の表明である国策大綱と国民協議会決定に定められた国民の信託を遂行するために、インドネシア共和国大統領とともに、インドネシア共和国副大統領としての国務に励む所存であることを表明する。この大仕事のために、皆さん方の持てる最善のものを与えてくれることによって、私の仕事が順調に進むことを助力して下さるよう、すべての方に謙遜の心をもってお願いする。様々な専門分野からの友人兄弟たちの相互扶助の精神から出発したまっすぐな手が差し伸べられなければ、私がこの国民の大仕事を望むところまで仕上げることができるとは思わない。

この演説を通じて、新しいインドネシアへ向けた改革の旗を翻してともに頑強に闘った学生と青年たちに対して、最高の敬意と尊敬の念を表することを許してほしい。全祖国にある私の子供たちよ、感情的な行動を起こさず、誠実に仕事に戻るように私はお願いする。なぜなら、この演説で、あなたがたはあなたがたの母がここに立っているのを見ているのだから (*kamu melihat Ibu Mu berdiri*)。この機会にまた、改革の理想を打ち立てた闘争の中でその魂と肉体を進んで犠牲にした学生や青年たちと、命を落とした国民の若芽である彼らに対して、私は哀悼の念とともに敬意と尊敬の念を表する。彼らの献身的な行いと信心に相応しい適切な場所をアッラーの神がお与えになるよう私はいつも祈っている。我々の闘争に唯一至高の神の恵みがありますように。ありがとうございました。ワッサラーム・アレイクム、ワラマトゥラーヒ・ワバラカトゥー。

(資料3-1~2の出所) **DPR Republik Indonesia, Himpunan Risalah Rapat Paripurna Terbuka [公開全体会議議事録集], Jakarta, 1999.**

## 2. 2000年8月国民協議会(MPR)年次会議

スハルト政権崩壊に始まった権威主義体制から民主主義体制への移行は、大統領を中心とする行政府から立法府への権力の移譲を必然的に伴った。大統領に権力が集中し、議会が無力化されたことがスハルトによる独裁的な政治運営を許したという反省から、大統領からの権力剥奪と議会への権力付与という形で民主化改革が進められたためである。スハルト体制下では5年に1度スハルトを大統領に選出するためだけに開催されていた国民協議会(MPR)についても、真の意味での国家最高機関としての機能を果たすべく、これまでの総会、特別会議の開催に加えて、毎年国家高等機関の施政報告を討議するための年次会議を開催することが 1999 年 10 月の MPR 総会で決定された。

しかし、2000年8月7日に初めて開催された MPR 年次会議は、大統領と政党勢力間の政治的駆け引きの場と化してしまった。前年の MPR 総会から 10 カ月の間にアブドゥルラフマン・ワヒド(グス・ドゥル)政権を取り巻く環境は一変していた。グス・ドゥルが政権発足直後から議会内政党勢力からの自立化を図るようになったため、これに反発した中道軸を中心とした政党勢力が、大統領降ろしを画策するようになったのである。8月7日に行われた大統領の年次報告に対しては MPR 各会派から強い批判が浴びせられ、政府の日常業務を副大統領に委譲するという政党勢力の提案をグス・ドゥルも受け入れざるをえなくなった(資料3-11、資料3-13)。このように政争の場となってしまった MPR 年次会議に対して、壮大な無駄だという批判も一部識者からは出された。それでも、インドネシアの将来にとって重要な意味を持つ決定がなされたことも記憶されるべきであろう。

特に、第2次憲法改正は重要な意味を持つ(資料3-3)。最大の成果は、1945 年憲法に人権規定が盛り込まれたことである。MPR 決定 1998 年第 17 号(資料2-12)の人権憲章をベースに条案が作成され、新たに基本的人権の章が憲法の中に設けられた。その他、地方自治に関する規定、国会の機能・権限に関する規定、国軍と国家警察の分離に関する規定などが改正・追加され、憲法としては不完全な部分の多かった 1945 年憲法が、近代的憲法の体裁に一步近づいた。今後も憲法の実質化をさらに進めるべく MPR 内で議論が続けられることになり、そのたたき台が MPR 決定に盛り込まれ、大統領の選出方法、MPR の二院制化、司法、宗教などの条文の改正が討議されることになっている(資料3-12)。

憲法改正に盛り込まれたいくつかの事項、つまり国軍と国家警察の分離、地方自治などについては、MPR 決定の中により詳細な規定がおかれた(資料3-7、資料3-9、資料3-10)。また、政治的自由化と民主主義の制度化という2つの民主化の課題をクリアーしたインドネシアにとって次なる課題である法の整備と司法機能の強化に対応して、法源と法規体系を整理した MPR 決定が制定されている(資料3-6)。

## 資料3-3 1945年憲法第2次改正(2000年8月18日)

「1945年インドネシア共和国憲法第2次改正」

Perubahan Kedua Undang-Undang Dasar Negara Republik Indonesia Tahun 1945

### 唯一至高なる神の恩恵を受けて インドネシア共和国国民協議会は、

民衆、国民、および国家が直面している基本的な問題について、注意深く精査し、正確にまた真摯に考慮したのち、また1945年インドネシア共和国憲法第37条に基づいた権限によって、インドネシア共和国国民協議会は、1945年インドネシア共和国憲法第18条、第18A条、第18B条、第19条、第20条第5項、第20A条、第22A条、第22B条、第IXA章、第25E条、第X章、第26条第2項および第3項、第27条第3項、第XA章、第28A条、第28B条、第28C条、第28D条、第28E条、第28F条、第28G条、第28H条、第28I条、第28J条、第XII章、第30条、第XV章、第36A条、第36B条、および第36C条を次のように改正およびまたは追加した。

### 第18条

- (1) インドネシア共和国単一国家は、州に分かれる。州は、県および市に分かれる。各州、県、および市は地方政府を有し、法律によりこれを定める。
- (2) 州政府、県政府、および市政府は、自治の原則および支援供与の任務に従つて、行政業務を整え、自ら執行する。
- (3) 州政府、県政府、および市政府は、地方議会を有し、その議会の議員は総選挙によってこれを選ぶ。
- (4) 州政府、県政府、および市政府のそれぞれの長である州知事、県知事、および市長は、民主的な方法でこれを選ぶ。
- (5) 地方政府は、法律によって中央政府の所轄と定められた行政業務を除き、可能な限りの広範な自治(otonomi seluas-luasnya)を行う。
- (6) 地方政府は、自治と支援供与の任務を行うために地方政令およびその他の規程を制定する権限を有する。
- (7) 地方政府の組織および運営方法は、法律によりこれを定める。

### 第18A条

- (1) 中央政府と州政府、県政府および市政府の間の権限関係、または州、県、および市の間の権限関係は、地方の特色および多様性に配慮して、法律によりこれを定める。
- (2) 中央政府と地方政府の間の財政、公共サービス、天然資源およびその他の資

源の利用に関する関係は、法律に基いてこれを平等に公平に実行する。

### 第 18B 条

- (1) 国家は、特別または特殊な性格を持つ地方政府の単位を認め、尊重し、法律によりこれを定める。
- (2) 国家は、現存しており、社会の発展およびインドネシア共和国单一国家の原則に一致する限りは、慣習法社会の單一性およびその伝統的諸権利を認め、尊重し、法律によりこれを定める。

### 第 19 条

- (1) 国民議会議員は、総選挙でこれを選ぶ。
- (2) 国民議会の構成は、法律によりこれを定める。
- (3) 国民議会は、少なくとも1年に1回会議を開催する。

### 第 20 条

- (5) 法律案が双方の承認を得ているにもかかわらず、当該法律案が承認されてから大統領が 30 日以内に認証しない場合、当該法律案は公式に法律となり、法律として制定されなければならない。

### 第 20A 条

- (1) 国民議会は、立法機能、予算機能、監督機能を有する。
- (2) 国民議会は、諸機能を実行する際に、この憲法の他の条文に定められている権限に加えて、質問権(hak interpelasi)、国政調査権(hak angket)、および意見表明権(hak menyatakan pendapat)を有する。
- (3) すべての国民議会議員は、この憲法の他の条文に定められている権利に加えて、質問提出、提案および意見表明権(hak megajukan pertanyaan, menyampaikan usul dan pendapat)、および刑事免責権(hak imunitas)を有する。
- (4) 国民議会の権限および国民議会議員の権利に関するより詳細な規定は、法律によりこれを定める。

### 第 22A 条

法律の作成方法に関するより詳細な規定は、法律によりこれを定める。

### 第 22B 条

国民議会議員は、罷免されることができる。その要件および方法は、法律によりこれを定める。

## 第 IXA 章

### 国家領域

### 第 25E 条

インドネシア共和国单一国家は、群島の特徴を持つ一つの群島国家である。そ

の領域の境界および諸権限は法律によりこれを定める。

**第 X 章**  
**国民および住民**  
**第 26 条**

- (2) 住民とは、インドネシア国民(warga negara Indonesia)およびインドネシアに居住する外国人である。
- (3) 国民および住民に関する事項は、法律によりこれを定める。

**第 27 条**

- (3) すべての国民は、国家擁護の努力に参加する権利と義務を有する。

**第 XA 章**  
**基本的人権**  
**第 28A 条**

何人も生きる権利を有するとともに、生命および生存保持の権利を有する。

**第 28B 条**

- (1) 何人も合法的な婚姻によって家族を形成し、子孫を残す権利を有する。
- (2) すべての児童は、生命の維持、成長、および発達の権利を有し、暴力および差別から保護される権利を有する。

**第 28C 条**

- (1) 何人も、基本的な必要を満たすことで自身を成長させる権利を有し、生活の質の向上と人類の繁栄のために、教育を受け、科学技術、芸術、および文化の恩恵にあずかる権利を有する。
- (2) 何人も、社会、国民、および国家の開発のために共同して諸権利を獲得するために闘争し、自らを増進させる権利を有する。

**第 28D 条**

- (1) 何人も公平な法の承認、保障、保護、および法の確実性を得る権利を有し、法の前で平等に扱われる権利を有する。
- (2) 何人も勤労の権利を有し、労働関係において公平で適切な報酬と扱いを受ける権利を有する。
- (3) すべての国民は、行政において平等の機会を得る権利を有する。
- (4) 何人も国民(kewarganegaraan)の身分を持つ権利を有する。

**第 28E 条**

- (1) 何人も、自由に宗教に帰依しその宗教に従って宗教上の行為を行い、自由に教育と教義を選び、自由に職業を選び、自由に国籍を選び、自由に国家の領

域の中で居住する場所を選び、移転し、また戻ってくる権利を有する。

- (2) 何人も、良心に従って、信条の自由、思想および態度を表明する自由の権利を有する。
- (3) 何人も、結社、集会および意見表出の自由の権利を有する。

#### 第 28F条

何人も、個人および社会環境の発展のために意思伝達し情報を取得する権利を有し、利用可能なすべての手段を使って情報を探し、取得し、所有し、保管し、加工し、伝達する権利を有する。

#### 第 28G条

- (1) 何人も、自己、家族、名誉、尊厳、および権利の及ぶ所有物を保護する権利を有し、基本的権利を成す行為をする、またはしないために脅迫から保護され安全感を得る権利を有する。
- (2) 何人も、拷問および人間の尊厳を傷つけるような扱いから自由である権利を有し、他国から政治的避難所を得る権利を有する。

#### 第 28H条

- (1) 何人も、肉体的精神的に安寧に生きる権利、および居住地を得て、良好で健康的な生活環境を得る権利を有し、かつ保健医療を受ける権利を有する。
- (2) 何人も、平等と公正を達成するために等しく機会と恩恵を得るために便宜と特別の取り扱いを受ける権利を有する。
- (3) 何人も、尊厳ある人間として自己の総体の発展を可能にする社会保障の権利を有する。
- (4) 何人も私的所有権を有し、当該所有権は何人によっても恣意的に移転されなければならない。

#### 第 28I条

- (1) 生存の権利、拷問を受けない権利、思想および良心の自由の権利、信仰の権利、奴隸的拘束を受けない権利、法の前で個人として認められる権利、および過去の法によって訴追されない権利(*hak untuk tidak dituntut atas dasar hukum yang berlaku surut*)は、いかなる状況においても制限されることのない基本的人権である。
- (2) 何人も、いかなる事由にもとづく差別的な取り扱いからも自由である権利を有し、そのような差別的取り扱いからの保護を受ける権利を有する。
- (3) 文化的アイデンティティおよび伝統的社会の権利は、時代と文明の変化に合わせてこれを尊重する。
- (4) 基本的人権の保護、発展、確立、および充足は、国家、特に政府の義務である。

- (5) 民主的法治国家の原則にふさわしい基本的人権を確立し保護するために、基本的人権の実現は、これを法律により保障し、規定し、法規の中に規定する。

### 第 28J条

- (1) 何人も、社会、国民および国家を形成する既存の秩序のなかで、他人の基本的人権を尊重しなければならない。
- (2) 権利および自由を行使するために、何人も、他人の権利および自由を認め、尊重することを保障すること、および民主的・社会における倫理、宗教的価値観、安全、および公共の秩序を考慮した公平な要求に応えることを目的とした法律に定められた制限に従わなければならない。

## 第 XII 章 国家の防衛および治安

### 第 30 条

- (1) すべての国民は、国家の防衛および治安の努力に参加する権利と義務を有する。
- (2) 国家の防衛および治安の努力は、主要戦力としてのインドネシア国軍およびインドネシア共和国国家警察と、支援戦力としての国民が、全国民防衛・治安システムによってこれを遂行する。
- (3) インドネシア国軍は、国家の完全性および主権を防衛、保護、維持することを任務とする国家機構としての陸軍、海軍および空軍からなる。
- (4) インドネシア共和国国家警察は、社会の安全および秩序を保護する国家機構として、社会を保護、警備し、社会に奉仕するとともに、法を堅持する任務を負う。
- (5) インドネシア国軍およびインドネシア共和国国家警察の組織および地位、任務遂行の際のインドネシア国軍とインドネシア共和国国家警察の権限関係、国家の防衛と治安の努力に国民が参加する際の条件、および防衛と治安に関する諸事項については、法律によりこれを定める。

## 第 XV 章 国旗、国語、国章、および国歌

### 第 36A条

国章は、多様性の中の統一という標語をともなうガルーダ・パンチャシラである。

### 第 36B条

国歌は、インドネシア・ラヤである。

## 第 36C 条

国旗、国語、国章、および国歌に関するより詳細な規定は、法律によりこれを定める。

ジャカルタにおいて制定

2000 年 8 月 18 日

インドネシア共和国国民協議会

議長

Prof.Dr.H.M.アミン・ライス(署名)

副議長

副議長

Prof.Dr.Ir.ギナンジャール・カルタサスミタ(署名)

Ir.スチプト(署名)

副議長

副議長

H.マトリ・アブドゥル・ジャリル(署名)

Drs.H.M.フスニ・タムリン(署名)

副議長

副議長

Dr.ハリ・サバルノ,M.B.A.,M.M.(署名) Prof.Dr.ユスフ・アミル・フェイサル,S.Pd. (署名)

副議長

Drs.H.A.ナズリ・アドラニ(署名)

## 資料3-4 MPR 内規の改正に関する MPR 決定 2000 年第1号

(2000 年 8 月 7 日)

「インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号の第1次改正に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第1号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor I/MPR/2000 Tentang Perubahan Pertama Atas Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor II/MPR/1999 Tentang Peraturan Tata Tertib Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia

唯一至高なる神の恩恵を受けて

インドネシア共和国国民協議会は、

- インドネシア共和国国民協議会の構成および性格の安定性のために、インドネシア共和国国民協議会秩序規定が、インドネシア共和国国民協議会決定 1999

年第2号で決定されたこと、

- b. 状況の展開に留意して、インドネシア共和国国民協議会の役割向上させるため、インドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号第 49 条第2項の規定の改正を行う必要があると考えられること、
- c. したがって、インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号の第1次改正に関するインドネシア共和国国民協議会決定が必要であること

を考慮し、

- 1. 1945 年憲法第1条第2項、第2条、および第3条、
- 2. インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号第 32 条、第 106 条、および第 107 条、
- 3. 1999-2004 年国策大綱に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第4 号

に鑑み、

- 1. 2000 年8月7日から 18 日までのインドネシア共和国国民協議会年次会議議事日程に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第1号、
- 2. インドネシア共和国国民協議会秩序規定改正提案に関する協議会作業部会設置に関する 2000 年8月2日付インドネシア共和国国民協議会作業部会文書第 MJ.110/29 号、
- 3. インドネシア共和国国民協議会作業部会によって準備されたインドネシア共和国国民協議会秩序規定改正に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号第 49 条第2項の規定改正提案を討議した 2000 年8月7日から 18 日までのインドネシア共和国国民協議会年次会議における協議、
- 4. インドネシア共和国国民協議会年次会議における 2000 年8月7日の第1回全体会議による決定

に留意し、

インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号の第1次改正に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、

と決定する。

## 第1条

インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号の規定は、次のように改正される。

改正前の第49条第2項:「(2) 協議会は、協議会決定の実行に関する大統領演説

を聴取するため、および/または協議会決定を制定するため、年次会議を開催する。」は、全体として次のように改正する。

「(2) 協議会は、協議会決定の実行に関する大統領報告およびその他の国家高等機関(lembaga tinggi negara)の報告を聴取し討議するため、ならびにその他の協議会決定を制定するため、協議会年次会議を開催する。」

## 第2条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

2000年8月7日

インドネシア共和国国民協議会  
議長

Prof.Dr.H.M.アミン・ライス(署名)

副議長

Prof.Dr.Ir.ギナンジャール・カルタサスミタ(署名)

副議長

Ir.スチプト(署名)

副議長

H.マトリ・アブドゥル・ジャリル(署名)

Drs.H.M.フスニ・タムリン(署名)

副議長

Dr.ハリ・サバルノ,M.B.A.,M.M.(署名) Prof.Dr.ユスフ・アミル・フェイサル,S.Pd. (署名)

副議長

副議長

Drs.H.A.ナズリ・アドラニ(署名)

## 資料3-5 MPR 内規の改正に関する MPR 決定 2000 年第2号 (2000年8月18日)

「インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号の第2次改正に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第2号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor II/MPR/2000 Tentang Perubahan Kedua Atas Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor II/MPR/1999 Tentang Peraturan Tata Tertib Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia

**唯一至高なる神の恩恵を受けて  
インドネシア共和国国民協議会は、**

- a. インドネシア共和国国民協議会の構成および運営方法の強化のために、インドネシア共和国国民協議会秩序規定が、インドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号の第1次改正に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第1号ですでに改正されたインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号で決定されたこと、
- b. 状況の展開に留意して、インドネシア共和国国民協議会の役割を向上させるため、インドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号の第1次改正に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第1号ですでに改正されたインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号のいくつかの規定が改正される必要があると考えられること、
- c. したがって、インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号の第2次改正に関するインドネシア共和国国民協議会決定が必要であること

を考慮し、

1. 1945 年憲法第1条第2項、第2条、および第3条、
2. インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号第 32 条、第 106 条、および第 107 条、
3. 1999-2004 年国策大綱に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第 4 号第5章、
4. 1945 年インドネシア共和国憲法の改正を継続するためのインドネシア共和国国民協議会作業部会の任務に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第9号第1条および第2条、
5. インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号の第1次改正に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第1号

に鑑み、

1. 2000 年8月7日から 18 日までのインドネシア共和国国民協議会年次会議議事日程に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第1号、
2. インドネシア共和国国民協議会秩序規定改正提案に関する協議会作業部会設置に関する 2000 年8月2日付インドネシア共和国国民協議会作業部会文書第 MJ.110/29 号、
3. インドネシア共和国国民協議会作業部会によって準備されたインドネシア共和国国民協議会秩序規定改正に関するインドネシア共和国国民協議会決定

1999年第2号の諸規定の改正提案を討議した2000年8月7日から18日までの  
インドネシア共和国国民協議会年次会議における協議、

4. インドネシア共和国国民協議会年次会議における2000年8月18日の第9回全  
体会議による決定

に留意し、

インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会  
決定 1999年第2号の第2次改正に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制  
定する、

と決定する。

## 第1条

インドネシア共和国国民協議会決定1999年第2号の第1次改正に関するインドネ  
シア共和国国民協議会決定 2000年第1号における改正と同様に、インドネシア共  
和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定1999年第2  
号の諸規定は、次のように改正される。

1. 第4条第*i*号中、「下す」の後に「および/または」の文言を追加し、全文を次のようにする。  
「*i.* 議員宣誓/誓約に違反した議員に対する決定を下す、および/または与える。」
2. 第5条中、「説話者」を「伝達者」の文言に置き換え、「最高の」の後の「および」を「、」に置き換え、全文を次のようにする。  
「議員は、善良で歴智があり、1945年憲法に忠実な国民の声の促進者であり伝  
達者である。」
3. 第6条第1項第*b*号中、「中学卒業あるいは同程度の知識」を「高校卒業あるいは  
同程度の」の文章に置き換え、全文を次のようにする。  
「*b.* インドネシア語が話せ、ローマ文字の読み書きができ、少なくとも高校卒業  
あるいは社会および/もしくは国家部門で同程度の知識と経験を有すること。」
4. 第6条第1項第*f*号中、「精神」の後ろに「および/もしくは」の文言を追加し、全文  
を次のようにする。  
「*f.* 精神および/もしくは記憶に障害がないことが明らかのこと。」
5. 第10条第2項第*c*号中、「決定(ketetapan/keputusan)」を「決定(putusan)」の文言  
に置き換え、全文を次のようにする。  
「*c.* 協議会決定案改正提案の提案権および同提案を支持する権利。」
6. 第10条第2項第*d*号中、「特別」の後に「協議会」の文言を追加し、全文を次の

ようにする。

「協議会総会/特別会議において大統領の政策を評価する権利、および」

7. 第 12 条第2項中、「実行する際には」の文言を削除し、「現行の法律によってこれを行う」の文章を「現行の法規に沿ってこれを実行する」に置き換え、全文を次のようにする。

「(2) 協議会議員/議長団(pimpinan)に対する警察行為は現行の法規に沿ってこれを実行する。」

8. 第 23 条第2項中、「である」を「構成する」の文言に置き換え、「から出された」を「から成る」の文言に置き換え、全文を次のようにする。

「(2) 本条第1項に定められた暫定議長団は、総選挙で第1、第2、第3に得票の多かった政党からそれぞれ提案された3人から成る。」

9. 第 VI 章第3部の標題中、「協議会議長/副議長」を「協議会議長団」の文言に置き換え、全文を次のようにする。

「協議会議長団の欠缺補充」

10. 第27条第3項中、「特別」の後に「協議会」の文言を追加し、全文を次のようにする。

「協議会総会、年次会議、特別会議開催の際に、その補充は報告される。」

11. 第 VI 章第5部の標題中、「職務」は「職務および権限」の文言に置き換え、全文を次のようにする。

「協議会議長団の職務および権限」

12. 第 29 条第1項第 b 号中、「結果」の文言を削除し、「大統領」の後に「およびその他の国家高等機関」の文言を追加して、全文を次のようにする。

「b. 協議会決定をその実行のために大統領およびその他の国家高等機関に手交する。」

13. 第 32 条第 a 号中、「諸決定」の文言は「決定」に変更し、「特別」の後に「協議会」の文言を追加して、全文を次のようにする。

「a. 協議会総会、年次会議、または特別会議の議案および決定案を作成する。」

14. 第 32 条第 b 号中、「特別」の後に「協議会」の文言を追加し、全文を次のようにする。

「b. 協議会総会、年次会議、または特別会議に先立ち協議会議長団に提案および意見を述べる。」

15. 「d. 法規に沿った協議会議長団の職務遂行にあたって協議会議長団を補佐する。」とされていた第 32 条第 d 号を次のように変更する。

「d. 国家運営者によって実行される協議会決定の実行を監視する。」

16. 第32条中、第d号の後に次のような新しい号eを追加する。

「e. 協議会議長団と協力して、協議会予算を計画し編制する職務を遂行する。」
17. 第33条第1項中、「のように」の後に「恒常的および」の文言を追加し、全文を次のようにする。

「(1) 協議会作業部会は、任期中、恒常的および継続的に職務を遂行する。」
18. 第33条第2項中、文体を能動態になるよう変更し、「年次会議」の後の「または」の文言を「および」に置き換え、「特別」の後に「協議会」の文言を追加し、全文を次のようにする。

「(2) 協議会作業部会は、協議会総会、年次会議、および特別会議の討議事項を準備するために、設置後速やかに作業部会会議を開催する。」
19. 第33条第3項は文体を能動態に変更し、「特別」の後に「協議会」の文言を追加し、全文を次のようにする。

「(3) 協議会特別会議の場合、恒久的に職務の遂行ができなくなった大統領および副大統領の欠缺を補充するための協議会特別会議の場合を除き、協議会作業部会は少なくとも協議会特別会議開催2カ月前に会議を開催する。」
20. 第33条第4項を削除する。
21. 第33条第5項を削除する。
22. 第40条第1項中、「特別」の後に「協議会」の文言を追加し、全文を次のようにする。

「(1) 協議会は、協議会総会、年次会議、または特別会議会期中に議事に沿つて、協議会委員会(komisi)を設置する。」
23. 「1. 一定期間に連続して行われる協議会全体会議は、総会、年次会議、または特別会議のいずれの場合も、これを会期と呼ぶ。」となっていた第49条第1項中、「総会、年次会議、または特別会議の」の文章を削除し、全文を次のようにする。

「(1) 一定期間に連続して行われる協議会全体会議は、これを会期と呼ぶ。」
24. 「(2) 協議会は、協議会決定の実行に関する大統領およびその他の国家高等機関報告を聴取し討議するため、ならびにその他の協議会決定を制定するため、協議会年次会議を開催する。」となっていた第49条第2項を次のように変更する。

「(2) 本条第1項に定められた会期は、協議会総会、年次会議、および特別会議の会期である。」
25. 「(1) 協議会総会は、協議会議員の任期開始時に開催される大会である。」となっていた第50条第1項を次のように変更する。

「(1) 協議会総会は、

- a. 協議会議員の任期開始時および終了時に開催される協議会大会である。
- b. 協議会議員の任期開始時に、協議会議員を任命し、協議会議長団を選出・決定し、協議会作業部会を設置し、国策大綱を決定し、大統領および副大統領を選出・任命するために開催され、憲法を決定することおよびその他の協議会決定を制定することができる協議会大会である。
- c. 協議会議員の任期終了時に大統領の責務報告を評価するために開催される協議会大会である。」

26. 「(2) 協議会年次会議は、毎年開催される大会である。」となっていた第 50 条第 2 項を次のように変更する。

「(2) 協議会年次会議は、

- a. 当該協議会議員の任期中、2回の協議会総会の間に毎年開催される大会である。
- b. 協議会決定の実行に対する大統領およびその他の国家高等機関報告を聴取し討議するために開催される大会である。
- c. その他の協議会決定を決定できる大会である。」

27. 「(3) 協議会特別会議は、総会および年次会議の他に開催される大会である。」となっていた第 50 条第 3 項を次のように変更する。

「(3) 協議会特別会議は、

- a. 協議会総会および年次会議の他に開催される協議会大会である。
- b. 協議会決定の実行に関する大統領の責務報告を要請し評価するために国民議会の要請に基づいて開催される協議会大会である。
- c. 大統領および/または副大統領が恒久的に職務の遂行ができなくなったとき、大統領および/または副大統領職の欠缺を補充するために開催される協議会会議である。」

28. 第 72 条第 1 項中、「作業部会」の後に「協議会」の文言を追加し、全文を次のようにする。

「(1) 協議会全体会議(Rapat Paripurna)、協議会作業部会会議、協議会委員会会議、および協議会特別委員会(Panitia Ad Hoc)会議は、当該会議を非公開とすると決定された場合を除き、基本的に公開とする。」

29. 第 79 条第 2 項中、「質の高さ」および「前文、本文、および解説」を削除し、全文を次のようにする。

「(2) 協議の結果としての合意および/または多数決に基づいてなされた決定は、1945 年憲法に規定されているパンチャシラおよび 1945 年 8 月 17 日インドネシア独立宣言の理想に責任を負うことができ、それに反してはならない。」

30. 第 79 条第5項中、「本」の後に「協議会」の文言を追加し、全文を次のようにする。
- 「(5) 本条第1項、第2項、第3項、および第4項の規定は、協議会全体会議、協議会作業部会会議、協議会委員会会議、および協議会特別委員会会議における決定手続きとして有効である。」
31. 「(1) 協議会決定の形態は、a. 国民協議会決定(ketetapan)、b. 国民協議会決定(keputusan)、である。」となっていた第 90 条第1項を次のように変更する。
- 「(1) 協議会決定の形態は、
- a. 憲法改正
  - b. 国民協議会決定(ketetapan)
  - c. 国民協議会決定(keputusan)、である。」
32. 「(2) 国民協議会決定(ketetapan)は、協議会内および協議会外を拘束する法的効力を有する協議会決定である。」となっていた第 90 条第2項を次のように変更する。
- 「(2) 憲法改正は、
- a. 憲法としての法的効力を有する協議会決定である。
  - b. 協議会決定番号を使用しない協議会決定である。」
33. 「(3) 国民協議会決定(keputusan)は、協議会内を拘束する法的効力を有する協議会決定である。」となっていた第 90 条第3項を次のように変更する。
- 「(3) 国民協議会決定(ketetapan)は、
- a. 国家運営政策の方向を内容とする協議会決定である。
  - b. 次の年次会議でその実行について報告されなければならない協議会決定の実行に関する大統領およびその他の関連国家高等機関に対する協議会勧告を内容とする協議会決定である。
  - c. 協議会決定番号を使用する協議会決定である。」
34. 第 90 条中、第3項の後に新たに第4項を追加し、全文を次のようにする。
- 「(4) 国民協議会決定(keputusan)は、
- a. 協議会内部の規則/規程を内容とする協議会決定である。
  - b. 协議会内部を拘束する法的効力を有する協議会決定である。
  - c. 協議会決定番号を使用する協議会決定である。」
35. 第 91 条中、「諸決定」を「決定」の文言で置き換え、全文を次のようにする。
- 「協議会決定の決定の形成は、大統領責務報告および協議会によって必要と認められるその他の問題を除き、4段階の議論を通じてなされる。」
36. 第 92 条第 a 号および第 c 号中、「決定(Ketetapan/Keputusan)」を「決定(putusan)」に置き換え、全文を次のようにする。

- 「a. 第1段階:提出された討議事項に関する協議会作業部会の討議であり、その討議の結果は、第2段階の議論の主要議題として協議会決定案となる。
- c. 第3段階:第1段階および第2段階の議論の全ての結果に対する協議会委員会/特別委員会による議論である。この第3段階における議論の結果は、協議会決定案となる。」
37. 第 95 条中、文頭の「諸決定」を「決定」に置き換え、全文を次のようにする。  
「大統領の諸職務に関する協議会決定は、実行に移されるべく、協議会全体会議の面前で協議会議長団が大統領に対してこれを手交する。」
38. 「国策大綱および大統領責務報告」となっていた第 XV 章の標題を「協議会決定の実行および大統領責務報告」に変更する。
39. 「国策大綱は、協議会決定の形態で決定する。」となっていた第 97 条を次のように変更する。  
「(1) 協議会決定の実行報告は、協議会年次会議において大統領および他の国家高等機関がこれを行う。
- (2) 大統領および他の国家高等機関による協議会決定実行報告は、協議会により討議され、その討議結果は協議会勧告(rekomendasi)となる。
- (3) 大統領および他の国家高等機関による協議会決定の実行報告を聴取し討議する協議会全体会議に、大統領および他の国家高等機関の長官は出席しなければならない。」
40. 「(1) 国策大綱の実行に関する大統領報告/責務を聴取し評価するため、協議会全体会議を開催する。」となっていた第 98 条第1項を次のように変更する。  
「(1) 大統領責務は、協議会議員任期の終了時に開催される協議会総会およびその必要性のために開催される協議会特別会議において報告される。」
41. 「(2) 大統領報告/責務のための協議会総会において、大統領は、会派の一般見解(Pemandangan Umum Fraksi)に関する答弁権(hak jawabnya)を行使することができる。」となっていた第 98 条第2項を次のように変更する。  
「(2) 大統領責務は協議会によって評価され、その評価は、責務の承認または拒否という協議会決定の形をとる。
42. 「(3) 大統領報告/責務が国民議会の要請による協議会特別会議で行われる場合、協議会が責務報告が不十分だと評価したならば、協議会の要請に基づき大統領はこれを補充する。」となっていた第 98 条第3項を次のように変更する。  
「(3) 協議会議員の任期終了時に開催される協議会総会において大統領責務が拒否された場合、当該大統領はその次の任期の大統領候補になることができない。」
43. 「(4) 大統領は、大統領報告/責務に対する協議会各会派の一般見解および最

終意見表明の議事を行う協議会全体会議に出席しなければならない。」となつていて第 98 条第4項を次のように変更する。

「(4) 大統領責務が協議会特別会議で拒否された場合、当該大統領は答弁権を行使することができる。その答弁が同様に協議会で拒否された場合、協議会は大統領を罷免する(memberhentikan)ことができる。」

44. 第 98 条中、第4項の後に新たに第5項、第6項、および第7項を追加し、次のようにする。

「(5) 協議会特別会議が大統領を罷免した場合、

- a. 協議会は、副大統領を残りの任期が終わるまでの大統領として決定する。
- b. 協議会は、残りの任期が終わるまでの新しい副大統領を選出し、任命する。

(6) 恒久的に職務の遂行ができなくなった大統領職および副大統領職の欠缺を補充するための協議会特別会議の場合、協議会は残りの任期が終わるまでの新しい大統領および副大統領を選出し、任命する。

(7) 大統領の責務を聴取、討議、および評価する協議会総会ならびに特別会議の全体会議に、大統領は出席しなければならない。」

45. 第 99 条中、「地位を有する」を「位置づけ」の文言に置き換え、全文を次のようにする。

「協議会は、国家最高機関の官房としての位置づけである事務総局(secretariat jenderal)を置く。」

46. 第 100 条第 a 号中、「職務とする」の後に「提供する、および」の文言を追加し、「会派」を「諸会派」の文言に置き換え、上記「諸会派」の後に「既定の協議会予算に沿った協議会」の文章を追加して、全文を次のようにする。

「a. 既定の協議会予算に沿って、協議会、協議会の補助機関、および協議会の諸会派に奉仕し、その全ての必要性/事業を満たすことを職務とする。」

47. 第 100 条第 b 号中、「特別委員会」の後に「協議会」の文言を追加し、全文を次のようにする。

「b. 協議会作業部会/委員会/特別委員会の議長団が協議会作業部会/委員会/特別委員会決定の草案を完成するのを補佐し、さらにそれぞれの承認印として当該草稿に略式署名を付すため、協議会作業部会/委員会/特別委員会の議長団およびそれら組織の会派代表にその完成文書を返却することを補佐する。」

48. 第 100 条第 c 号中、「決定(Ketetapan/Keputusan)」を「決定(putusan)」に置き換え、全文を次のようにする。

「c. 協議会議長団が協議会決定案を完成するのを編集/法技術的に補佐し、さらに承認印として決定案草稿の各ページに略式署名を付すため、協議会議長

団にその完成品を返却することを補佐する。」

49. 「d. 必要に応じて協議会議長団が自己の予算およびその管理を決定することを補佐する。」となっていた第 100 条第 d 号を次のように変更する。

「d. 協議会歳出計画を、協議会議長団によって承認される前に協議会作業部会が討議し決定するために、準備することを補佐する。」

50. 第 100 条中、第 d 号の後に新たに第 e 号を追加し、次のようにする。

「e. 協議会の必要に応じて予算管理をする際、協議会議長団を補佐する。」

51. 「(1) 協議会事務総局は、DPR 事務総長とは別に、その担当職務について協議会議長団に対して責任を負う、1人の MPR 事務総長1名が率いる。」となっていた第 101 条第1項を次のように変更する。

「(1) 協議会事務総局は、協議会議長団に対して職責を負う1人の協議会事務総長(Sekretaris Jenderal)が率い、1人の協議会事務次長(Wakil Sekretaris Jenderal)が補佐する。」

52. 「(2) 事務総長は、1人の事務次長が補佐する。」となっていた第101条第2項を次のように変更する。

「(2) 協議会事務総長および事務次長は、職権上、協議会作業部会の実行事務局長(Sekretaris Pelaksana)および実行事務次長(Wakil Sekretaris Pelaksana)を兼ねる。」

53. 第 101 条第3項中、文頭の「任命」の文言を削除し、「MPR」を「協議会」に置き換え、全文を次のようにする。

「(3) 協議会事務総長および協議会事務次長は、行政上、大統領により任命され、協議会議長団の提案に基づき公務員規則に従って手続きを行う。」

#### 54. 「**第 XVIII 章 最終規定 第 106 条**

(1) 本決定に関する改正および追加提案は、少なくとも 25 人の議員がこれを提案することができる。

(2) 本条第1項で定められている改正および追加提案は、提案者がこれに署名し、説明を添付する。事務総局によって基本番号を付し、複写した後、これを協議会作業部会に提出する。」となっていた第 XVIII 章第 106 条を次のように変更する。

#### 「**第 XVIII 章 経過規定 第 106 条**

1. 地方代表出身の協議会議員は、地方代表会派(Fraksi Utusan Daerah)に配置されることに同意する。

2. 完全な形での地方代表会派の結成は、十分に準備されなければならない。

3. 2000 年協議会年次会議は、協議会作業部会に対して、2000 年末に本条

第2項にあるその事項を解決するよう要請する。」

55. 旧第 18 章は第 19 章になる。
56. 旧第 106 条は第 107 条になる。
57. 旧第 107 条は第 108 条になる。
58. 旧第 108 条は第 109 条になる。
59. 旧第 109 条は第 110 条になる。
60. 旧第 110 条は第 111 条になる。

## 第2条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

2000 年 8 月 18 日

インドネシア共和国国民協議会

議長

Prof.Dr.H.M.アミン・ライス(署名)

副議長

副議長

Prof.Dr.Ir.ギナンジャール・カルタサスミタ(署名)

Ir.スチプト(署名)

副議長

副議長

H.マトリ・アブドゥル・ジャリル(署名)

Drs.H.M.フスニ・タムリン(署名)

副議長

副議長

Dr.ハリ・サバルノ,M.B.A.,M.M.(署名) Prof.Dr.ユスフ・アミル・フェイサル,S.Pd. (署名)

副議長

Drs.H.A.ナズリ・アドラニ(署名)

## 資料3－6 法源および法規体系に関する MPR 決定 2000 年第3号

「法源および法規体系に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第3号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor III/MPR/2000  
Tentang Sumber Hukum Dan Tata Urutan Peraturan Perundang-Undang

唯一至高なる神の恩恵を受けて  
インドネシア共和国国民協議会は、

- a. 国民の歴史的経験から、および挑戦に満ちた未来に直面し、インドネシア国民

は、国民および国家を運営する上で、法の優越(supremasi hukum)が真摯に実行されなければならないという結論に達したこと、

- b. 法に基づくインドネシア共和国単一国家はインドネシア共和国法規構成にとっての指針となる法源を明らかにする必要があること、
- c. 法の優越を確保するためには、秩序体系に沿った社会、国民、および国家生活を規定する法規を形成する法的規制が必要であること、
- d. 地方自治の実施を確実にするために、法規体系の中に地方の規定を位置づける必要があること、
- e. 暫定国民協議会決定 1966 年第 20 号に基づくインドネシア共和国法秩序源およびインドネシア共和国法規体系の理解に混乱が生じており、その結果、法規構成の基礎となりえていないこと、
- f. 第 a、b、c、d、e 号で述べた判断に基づき、法源および法規体系に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する必要があると考えられることを考慮し、

1. 1945 年憲法第1条第2項、第2条、および第3条、
2. インドネシア共和国暫定国民協議会決定の形をとる成果の見直しに関するインドネシア共和国国民協議会決定 1973 年第5号、
3. インドネシア共和国国民協議会決定 1973 年第5号第3条の内容の精緻化の必要性に関する 1978 年インドネシア共和国国民協議会決定第9号、
4. インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号、
5. インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号の第1次改正に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第1号

に鑑み、

1. 2000 年8月7日から 18 日までのインドネシア共和国国民協議会年次会議日程に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第1号、
2. インドネシア共和国国民協議会作業部会によって準備された法源および法規体系に関するインドネシア共和国国民協議会決定案を討議した 2000 年8月7 日から 18 日までのインドネシア共和国国民協議会年次会議における協議、
3. インドネシア共和国国民協議会年次会議における 2000 年8月 18 日の第9回全体会議による決定

に留意し、

法源および法規体系に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、  
と決定する。

## 第1条

- (1) 法源(sumber hukum)とは、法規を構成する本質となる源である。
- (2) 法源は、成文および不文法源からなる。
- (3) 国家の基本的法源は、唯一至高なる神、公平で文化的な人道主義、インドネシアの統一、協議と代議制において叡智によって導かれる民主主義、インドネシア全国民に対する社会主義を内容とする 1945 年憲法前文に記述されているパンチャシラおよび 1945 年憲法本文である。

## 第2条

法規体系(tata urutan peraturan perundang-undangan)は、次の法的規制を作成する指針となる。

インドネシア共和国の法規体系は次のとおりである。

1. 1945 年憲法、
2. インドネシア共和国国民協議会決定、
3. 法律(Undang-Undang)、
4. 法律代行政令(Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-Undang: Perpu)、
5. 政令(Peraturan Pemerintah)、
6. 大統領決定(Keputusan Presiden)、
7. 地方政令(Peraturan Daerah)。

## 第3条

- (1) 1945 年憲法は、インドネシア共和国成文基本法を形成し、国家運営における法的な基礎および大綱である。
- (2) インドネシア共和国国民協議会決定は、国民協議会の大会で決定された、国民主権を実行するための国民協議会の決定である。
- (3) 法律は、1945 年憲法およびインドネシア共和国国民協議会決定を実行するために国民議会が大統領とともにこれを策定する。
- (4) 法律代行政令は、緊急の問題について大統領がこれを策定し、次の規定に従う。
  - a. 法律代行政令は、次の大会の国民議会にこれを提出しなければならない。
  - b. 国民議会は、法律代行政令を変更せずに受諾、または拒否することができる。
  - c. 国民議会がこれを拒否した場合、当該法律代行政令は破棄されなければならない。
- (5) 政令は、法律を執行するために、政府がこれを策定する。
- (6) 機能と職務を遂行するために大統領が定める大統領決定は、国家行政および

政府行政の執行規定である。

- (7) 地方政令は、上記の法規定を実行し、関係する地方の特殊事情を受けとめるための規定である。
- a. 州地方政令は、州議会が州知事とともにこれを策定する。
  - b. 県/市地方政令は、県/市議会が県知事/市長とともにこれを策定する。
  - c. 村政令もしくは同様の地方政府政令は、村委会もしくは同様の地方会がこれを策定する。村政令もしくは同様の地方政府政令の制定手続きは、関係する県/市議会がこれを策定する。

#### 第4条

- (1) この法規体系に適うよう、下位にあるすべての法規は上位の法規に反してはならない。
- (2) 最高裁判所規程もしくは決定、会計検査院規程もしくは決定、大臣規程もしくは決定、インドネシア銀行規程もしくは決定、庁規程もしくは決定、または政府によって設置された同じ権限を持つ委員会の規程もしくは決定は、この法規体系に定められた規程に反してはならない。

#### 第5条

- (1) 国民協議会は、1945 年憲法および国民協議会決定に関する法律を審査する権限を有する。
- (2) 最高裁判所は、法律次の法規を審査する権限を有する。
- (3) 第2項で意図されている審査は即効力を持ち、破棄審(kasasi)の過程を経ることなくこれを執行する。
- (4) 第2項および第3項で規定されている審査についての最高裁判所決定は、拘束力を有する。

#### 第6条

法律、政令、地方政令の制定方法、および最高裁判所による法規審査の方法、ならびに大統領決定の範囲規定は、より詳細に法律でこれを定める。

#### 第7条

この法源および法規体系に関する国民協議会決定を制定したことに伴い、インドネシア共和国法秩序源およびインドネシア共和国法規体系に関するゴトン・ヨロン国民議会覚書に関する暫定国民協議会決定 1966 年第 20 号および国民協議会決定 1973 年第5号第3条第1項の内容の精緻化の必要性に関する国民協議会決定 1978 年第9号は破棄され、もはや有効ではないことを宣言する。

#### 第8条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定  
2000年8月18日

インドネシア共和国国民協議会

議長

Prof.Dr.H.M.アミン・ライス(署名)

副議長

Prof.Dr.Ir.ギナンジャール・カルタサスミタ(署名)

副議長

Ir.スチプト(署名)

副議長

H.マトリ・アブドゥル・ジャリル(署名)

Drs.H.M.フスニ・タムリン(署名)

副議長

Dr.ハリ・サバルノ,M.B.A.,M.M.(署名) Prof.Dr.ユスフ・アミル・フェイサル,S.Pd. (署名)

副議長

副議長

Drs.H.A.ナズリ・アドラニ(署名)

資料3-7 地方自治実施政策勧告に関するMPR決定2000年第4号

「地方自治実施における政策勧告に関するインドネシア共和国国民協議会決定2000年第4号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor IV/MPR/2000 Tentang Rekomendasi Kebijakan Dalam Penyelenggaraan Otonomi Daerah

唯一至高なる神の恩恵を受けて

インドネシア共和国国民協議会は、

- a. 国家開発の不可欠な部分としての地方開発は、地方自治、国家資源の公正な管理、および中央と地方の財政均衡を通じて実行されること、
- b. この間、地方自治の実施は期待されたようには実施されず、その結果、多くの失敗を経験し、決定された目標を達成することができなかつた。その失敗によって、不満が表面化し公正感が傷つけられ、分離要求とより高度の地方自治の実行を求める強い要求を生んだこと、
- c. 国家高等機関によって出された地方自治に関する法規の形をとる協議会の政策はまだ十分に実行されていないこと、
- d. 第 a、b、および c 号の判断に基づいて、地方自治実施における政策勧告に関

- する協議会決定を行う必要があること  
を考慮し、
1. 1945 年憲法第 18 条および第 23 条第1項、
  2. インドネシア共和国単一国家の枠組みの中における地方自治の実施、国家資源の公平な管理・分配・利用、および中央と地方の財政均衡に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第 15 号、
  3. インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号、
  4. 1999-2004 年国策大綱に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第 4 号、
  5. インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号の第1次改正に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第1号
- に鑑み、
1. 2000 年8月 7 日から 18 日までのインドネシア共和国国民協議会年次会議日程に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第1号、
  2. インドネシア共和国国民協議会作業部会によって準備された地方自治実施における政策勧告に関するインドネシア共和国国民協議会決定案を討議した 2000 年8月 7 日から 18 日までのインドネシア共和国国民協議会年次会議における協議、
  3. インドネシア共和国国民協議会年次会議における 2000 年8月 18 日の第9回全体会議による決定
- に留意し、  
**地方自治実施における政策勧告に関するインドネシア共和国国民協議会決定**を制定する、
- と決定する。

## 第1条

地方自治実施政策勧告は、次のような構成となっている。

- I. 背景
- II. 問題群
- III. 勧告
- IV. 結語

## 第2条

第1条に規定された勧告の内容は、1つの草稿の中で解説され、本決定から切り

離すことのできない部分である。

### 第3条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

2000年8月18日

#### インドネシア共和国国民協議会

議長

Prof.Dr.H.M.アミン・ライス(署名)

副議長

Prof.Dr.Ir.ギナンジャール・カルタサスミタ(署名)

副議長

Ir.スチプト(署名)

副議長

H.マトリ・アブドゥル・ジャリル(署名)

副議長

Drs.H.M.フスニ・タムリン(署名)

副議長

Dr.ハリ・サバルノ,M.B.A.,M.M.(署名) Prof.Dr.ユスフ・アミル・フェイサル,S.Pd. (署名)

副議長

Drs.H.A.ナズリ・アドラニ(署名)

#### 地方自治実施における政策勧告

##### I 背景

国民協議会は、経済、政治、社会・文化領域における公正の達成プロセス、法の堅持、および人権の尊重に関する社会の要望と要求がもはや猶予ならぬところまで来ていることに注意を払ってきた。公正な民主的社会を創造するための民主化プロセスをより促進しようとする社会の要望と要求が、変動期の挑戦に応えるインドネシア国民の1つのダイナミズムとなり、国民および国家にとってより良い将来を創造する努力に見通しを与えた。

こうした社会の願望に応える枠組みとして、国民協議会は、地方自治の実行が将来を見据えた基礎的な熟考を要する戦略的努力の一つとなると考えた。そのような考慮は、「多様性のなかの統一」の精神を持った国民として、多様性に対する認識を伴った民主、平等、公正の大原則に基づいた包括的な地方自治政策にまとめられた。地方自治政策は、次の目標を達成することを目指している。

1. 地方における公共サービスの向上および社会と政府機構の創造性の発展。
2. 権限と財政における中央政府・地方政府間の関係および地方政府間の関係の平等化。

3. 地方における国民感情、民主主義、および社会の繁栄の増進を保証するため。
4. より広範な地方の自立性の実現。

## II. 地方自治実施における問題群

地方自治実施において直面している基本的な問題群は、次のようなものである。

1. この間、中央政府による地方自治の実施は、これまで憲法の要請とは考えられてこなかったため、その結果として分権化が行き詰まってしまった。
2. 中央集権化政策の強さは、地方の社会と政府機構の創造性をほとんど殺してしまうほど各地方の中央依存をますます高める結果となった。
3. 天然資源、文化的資源、経済基盤、および人的資本の質のレベルには、中央・地方間および地方間に大きな格差がある。
4. 地方自治の実施を妨害するさまざまな集団の利害が存在する。

地方自治と中央地方財政の均衡に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第 15 号および地方行政に関する法律 1999 年第 22 号ならびに中央・地方政府間の財政均衡に関する 1999 年法律第 25 号に現れているように、上記の基本的な問題群および早急に地方自治の実行を促進させたいという社会の要望に鑑み、国民協議会は勧告を提出する。

## III. 勧告

本勧告は、下記の勧告の各項目にあわせて対策を講じるよう政府および国民議会に向けられている。

1. アチェ特別地方とイリアン・ジャヤの特別自治に関する法律は、1999-2004 年国策大綱に関する国民協議会決定 1999 年第4号の要請に従いつつ、関係する地域社会の要望に配慮して、遅くとも 2001 年 5 月 1 日までにこれを制定する。
2. その他の地方における地方自治の実施は、地方行政に関する法律 1999 年第 22 号、中央と地方政府の間の財政均衡に関する法律 1999 年第 25 号に従いつつ、次の事項に注意して、既定の計画に従って施行する。
  - a. 上記2法施行のために必要なすべての政令は、遅くとも 2000 年 12 月末までにこれを公布する。
  - b. 全面的に地方自治を実施する用意のある地方は、2001 年 1 月 1 日から中央と地方の予算執行において直ちに実施する。
  - c. 全面的に地方自治を実施する用意のできていない地方は、能力に応じて段階的に実施する。
  - d. 上記2法施行のために必要な政令の一部またはすべてが、2000 年 12 月

末までに制定されなかつたときは、用意のできている地方には、実施方法を規定する地方政令を定める機会が与えられる。ただし、その後政令が制定されたときは、これらの地方政令は政令に適合させなければならない。

3. 地方自治の実施にあたって、それぞれの地方において地方自治基本計画(*rencana induk pelaksanaan otonomi daerah*)を作成する。その計画においては、実施段階、組織の制限、定員、インフラ、予算管理制度、住民管理制度などを考慮する。
4. 天然資源の限られた地方に対しては、その地方にある国営企業の利益の一部およびその地方で操業している企業の所得税の一部を取得することができる可能性に配慮しつつ、財政の均衡を図る。
5. 天然資源の豊富な地方については、中央・地方間の財政均衡派公正と妥当性に配慮しなければならない。教育を受けた人材の限られた地方については特に注意が払われなければならない。
6. 地方自治を実施するにあたって、それぞれの地方に問題解決のための部局間の調整チームを設立し、明確なプログラムを通じて地方自治を円滑に進めるため、政府機関および非政府機関を活性化する。
7. 分権化、民主主義、および中央・地方間の平等な関係の精神に従い、地方行政に関する法律 1999 年第 22 号および中央・地方政府間の財政均衡に関する法律 1999 年第 25 号にに対して基本的な見直しを開始することが必要である。企図される見直しには、1945 年憲法第 18 条に沿って、州、県/市、および村(*desa/nagari/marga*)等に階層的な自治(*otonomi bertingkat*)を与えることも含まれる。

#### IV. 結語

本協議会決定の実行結果は、次の協議会年次会議に対して、国策大綱実行報告の一部として、大統領および国民議会が報告する。

#### 資料3-8 国民の統一と単一性の強化に関する MPR 決定 2000 年第5号

「国民の統一と単一性の強化に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第5号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor V/MPR/2000

## Tentang Pemantapan Persatuan Dan Kesatuan Nasional

**唯一至高なる神の恩恵を受けて  
インドネシア共和国国民協議会は、**

- a. 唯一至高なる神の恩恵を受け、1945年8月17日に独立を宣言したインドネシア共和国単一国家(Negara Kesatuan Republik Indonesia)は、特別な特徴を有している。つまり、非常に広大で、サバンからメラウケにかけて広がり、一つの祖国、一つの民族、一つの統一言語、すなわちインドネシア、という強い意志によって統一された群島領域の1万数千の島々に散らばって居住している種族(suku)、文化および宗教の多様性という特徴を有し、国家の基礎としてパンチャシラに基づいていること、
- b. 上記の多様性が、過去、現在、未来にわたるインドネシア国民の長い歴史的過程を強く規定する要因となっていること、
- c. インドネシア国民の歴史はすでに、不公正、人権侵害、法の堅持の弱さ、汚職、癪着、身内びいきの慣行の結果としての数々の紛争、水平的ならびに垂直的な多くの紛争を経験してきたこと、
- d. 貿易および技術進歩によって引き起こされたグローバル化が、ヒト、モノ、サービス、カネ、および情報の流れを速め、政治、経済、社会、文化、防衛および治安に大きな影響を与え、しかしながら警戒しなければ、インドネシア共和国単一国家の一体性に脅威を与える潜在力となりうること、
- e. そのためには、より良い未来に向かうインドネシア共和国単一国家を確固たるものにすべく、社会、国民、および国家を統一する努力において、インドネシア国民の多様性の尊重に対する国民全体の覚醒と関与が必要であること、
- f. それに関連して、国民の統一と单一性の強化に関するインドネシア共和国国民協議会決定が必要であること

を考慮し、

1. 1945年憲法、
2. インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号、
3. インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号の第1次改正に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第1号

に鑑み、

1. 2000年8月7日から 18 日までのインドネシア共和国国民協議会年次会議日程に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第1号、

2. インドネシア共和国国民協議会作業部会によって準備された国民の統一と単一性の強化に関するインドネシア共和国国民協議会決定案を討議した 2000 年 8月 7 日から 18 日までのインドネシア共和国国民協議会年次会議における協議、
3. インドネシア共和国国民協議会年次会議における 2000 年 8月 18 日の第9回全体会議による決定

に留意し、

国民の統一と単一性の強化に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、

と決定する。

## 第1条

本決定は、国民の統一と単一性の強化の意味について全体的に叙述する体系的な議論によって、次のように構成される。

第I章 序文

第II章 問題確認

第III章 必要条件

第IV章 政策の方向性

第V章 実行原則

第VI章 結語

## 第2条

第1条で規定された内容および詳細な解説は、国民の統一と単一性の強化草稿および付属文書にあり、本決定から切り離すことのできない部分である。

## 第3条

- (1) インドネシア共和国大統領に対し、国民の統一と単一性の強化に関するインドネシア共和国国民協議会決定を早急に実行し、インドネシア共和国国民協議会年次会議でその実行を報告することを命じる。
- (2) インドネシア共和国国民協議会作業部会に対して、国民倫理規定および将来のインドネシア像を策定し、インドネシア共和国国民協議会年次会議にその実行を報告することを命じる。

## 第4条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

2000 年 8月 18 日

## インドネシア共和国国民協議会

議長

Prof.Dr.H.M.アミン・ライス(署名)

副議長

Prof.Dr.Ir.ギナンジャール・カルタサスミタ(署名)

副議長

H.マトリ・アブドゥル・ジャリル(署名)

副議長

Dr.ハリ・サバルノ,M.B.A.,M.M.(署名) Prof.Dr.ユスフ・アミル・フェイサル,S.Pd. (署名)

副議長

Drs.H.A.ナズリ・アドラニ(署名)

副議長

Ir.スチプト(署名)

副議長

Drs.H.M.フスニ・タムリン(署名)

副議長

副議長

Drs.H.A.ナズリ・アドラニ(署名)

## 国民の統一と單一性の強化

### 第Ⅰ章

#### 序文

##### A. 背景

インドネシアは、さまざまな種族(suku)、文化、宗教から構成される大民族(bangsa besar)である。その多様性は、富と力になる一方、同時にインドネシア国民にとっての挑戦でもある。その挑戦は、インドネシア国民が、国内外からの社会、国民、国家のダイナミズムに直面して協力と統一を必要としたとき、最も切実に感じられる。

1928年10月28日、さまざまな地方出身の青年は、国民の統一と單一性から建設される力について十分に認識していた。彼らは、一つの祖国、一つの民族、そして一つの統一言語、すなわちインドネシア、と言明した青年の誓いを通じて、一つになることを合意した。その一体化に対する精神と運動は、占領から自己を開放するための団結した運動を生み出すインスピレーションの源となった。そしてインドネシア国民は、1945年8月17日に独立を宣言した。独立宣言は、国民の理想と目標を実現するための独立と主権を有するサバンからメラウケまでの領域を覆うインドネシア共和国単一国家を一致団結して建設するという誓約であった。

インドネシア共和国単一国家の建設当初から、国家建設者は、多様な社会の存在が、認められ、受け入れられ、尊重されなければならないものであり、後に「多様性のなかの統一」の標語で認識されるインドネシア国民の富を形成していることを認識していた。しかしながら、多様性を管理する能力の欠如、一部の社会の多様性を受け入れる準備の不足、そして「分割して統治する(*divide et impera*)」による植民地政治の継続の影響が、国民の統一と單一性を脅かすような数々の摩擦を生む結果

となつたこともまた認識されていた。

国家の歩んできた歴史のなかで、インドネシアは、中央集権的な権力を誤用した結果として大変動や反乱を経験したが、国民指導者間の意見の違いを解決することはできず、また意見の違いを尊重し多様性を受け入れる社会を準備することもできなかった。上記の問題は、不公正、中央・地方間の垂直的紛争、社会構成員間の垂直的な紛争、イデオロギー的・宗教的対立、構造的貧困、社会的格差などを生み出した。

新体制政府は、当初権威主義的で中央集権的だった前政権の修正を行うことを目指したが、結局再び同じことを繰り返した。その状況は、汚職、癪着、身内びいきの跋扈と、権力強化のための政治的道具としてインドネシア共和国国軍を誤用したことによって、さらに悪化した。

経済危機がアジア、特に東南アジア諸国を襲ったとき、最も被害の大きかったのがインドネシアであった。新体制政府によって作り上げられた経済システムは、社会の繁栄を実現することに完全に成功したわけではなかった。結果的に、経済的困難と社会的格差が生まれ、信用危機が拡散した。代わって、社会の不満が全体的改革(reformasi total)の要求という形で頂点に達した。

実際、改革運動は、すべての領域における民主化を実行し、法と公正を確立し、人権を保障し、汚職、癪着、身内びいきを撲滅し、地方自治と中央・地方政府間の財政均衡を実行し、インドネシア共和国国軍の役割と地位を見直すよう求める要求となつた。

改革運動の結果を実現し、発生している数々の紛争を終わらせるためには、国民の統一と单一性を強化するための社会市民(warga masyarakat)全員の自覚と関与が必要であることは明らかである。国民の統一と单一性は、各社会市民が多様性の中で暮らし、うまくそれを管理できたときに初めて達成することができる。

## B. 目的および目標

国民の統一と单一性の強化に関する決定は、現在の問題を見つけ出し、国民和解のために作り出されなければならない状況を明確にし、国民の統一と单一性の強化を実行する案内役としての政策の方向性を決定するための、目的および目標を有する。

国民の統一と单一性を強化するための真摯な自覚と関与は、国民真実和解委員会(Komisi Kebenaran dan Rekonsiliasi Nasional)の設置、国民倫理や将来のインドネシア像の策定といった形で、明確な手段によって実現されなければならない。

## 第Ⅱ章

### 問題確認

現在、インドネシア国民は、非常に広範な危機の発生の原因となった数々の問題に直面している。それら諸問題の発生の原因となった要因は、次のように確認される。

1. 宗教の諸価値や民族文化の諸価値が、社会の一部によって国民や国家の道徳律とならなかった。この問題は、後に、不公平、法の侵害、および人権侵害の形で道徳の危機を生んだ。
2. 国家イデオロギーとしてのパンチャシラは、権力者によって一方的に解釈され、権力維持のために誤用されてきた。
3. 文化社会紛争は、国民、社会および宗教の多様性が政府や社会によって適切、公平に管理されなかつたために発生した。この問題は、封建的で家産的な行政統治方法を復活させようとする権力者によってますます悪化しており、その結果、国民の統一と单一性を危うくする水平的な紛争を発生させている。
4. 法が権力の道具となり、権力行使者がそれを享受した結果、法の下で国民の権利は平等であるという公正の原理と矛盾する結果となつた。
5. 汚職、癪着、身内びいきの慣行を伴い、一部の大企業グループに偏った経済活動は、長期化する経済危機、国家によって負担されなければならない巨額の債務、ますます高まる失業と貧困、ますます拡大する社会経済的格差の原因となつた。
6. 権威主義的な政治システムは、社会の願望を満たし、社会の利益のために闘うことのできる指導者を生み出すことができなかつた。
7. しばしば社会集団間の紛争、流血、復讐を引き起こす権力の移行は、順調には進行していない民主的プロセスの結果として発生した。
8. 民主的プロセスを無視してきた政府が続いたため、民衆は政治的要望を表明することができず、自由、平等、および公正を求める改革運動へつながる政治摩擦が発生した。
9. 中央集権的な政府は、中央政府と地方政府の間に不平等と不公平をもたらし、その結果、垂直的な紛争やインドネシア共和国単一国家からの分離要求が発生した。
10. 政府内部および国民代表機関による監視機能の弱さの結果発生した権力の乱用と、当時の社会およびマスメディアによる監視の限界のため、清潔で責任ある行政を実施するための行政の透明性と責任は生まれなかつた。その結果、国家運営に対する社会の信用が低下した。
11. 新体制期のインドネシア共和国国軍の二重機能における社会政治的役割の遂

行と、権力機構としてのインドネシア共和国国軍の誤用が、インドネシア国軍とインドネシア共和国国家警察の役割の逸脱を生み、民主主義を成長させなかった。

12. 政治、経済、社会、および文化領域におけるグローバル化は、インドネシア国民にとって利益をもたらす可能性があるが、警戒されなければ、国民にとって否定的なインパクトを与える可能性がある。

### 第Ⅲ章 必要条件

現在直面している国民の諸問題は、安定的な国民の統一と單一性を創造する和解プロセスを通じて、徹底的に解決されなければならない。そのためには、次のような条件が必要とされる。

1. 善行をなし、悪行および法や人権に反する行為を回避するための道徳律としての宗教的価値や民族文化的価値を実現すること。宗教的価値や民族文化的価値は、常に正義に味方し、過ちを悔い改めた者に対しては許しを与える。
2. 国民統一の基礎としてパンチャシラの第3原則であるインドネシアの統一の原則を実現すること。
3. 国民の多様性を理解し、適切で公平な方法で管理できる国家運営を実現し、その結果として、寛容、社会的親和、国民の協力と平等を実現すること。
4. 正義と公正を志向する哲学的価値、社会に有用で有効な価値体系を志向する社会的価値、および法的秩序や確実性を保証する法規に立脚した司法的価値に基づいた法システムを確立すること。このことは、現行の法律に従って過去の事件について真実を解明する意思と能力があること、過去の誤りを認めること、そして国民和解のために相互に許し合う態度と行動を育てることを伴っている。
5. 国民経済、特に人民経済(perekonomian rakyat)を改善すること。その結果、人民経済の重荷と失業を減らすことができ、それは後に、経済活動に楽観的感情と活気を呼び起こす。
6. 社会に信頼される指導者を選出することのできる民主的な政治システムを実現すること。
7. 民主的で、整然とした、平和的な手段による権力移行過程を実現すること。
8. 自由で責任ある方法で政治的決定プロセスに参加するため、社会の権利と義務を保障する民主主義を実現すること。その結果、国民の統一を強化するための自覚が生まれる。
9. 国民の統一と單一性への構想を保ちながら、地方に自らの地方を管理する権限を与える、公平な地方自治を実施すること。

10. 国家運営に対する社会の信用および社会の構成員間の信用を回復すること。  
それが国家における協調の基礎となる。
11. 社会に安全と秩序の感覚を生み出すため、インドネシア国軍とインドネシア共和国国家警察の専門性を向上させ、イメージを回復させること。
12. 質が高く、グローバル化から積極的な利益を得るために協力することができ、また競争力のあるインドネシアの人的資源を作り出すこと。

## 第 IV 章

### 政策の方向性

国民の統一と単一性を強化する努力において和解を実行するための政策の方向性は、次のとおりである。

1. 国家および社会運営者の道徳と倫理を強化するために、国民および国家生活の道徳律として宗教的価値および民族文化的価値を作り出す。
2. 社会に開かれた表現と対話を通じて、パンチャシラを開かれた国家イデオロギーとする。その結果、将来のインドネシア像に沿って挑戦に応えることができる。
3. 共同、平等、寛容、および相互尊重の原則に基づく対話と協力を通じて、宗教、種族、その他の社会集団の間の、そしてそれら集団内の社会的調和を高める。社会文化生活に対する政府の介入は減らされる必要があり、その一方で、社会の潜在力とイニシアティブが高められる必要がある。
4. 首尾一貫し責任ある方法で法および法律の優位を確立し、人権を保障し、尊重する。そのステップは、数々の汚職、癒着、身内びいき事件および人権侵害事件を法的に処理し、解決することから進められなければならない。
5. 社会の繁栄と安寧を、特に人民経済および地方経済の強化に基づく経済開発を通じて、高める。
6. 民主的な政治システムの改善を通じて社会を強化し、その結果として、質が高く、責任感があり、社会から信頼され、国民と国家を統一することのできる指導者を生み出すことができる。
7. 法と法律に従って、整然として、平和的で、民主的な権力の移行を実現する。
8. さまざまな政治構造および権力関係のレベルで、権力の配分が均衡した形になるよう政治を組織する。各政治的決定は、国民主権を尊重して、民主的で透明性のあるプロセスを通じなければならない。
9. 地方自治政策を実行し、公平な財政均衡を実現し、公共サービスの一連の普及を高め、経済開発と地方所得の格差を改善し、憲法の要請に基づいて地方の文化的価値を尊重する。

10. 国家運営において、一貫性、専門性、責任を高め、建設的で効果的な社会管理を実施するため社会を強化する。
11. 防衛分野で役割を果たす国家機構としてのインドネシア国軍と、治安分野で役割を果たす国家機構としてのインドネシア共和国国家警察を効果的なものにするとともに、国民の一部としてのインドネシア国軍およびインドネシア共和国国家警察の真髓を取り戻す。
12. インドネシアの人的資源の能力を高め、その結果、国民の統一と単一性の構想を保ったまま、世界市民として協力し競争するようになる。

## 第 V 章

### 実行原則

1. 政策の方向性は、国民および国家における国家運営と社会行動を規制する法規を制定する際の指針である。
2. 政府に対して、次のことを命ずる。
  - a. 認識を同じくして、解決策を見つけるために、さまざまな視点を持った宗教、種族、および社会集団の多様性を代表する、多くの公式・非公式の国民構成員全てを取り込んだ国家および地方レベルでの対話と協力を促進する。
  - b. 国民の統一と単一性を強化するため、徹底的で、公平で、正当な方法で、諸地方における問題や紛争を平和的に、早急に終わらせる。
3. 司法外(ekstra-yudisial)機関として国民真実和解委員会を設置する。その委員数および規準は法律でこれを定める。本委員会は、現行の法規に従って、過去の権力乱用や人権侵害を解明することで真実を確立し、国民としての共通の利益の観点から和解を進めることを職務とする。真実が解明された後のステップとして、過ちを認め、許しを請い、許しを与え、和解し、法を確立し、罪を免除し、社会復帰させ、社会の公正感に十分に配慮して、国民の統一と単一性を確立するのに役立つようなその他の選択肢が実行される。
4. インドネシア共和国国民協議会作業部会に次のことを命ずる。
  - a. 広範囲にわたる生活倫理、つまり、政治、法、経済、社会文化、政府、その他の分野における倫理に関する規程を含む国民生活倫理を策定する。
  - b. インドネシア将来像を策定し、その将来像に対する自覚を育てるための文化的プロレスを通じて、それを社会に定着させなければならない。

## 第 VI 章

### 結語

本決定は、法的および政治的メカニズムを通じて、また社会化および文化的プロセスを通じて、国民の統一と单一性の強化を目指した和解を実行するための政策の方向性を定めた。その結果として、国家および社会運営のための国家行動指針となる。

国民の統一と单一性を強化するための和解を実行することで、インドネシア国民が過去の諸問題に終止符を打ち、その結果として、危機を克服し、よりよい将来に向かって全ての分野における開発が進展することを実現するよう期待される。

付属文書 国家統一強化表(第 II、III、IV 章より)

(省略)

### 資料3-9 国軍と国家警察の分離に関する MPR 決定 2000 年第6号

「インドネシア国軍とインドネシア共和国国家警察の分離に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第6号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor VI/MPR/2000 Tentang Pemisahan Tentara Nasional Indonesia Dan Kepolisian Negara Republik Indonesia

唯一至高なる神の恩恵を受けて  
インドネシア共和国国民協議会は、

- a. 改革要求および将来の挑戦の一つが民主化の実行であり、インドネシア共和国国軍(Angkatan Bersenjata Republik Indonesia)の地位を見直し、再編する必要があること、
- b. 防衛・治安分野における政策により、陸軍、海軍、空軍、およびインドネシア共和国国家警察がインドネシア共和国国軍に統合されてきたこと、
- c. この統合の結果として、国家防衛力としてのインドネシア国軍(Tentara Nasional Indonesia)の役割および機能と、社会治安・秩序力としてのインドネシア共和国国家警察の役割と任務の間に混乱と重複が生じたこと、
- d. インドネシア共和国国軍の二重機能(dwifungsi)における社会政治的役割は、インドネシア国軍およびインドネシア共和国国家警察の役割と機能の逸脱に

つながり、その結果、国民、国家、および社会生活における民主主義の諸原則を育成させなかつたこと、

- e. 第 a、b、c、および d 号で意図された判断に基づき、インドネシア国軍組織とインドネシア共和国国家警察組織の分離に関する国民協議会決定が必要であること

を考慮し、

1. 1945 年憲法第1条、第2条、第3条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、および第 30 条、
2. インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号、
3. 1999-2004 年国策大綱に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第 4号、
4. インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号の第1次改正に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第1号

に鑑み、

1. 2000 年8月7日から 18 日までのインドネシア共和国国民協議会年次会議日程に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第1号、
2. インドネシア共和国国民協議会作業部会によって準備されたインドネシア国軍とインドネシア共和国国家警察の分離に関するインドネシア共和国国民協議会決定案を討議した 2000 年8月7日から 18 日までのインドネシア共和国国民協議会年次会議における協議、
3. インドネシア共和国国民協議会年次会議における 2000 年8月 18 日の第9回全体会議による決定

に留意し、

**インドネシア国軍とインドネシア共和国国家警察の分離に関するインドネシア共和国国民協議会決定**を制定する、

と決定する。

## 第1条

インドネシア国軍(Tentara Nasional Indonesia)およびインドネシア共和国国家警察(Kepolisian Negara Republik Indonesia)は、それぞれの役割と機能に従って組織的に分離される。

## 第2条

- (1) インドネシア国軍は、国家防衛を任務とする国家機構である。

- (2) インドネシア共和国国家警察は、治安維持を任務とする国家機構である。
- (3) 防衛活動と治安活動の関連が存在する問題においては、インドネシア国軍とインドネシア共和国国家警察は協力し、相互に支援しなければならない。

### 第3条

- (1) インドネシア国軍およびインドネシア共和国国家警察の役割は、国民協議会決定でこれを定める。
- (2) 完全で詳細なインドネシア国軍とインドネシア共和国国家警察に関する諸事項は、より詳細に法律でこれを別に定める。

### 第4条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

2000年8月18日

インドネシア共和国国民協議会

議長

Prof.Dr.H.M.アミン・ライス(署名)

副議長

Prof.Dr.Ir.ギナンジャール・カルタサスミタ(署名)

副議長

Ir.スチプト(署名)

副議長

H.マトリ・アブドゥル・ジャリル(署名)

副議長

Drs.H.M.フスニ・タムリン(署名)

副議長

Dr.ハリ・サバルノ,M.B.A.,M.M.(署名) Prof.Dr.ユスフ・アミル・フェイサル,S.Pd. (署名)

副議長

副議長

Drs.H.A.ナズリ・アドラニ(署名)

### 資料3-10 国軍の役割および国家警察の役割に関する MPR 決定 2000年第7号

「インドネシア国軍の役割およびインドネシア共和国国家警察の役割に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000年第7号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor VII/MPR/2000

Tentang Peran Tentara Nasional Indonesia Dan Peran Kepolisian Negara Republik Indonesia

唯一至高なる神の恩恵を受けて  
インドネシア共和国国民協議会は、

- a. インドネシアの全民族と全国土を護り、繁栄を促進し、国民生活を発展させ、国家目標を達成すべく世界秩序に参加するため、群島海域構想(ber-Wawasan Nusantara)を持つインドネシア共和国単一国家の防衛および治安システムが必要であること、
- b. インドネシア共和国単一国家の防衛(pertahanan)と治安(keamanan)は、国民を基礎的な力と位置づける国家の能力を集中し、準備し、動員することによる国家の耐久力(ketahanan)から分離されない一部をなすこと、
- c. インドネシア共和国単一国家の防衛と治安を実施するにあたり、すべての国民は国家を擁護し、社会の治安と秩序維持に努める権利と義務を有すること、
- d. インドネシア国軍という形で、国家防衛を主たる任務とする国家機構が必要であること、
- e. インドネシア共和国国家警察という形で、法の保護と堅持を可能にする治安秩序機構が社会生活において必要であること、
- f. 民主化プロセス、グローバル化、および将来の要求に直面し、インドネシア国軍の役割とインドネシア共和国国家警察の役割の再構築を通じて、防衛機構および治安機構の能力と専門性を向上させる必要があること、
- g. インドネシア国軍とインドネシア共和国国家警察が対等なものとして制度的にすでに分離が実施されていること、
- h. 第a、b、c、d、e、f、およびg号に基づき、インドネシア国軍の役割とインドネシア共和国国家警察の役割に関する国民協議会決定が必要であることを考慮し、
  - 1. 1945年憲法第1条、第2条、第3条、第10条、第11条、第12条、および第30条、
  - 2. インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999年第2号、
  - 3. 1999-2004年国策大綱に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999年第4号、
  - 4. インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999年第2号の第1次改正に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000年第1号、

5. インドネシア国軍とインドネシア共和国国家警察の分離に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第6号

に鑑み、

1. 2000 年8月7日から 18 日までのインドネシア共和国国民協議会年次会議日程に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第1号、
2. インドネシア共和国国民協議会作業部会によって準備されたインドネシア国軍の役割とインドネシア共和国国家警察の役割に関するインドネシア共和国国民協議会決定案を討議した2000年8月7日から18日までのインドネシア共和国国民協議会年次会議における協議、
3. インドネシア共和国国民協議会年次会議における 2000 年8月 18 日の第9回全体会議による決定

に留意し、

インドネシア国軍の任務およびインドネシア共和国国家警察の任務に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、

と決定する。

## 第 I 章

### インドネシア国軍

#### 第1条

##### インドネシア国軍の精髄

- (1) インドネシア国軍は国民の一部であり、国益を守るために、国民とともに生まれ、国民とともに闘争する。
- (2) インドネシア国軍は、国防体系において主要構成要素としての役割を有する。
- (3) インドネシア国軍は、その役割と機能に応じた専門的な能力と技能を保有する義務がある。

#### 第2条

##### インドネシア国軍の役割

- (1) インドネシア国軍は、インドネシア共和国単一国家の防衛機構としての役割を有する国家機関である。
- (2) 国家防衛機構(Alat Pertahanan Negara)としてのインドネシア国軍は、国家主権、パンチャシラと 1945 年憲法に基づくインドネシア共和国単一国家の領域の完全性、および国民と国家の完全性に対する脅威や攻撃からすべてのインドネシア国民とインドネシア全国土を保護することを主要な役割とする。
- (3) インドネシア国軍は、法律の定める国民としての軍事的義務を実行することにより、国家任務を遂行する。

## 第3条

### インドネシア国軍の構成および地位

- (1) インドネシア国軍は、陸軍、海軍、および空軍からなり、その組織は、法律に定められた要請に基づき構成される。
- (2) インドネシア国軍は、大統領に属する。
- (3) インドネシア国軍は、国民議会の同意を得た後、大統領により任命および罷免される1人の司令官により率いられる。
- (4)
  - a. インドネシア国軍兵士は、軍事法違反の場合は軍事裁判権に従い、通常の刑法違反の場合は普通裁判権に従う。
  - b. 本条第4a項で意図された普通裁判権が機能しない場合、インドネシア国軍兵士は、法律の定める裁判権に従う。

## 第4条

### インドネシア国軍の補助任務

- (1) インドネシア国軍は、人道的活動を補佐する(文民任務: *civic mission*)。
- (2) インドネシア国軍は、法律に定められた要請に基づき、治安任務において、インドネシア共和国国家警察を補佐する。
- (3) インドネシア国軍は、国連旗の下で、世界平和維持任務(平和維持活動)を積極的に補佐する。

## 第5条

### インドネシア国軍の国家運営への参加

- (1) 国家の政治政策は、インドネシア国軍の政策と任務実行の基礎をなす。
- (2) インドネシア国軍は、政治においては中立の立場をとり、実践政治活動には関与しない。
- (3) インドネシア国軍は、民主主義の確立を支持し、法および人権を尊重する。
- (4) インドネシア国軍の構成員は、選挙権および被選挙権を行使しない。国家政策の方向性の決定へのインドネシア国軍の参加は、最長で2009年まで国民協議会を通じて行われる。
- (5) インドネシア国軍の構成員は、国軍の公職から辞職もしくは退職した後、文民の職位にのみ就くことができる。

## 第Ⅱ章

### インドネシア共和国国家警察

## 第6条

### インドネシア共和国国家警察の役割

- (1) インドネシア共和国国家警察は、社会の治安と秩序を維持し、法を堅持し、社会に保護とサービスを提供する役割を果たす国家機構である。
- (2) その役割を果たすにあたり、インドネシア共和国国家警察は、専門性のある知識と技能を有する責任がある。

## 第7条

### インドネシア共和国国家警察の構成および地位

- (1) インドネシア共和国国家警察は、中央レベルから地方レベルまで階層的に構成された組織を持つ国民警察(Kepolisian Nasional)である。
- (2) インドネシア共和国国家警察は、大統領に属する。
- (3) インドネシア共和国国家警察は、国民議会の同意を得て大統領によって任命および罷免されるインドネシア共和国国家警察長官によって率いられる。
- (4) インドネシア共和国国家警察官は、普通裁判権に従う。

## 第8条

### 国家警察庁(Lembaga Kepolisian Nasional)

- (1) 大統領は、インドネシア共和国国家警察の政策の方向性を決定するに際して、国家警察庁の補佐を受ける。
- (2) 国家警察庁は、大統領が設置し、法律でこれを定める。
- (3) 国家警察庁は、インドネシア共和国国家警察長官の任免において、大統領に助言を行う。

## 第9条

### インドネシア共和国国家警察の補助任務

- (1) 緊急事態においては、インドネシア共和国国家警察はインドネシア国軍を補助し、法律でこれを定める。
- (2) インドネシア共和国国家警察は、国際刑事警察機構(interpol)の一員として、国際犯罪を防止する任務に積極的に参加する。
- (3) インドネシア共和国国家警察は、国連旗の下で、世界平和維持任務(平和維持活動)を積極的に補佐する。

## 第10条

### インドネシア共和国国家警察の国家運営への参加

- (1) インドネシア共和国国家警察は、政治においては中立の立場をとり、実践政治活動には関与しない。
- (2) インドネシア共和国国家警察官は、選挙権および被選挙権を行使しない。国家政策の方向性の決定へのインドネシア共和国国家警察の参加は、最長で 2009 年まで国民協議会を通じて行われる。
- (3) インドネシア共和国国家警察官は、警察の公職から辞職もしくは退職した後に

警察外の職位に就くことができる。

### 第 III 章

#### 結語

#### 第 11 条

本決定で意図された規定は、法律でこれを定める。

#### 第 12 条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

2000 年 8 月 18 日

インドネシア共和国国民協議会

議長

Prof.Dr.H.M.アミン・ライス(署名)

副議長

Prof.Dr.Ir.ギナンジャール・カルタサスミタ(署名)

副議長

Ir.スチプト(署名)

副議長

H.マトリ・アブドゥル・ジャリル(署名)

Drs.H.M.フスニ・タムリン(署名)

副議長

Dr.ハリ・サバルノ,M.B.A.,M.M.(署名) Prof.Dr.ユスフ・アミル・フェイサル,S.Pd. (署名)

副議長

Drs.H.A.ナズリ・アドラニ(署名)

### 資料3-11 2000 年 MPR 年次会議における国家高等機関の年次報告 に関する MPR 決定 2000 年第8号

「2000 年インドネシア共和国国民協議会年次会議における国家高等機関の年次報告  
に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第8号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor VIII/MPR/2000 Tentang Laporan Tahunan Lembaga-Lembaga Tinggi Negara Pada Sidang Tahunan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Tahun 2000

唯一至高なる神の恩恵を受けて

**インドネシア共和国国民協議会は、**

- a. インドネシア共和国国民協議会は、1945 年憲法の要請に従って職務と機能を実行する国民主権保持者たる国家最高機関(Lembaga Tertinggi Negara)であること、
- b. 秩序規定に関する決定に従って、インドネシア共和国国民協議会は、各国家高等機関(Lembaga Tinggi Negara)から国策大綱実行報告を聴取し討議するため、毎年年次会議を開催しなければならないこと、
- c. インドネシア共和国国民協議会は、国家高等機関によって報告された年次報告を聴取し討議する必要があり、後にそれが翌年における国家高等機関の業績を改善、向上させる基礎となること、
- d. 上記第 a、b、および c 号に基づいて、国家高等機関年次報告に関するインドネシア共和国国民協議会決定が発せられる必要があること

を考慮し、

1. 1945 年憲法第1条第2項、第2条、および第3条、
2. 国家最高機関と国家高等機関の間または国家高等機関間の業務関係と地位に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1978 年第3号、
3. インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号、
4. 1999-2004 年国策大綱に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第4号、
5. インドネシア共和国大統領の任命に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第7号、
6. インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号の第1次改正に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第1号

に鑑み、

1. 2000 年8月7日から 18 日までのインドネシア共和国国民協議会年次会議議事日程に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第1号、
2. 協議会第2回全体会議におけるインドネシア共和国国民協議会決定の実行に関するインドネシア共和国大統領年次報告演説、2000 年8月7日協議会第2回全体会議(継続)における国策大綱実行に関するその他の国家高等機関報告演説、2000 年8月8日の協議会第3回全体会議における大統領および国家高等機関報告に関する諸会派による一般見解、2000 年8月9日協議会第5回全体会議における大統領および国家高等機関による答弁、
3. 2000 年8月7日から 18 日までのインドネシア共和国国民協議会年次会議にお

ける協議、

4. インドネシア共和国国民協議会年次会議における2000年8月18日の第9回全体会議による決定

に留意し、

2000年インドネシア共和国国民協議会年次大会における国家高等機関の年次報告に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、

と決定する。

### 第1条

国策大綱および国民協議会決定の実行における国家高等機関の年次報告に関する国民協議会の討議結果は、本決定から切り離すことのできない部分である、別の付属文書に記載される。

### 第2条

1945年憲法に基づいた機能、職務、および権限に従って本決定を実行すること、および次の国民協議会年次会議でその報告をすることを、大統領に対して命じ、最高諮問会議(Dewan Pertimbangan Agung)、国民議会(Dewan Perwakilan Rakyat)、会計検査院(Badan Pemeriksa Keuangan)、および最高裁判所(Mahkamah Agung)に対して勧告する。

### 第3条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

2000年8月18日

インドネシア共和国国民協議会

議長

Prof.Dr.H.M.アミン・ライス(署名)

副議長

Prof.Dr.Ir.ギナン・ジャール・カルタサスミタ(署名)

副議長

Ir.スチプト(署名)

副議長

H.マトリ・アブドゥル・ジャリル(署名)

Drs.H.M.フスニ・タムリン(署名)

副議長

Dr.ハリ・サバルノ,M.B.A.,M.M.(署名) Prof.Dr.ユスフ・アミル・フェイサル,S.Pd. (署名)

副議長

Drs.H.A.ナズリ・アドラニ(署名)

## 2000 年インドネシア共和国国民協議会年次会議での国策大綱および国民協議会決定の実行における国家高等機関の年次報告に関する国民協議会の討議の結果

### 大統領報告

年次会議における国策大綱および協議会決定の実行に関する大統領報告について、協議会は次のような意見を持つ。

#### I. 諸領域

##### 1. 政治および治安

###### a. 分裂(Disintegrasi)の脅威

大統領は、特にアチェおよびイリアン・ジャヤで発生しているインドネシア共和国単一国家領域の一体性に脅威を与えていた分離主義(separatism)運動を十分に克服していない。

大統領に次を命ずる。

大統領は、インドネシア共和国単一国家領域の一体性に脅威を与えていた分離主義運動体全てについて、人道的、福祉的、治安上の方法を組み合わせて、明確な法的基盤をもって、真摯におよび明確な態度で注視しなければならない。また、国策大綱に関する国民協議会決定 1999 年第4号の要請に従ってアチェ特別州およびイリアン・ジャヤ州における特別自治の実行を速めなければならない。特に、アチェ特別地方については、アチェに関する国民協議会特別委員会(Panitia Khusus)が対処する。

###### b. 水平的紛争

恐ろしい数々の暴動への対処は真摯に取り組まれず、問題の根本に触れるものではなかった。また、マルク、北マルク、東カリマンタン、ボソ、および西ヌサトゥンガラにおけるように法の堅持に対する努力の欠如は、多くの人命の犠牲、国民財産の被害を引き起こし、その他の数々の社会問題を引き起こし、他の地方における同様の問題の発生を促進した。

大統領に次を命ずる。

大統領は、的確、目的的、かつ調整された方法で暴動の首謀者、煽動者および実行者である人物に対して断固たる措置をとり、和解と復興に向けた全ての努力を促し、他の地方で同様の問題が発生する可能性を防ぐよう努力しなければならない。大統領はまた、上記地方における人民の要望を真摯に聞き、配慮しなければならない。

###### c. 民主主義の陶酔(euforia)

行き過ぎになりやすい民主主義的自由が、健全な民主主義の発展を阻害しうる無政府主義的な行動を促している。

大統領に次を命ずる。

健全な民主的生活の発展を阻害しうるような無政府主義的な行動が広まるのを防ぐため、大統領は現行の法規に従って断固とした措置をとらなければならない。

d. インドネシア国軍・インドネシア共和国国家警察の再編(reposisi)

これまで順調には進んでいないインドネシア国軍およびインドネシア共和国国家警察の再編過程は、真摯に取り組まれなければ、国軍および国家警察のイメージ、能力、および権威に影響が及ぶ。

大統領に次を命ずる。

国家防衛および治安の重要性のため、大統領は国軍および国家警察の再編を早急に徹底させ、適正な機能と役割を果たすことができるよう、その権限と能力を回復させる必要がある。

2. 経済および財政金融

a. 銀行および通貨

1)銀行再建は遅々として進んでおらず、資本注入された銀行も実物経済の活性化に必要な融資をほとんど行っていない。

2)一般的に、資本注入プログラムによる銀行健全化の努力は、自己資本比率(CAR)が最低限度以下に戻ってしまうおそれがあることが危惧されている。

大統領に次を命ずる。

銀行健全化プログラムを全般的に加速し、段階的に国内の銀行のCARを引き上げる。

3)弱く、安定しないルピアの交換価値は、経済全体に影響を与え、2000年度国家歳入・歳出予算(Anggaran Pendapatan dan Belanja Negara Tahun 2000)にとって大きな重荷となり、国内民間企業ならびに国営企業の外貨建て債務の再構築プログラムを困難なものにしている。

大統領に次を命ずる。

ルピアの交換価値を改善し安定化させるため、インドネシア銀行を補佐すべく適切な措置を講ずる。

4)いまだに安定せず、低下傾向にある株価指数は、ますます経済回復の努力を困難なものにしている。

大統領に次を命ずる。

国内民間企業および国営企業の外貨建て債務の返済プログラム、政治および治安状況の改善を促進し、「上場」する企業数を増加させ、投資家に資するような状況を創造し、その結果インドネシアの株式市場を魅力的なものと

する。

b. 民間企業および国営企業の債務

銀行再建庁(Badan Penyehatan Perbankan Nasional)における債務再構築プログラム、ならびにジャカルタ・イニシアティブとインドネシア債務再建庁(INDRA: Indonesian Debts Restructuring Agency)によって促進される債務再構築プログラムは、いまだ効果が上がっておらず、決済と取得に関する合意基本文書(MSAA: Master Settlement and Acquisition Agreement)論争は経済回復過程を妨害している。

大統領に次を命ずる。

銀行再建庁における債務再構築プログラム、ならびにジャカルタ・イニシアティブとINDRAによって促進される債務再構築プログラムの終了を促進し、MSAA 論争を終わらせる。

c. 国営企業の再建および民営化

計画された国営企業の再建および民営化は、混乱した国内政治・治安状況の結果、関心を示す投資候補者が少なかったこと、国営企業再建および民営化プログラムにおける政府の政策が一貫していなかったこと、透明性がなく公平でない民営化手続きが原因となって、2000 年度国家歳入・歳出予算の目標を達成することができなかった。

大統領に次を命ずる。

2000 年度国家歳入・歳出予算案で決められた目標に従って、国営企業の再建および民営化プログラムを、真摯に透明性をもって実行する。民営化は、非常に選択的に実行され、前もって国民議会と協議される。

d. 投資

外国投資ならびに国内投資を含む投資は、特に、政治・治安の安定の乱れと法的保証の欠如から、いまだに明るい見通しを示していない。

大統領に次を命ずる。

早急に政治・治安の安定を確保するため、法的保証を確立し、投資関連法を改正し、民営化プログラムを促進し、インドネシアにおける投資奨励を促す。

e. 持続的開発

開発政策は、天然資源の賦存、利用、保護について十分に注意を払わず、持続的開発政策に従っていなかった。

大統領に次を命ずる。

地元社会の環境および利益に注意を払って、適切な天然資源利用プログラムを持続的に実施する。

#### f. 人民経済(Ekonomi Kerakyatan)

人民経済の強化は、小・中企業および協同組合に対する保護や優遇がほとんどないことに示されるように、真摯には実行されなかった。

大統領に次を命ずる。

小・中企業および協同組合にとって十分な量のプログラム信用を、その実行が監視できるよう国家歳入・歳出予算の範囲内で、供与する。

### 3. 社会文化領域

#### a. 難民

東ティモール難民を含む、いくつかの地方におけるさまざまな紛争の結果生まれた難民に対して、真剣で概念的な取り組みがなされなかった結果、東ヌサトゥンガラ、東南スラウェシ、南スラウェシ、中スラウェシ、および北スラウェシのような難民受け入れ地域で、さまざまな社会問題が発生した。

大統領に次を命ずる。

特に、難民受け入れ地域となった地方政府に対する中央政府からの支援を強化するとともに、社会保障および安全保障を提供することで包括的に難民問題を解決する。そのためには、難民問題の解決を職務とする組織を設置する必要がある。

#### b. 麻薬、向精神薬、およびその他の中毒薬

政府は、麻薬、向精神薬、およびその他の中毒薬の闇取引業者および乱用者に対して十分に対処および調整してこなかったとともに、法の堅持という点で弱かつた。

大統領に次を命ずる。

麻薬、向精神薬、およびその他の中毒薬の製造業者、闇取引業者、および乱用者に対して、現行の法規に従って、身分の別なく断固として対処し、調整、教育、予防といった諸措置を講ずる。

#### c. 教育

国民教育システムは、明確な目標を指示しておらず、人的資源の質を向上させるための十分な予算的支援を受けていない。

大統領に次を命ずる。

首尾一貫した国民教育システムの刷新と安定化を実行し、教育予算を増額する。

#### d. 保健サービス

保健サービスは、特に、栄養危機および難民地域で広がる伝染病への対処問題に最大限取り組んでいない。

大統領に次を命ずる。

大統領は、真摯に、栄養危機への対処に留意し、難民地域に広がる病気に対処する。

#### 4. 法および基本的人権領域

##### a. 癒着、汚職、身内びいきの撲滅へ向けた努力

癒着、汚職、身内びいき事件を終わらせ、撲滅しようとする努力は、遅々として進んでおらず、確固としておらず、透明性が低く、徹底していないと考えられており、その結果、司法機構に対する不満、さらには不信感が募り、新しい癒着、汚職、身内びいきの慣行が現出するのを促進している。

大統領に次を命ずる。

大統領は、真摯に、汚職、癒着、身内びいきのない清廉な政府に関する MPR 決定 1998 年第 11 号を実行する。

##### b. 法の堅持

特に、警察捜査および訴追過程における法の堅持に向けた努力は、公平感や法の確実性を十分満たすものではないと感じられている。

大統領に次を命ずる。

大統領は、司法機構としての警察捜査および一般的訴追における質と一貫性を早急に改善する。

##### c. 人権侵害事件の解決

人権侵害事件の解決は、遅々として進まず、差別的で、徹底していないと考えられている一方、人権侵害行為は依然続いており、事実、しばしば人権保護の誤用が生じている。

大統領に次を命ずる。

大統領は、真剣に公平な方法で、人権侵害事件を早急に解決する。

##### d. 政府の管理

危機回復努力を促すために、また 2000 年 8 月 9 日の MPR 年次会議における協議会諸会派一般見解に関する答弁演説で述べられた大統領の次のような声明、「副大統領に対し、日常の政府の技術的職務を実行し、内閣の課題を用意し、大統領が実行の責任をとる政府の焦点および優先事項を決定することを命ずる。その実行については、副大統領は、定期的に、または必要と認められるときに、報告をする。この命令は、1945 年憲法で定められた大統領制の枠内で行われる。」に従って、MPR は、上記大統領の声明を受け入れ、大統領の業務を副大統領に明確で詳細な方法で委譲する必要があると考える。

さらに、MPR は、1945 年憲法第 4 条第 1 項および第 2 項、国家最高機関と国家高等機関の間または国家高等機関間の業務関係と地位に関するインド

ネシア共和国国民協議会決定 1978 年第3号第8条第1項および第2項に留意しながら、上記副大統領への業務委譲を大統領決定で定める必要があることを大統領に命ずる。

### **最高諮問会議報告**

I. 最高諮問会議の年次報告に関して、協議会は次のような意見を持つ。

1. 1945 年憲法に基づいて設置されている国家高等機関の一つである最高諮問会議の地位および機能は、維持される必要がある。
2. 最高諮問会議報告は、大統領に対する最高諮問会議の提案や意見の有効性を十分に説明していない。

### **II. 勧告**

上記の諸事項に基づいて、協議会は次のように勧告する。

1. 最高諮問会議の権威を維持し、能力を最適化するため、同種の業務範囲をもつその他の大統領諮問機関は早急に廃止される必要がある。
2. あらゆる大統領に対する提案および意見は、大統領に直接伝えられる最高諮問会議の集合的意見でなければならない。
3. 最高諮問会議委員資格は、人間的な高潔さ、国民および政治家の洞察力、社会指導者としての資質、および専門性に基づき、社会/地方の多様性を反映していなければならない。
4. 最高諮問会議の能力を高めるために、最高諮問会議に関する法律が、改革要求に従って制定されなければならない。

### **国民議会報告**

I. 国民議会の年次報告に関して、協議会は次のような意見を持つ。

#### **a. 全般**

国民議会の実効性はすでに向上を見せているが、能力の向上がまだ必要である。

#### **b. 立法機能**

法律制定機能の実行は相対的にまだ十分ではない。

#### **c. 予算機能**

予算機能の実行は相対的にまだ十分ではない。

#### **d. 監督機能**

- 1) 会計検査院の調査結果に対する国民議会の継続措置は、相対的にまだ十分ではない。
- 2) 個人/委員会による訪問実地調査からの情報や発見、ならびに社会構成

員の一般意見聴取会議(Rapat Dengar Pendapat Umum)からのインプットは、その後十分に対処されていない。

e. その他

- 1) 国民議会議員の規律は、相対的に十分ではない。
- 2) 議長団および議員が国民に意見を表明する際、個人的意見と機関としての意見を区別できていないことがしばしばある。
- 3) 議員の職務を遂行する際に、特に立法および予算機能を果たすとき、十分な専門スタッフ、設備や施設の支援を受けていない。

II. 勧告

上記の諸事項に基づき、協議会は次のように勧告する。

a. 全般

- 1) 道徳および高い責任感の基礎をもった国民議会議員の能力を向上させる必要がある。
- 2) 国民議会は、速やかに議会倫理規準(Kode Etik Dewan)に関する規程を制定し、議員名誉審議会(Dewan Kehormatan Anggota)を設置する必要がある。

b. 立法機能

- 1) 法律制定における議会の生産性を向上させる必要がある。
- 2) 立法分野における国民議会の能力を向上させるため、法律案を準備するために議会を補佐する特別の職務を有する機関を設立する必要がある。

c. 予算機能

- 1) 1945 年憲法の規定に従って予算を制定する際、議員の積極的な姿勢が必要である。
- 2) 予算分野における国民議会の能力を向上させるため、予算分野における議員を補佐する特別の職務を有する機関を設立する必要がある。

d. 監督機能

1. 会計検査院の各調査結果は、早急に対処されなければならない。

2.

- a) 個人/委員会による訪問実地調査からの情報や発見、ならびに作業会議(rapat kerja)、意見聴取会議(rapat dengar pendapat)、一般意見聴取会議(rapat dengar pendapat umum)からのインプットは、早急に議会の機能に従って対処される必要がある。
- b) 国民議会は、優先順位に配慮しながら、新たな、ならびに古い KKN 事件の法的な解決を積極的に促す必要がある。

e. その他

1. さまざまな種類の会議に出席することを含め、議会の各活動における議員の規律を高める必要がある。
2. 議長団および議員は、それぞれの行動において、機構を代表する行動と個人としての行動を明確に区別する必要がある。
3.
  - a) 各委員会における議員の職務に合わせた専門スタッフの補佐が必要である。
  - b) 議会の能力を高めるために、十分な設備と施設による支援が必要である。
  - c) 社会に対する議会の活動を広く伝達し、情報化し、社会に定着させる努力として、国民議会の広報の役割を高める必要がある。

## 会計検査院報告

- I. 会計検査院の年次報告に関して、協議会は次のような意見を持つ。
1. 会計検査院の業績はすでに高いものであるが、まだ十分に期待に応えているわけではない。
  2. 準司法的機能(fungsi kuasi yudikasi)を果たす会計検査院の調査結果に見られる逸脱行為の発見の多くは、十分にその後対処されていない。

## II. 勧告

上記の諸事項に基づき、協議会は次のように勧告する。

1.
  - a. 会計検査院は、十分な設備と施設を備えつつ、高く独立した道徳を持った十分な人的資源の質に支えられ、調査の集約性と効果を高める必要がある。
  - b. 会計検査院は、独立した国家会計検査機関としての役割をより強固なものにする必要がある。
  - c. 次の3つの法律を早急に制定する必要がある。
    - (1) 国家財政(keuangan negara)に関する法律
    - (2) 国庫(perbendaharaan negara)に関する法律
    - (3) 会計検査院による国家財政運営責務調査(pemeriksaan tanggung jawab pengelolaan keuangan negara)に関する法律
2. さまざまな逸脱行為の調査は、現行の法規による法的プロセスを支援するために、早急に完遂される必要がある。

## **最高裁判所報告**

I. 最高裁判所の年次報告に関して、協議会は次のような意見を持つ。

1. 最高裁判所報告は、規範的な性格もので、全体的に法の優越性を高める力や努力を十分に明示していない。
2. 最高裁判所の遅々たる執務を原因とする訴訟の滞積、破棄審を多発する傾向、最高裁判所の審理における専門性の欠如、KKN の徴候の存在、および最高裁判所の外部者の影響などが見られる。

## **II. 勧告**

上記の諸事項に基づき、協議会は次のように勧告する。

1. 法の堅持における能力を向上させるため、最高裁判所は次のような修正を加える必要がある。
  - a. 最高裁判所は、高潔性、道徳性、洞察力、専門性、および技能が職務の実行を支えるよう、全てのレベルにおける全ての裁判官の人的資源の質を継続的に向上させる必要がある。
  - b. 最高裁判所は、判決の数および質を上げるために、早急に訴訟の滞留を解消する必要がある。
  - c. 最高裁判所は、統合的司法制度(sistem peradilan terpadu: *integrated judiciary system*)の原則を早急に採用する必要がある。
  - d. 最高裁判所は、上告訴訟を制限するための規程を策定する必要がある。
2. 最高裁判所は、司法権の基本原則に関する法律 1970 年第 14 号の改正に関する法律 1999 年第 35 号を早急に実行する必要がある。
3. 最高裁判所は、その職務および機能を遂行するにあたり自律性を強化し、KKN のない最高裁判所にならなければならない。

ジャカルタにおいて制定  
2000 年 8 月 18 日

インドネシア共和国国民協議会

議長

Prof.Dr.H.M.アミン・ライス(署名)

副議長

Prof.Dr.Ir.ギナンジャール・カルタサスミタ(署名)

副議長

Ir.スチプト(署名)

副議長

H.マトリ・アブドゥル・ジャリル(署名)

Drs.H.M.フスニ・タムリン(署名)

副議長

Dr.ハリ・サバルノ,M.B.A.,M.M.(署名) Prof.Dr.ユスフ・アミル・フェイサル,S.Pd. (署名)

副議長  
Drs.H.A.ナズリ・アドラニ(署名)

### 資料3-12 1945年憲法改正案準備のためのMPR作業部会の任務に関するMPR決定2000年第9号

「1945年インドネシア共和国憲法改正案を準備するためのインドネシア共和国国民協議会作業部会の任務に関するインドネシア共和国国民協議会決定2000年第9号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor IX/MPR/2000 Tentang Penugasan Badan Pekerja Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Untuk Mempersiapkan Rancangan Perubahan Undang-Undang Dasar Negara Republik Indonesia Tahun 1945

唯一至高なる神の恩恵を受けて  
インドネシア共和国国民協議会は、

- a. 憲法は一国家の基本法であり、そのため、改正を行う際には、深く、厳密で、注意深く、全般にわたる討議が必要であること、
- b. インドネシア共和国国民協議会は、1999年10月14日から21日までのインドネシア共和国国民協議会総会において1945年憲法第1次改正を、2000年8月7日から18日までのインドネシア共和国国民協議会年次会議において1945年憲法第2次改正を実施したこと、
- c. その関連で、インドネシア共和国国民協議会は、社会のダイナミズムと要望がより広く行き渡るよう、1945年インドネシア共和国憲法の改正を続ける必要があると考えていること、
- d. 上記の考慮に基づいて、1945年インドネシア共和国憲法改正案を準備するためのインドネシア共和国国民協議会作業部会の任務に関するインドネシア共和国国民協議会決定が必要があると考えられること、
- e. これに関連して、1945年インドネシア共和国憲法改正案の準備をインドネシア共和国国民協議会作業部会に命ずることについてのインドネシア共和国国民協議会決定が必要であること

を考慮し、

1. 1945年インドネシア共和国憲法第1条第2項、第3条、第37条第1項および第2

項、

2. インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号、
3. 1945年インドネシア共和国憲法の改正を継続するためのインドネシア共和国国民協議会作業部会の任務に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第9号、
4. インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号の第1次改正に関する 2000 年インドネシア共和国国民協議会第1号

に鑑み、

1. 2000 年8月7日から 18 日までのインドネシア共和国国民協議会年次会議議事日程に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第1号、
2. 2000 年8月7日から 18 日までのインドネシア共和国国民協議会年次会議における協議、
3. インドネシア共和国国民協議会年次会議における 2000 年8月 18 日の第9回全体会議による決定

に留意し、

1945 年憲法改正案を準備するためのインドネシア共和国国民協議会作業部会の任務に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、

と決定する。

## 第1条

インドネシア共和国国民協議会作業部会(Badan Pekerja)に、1945 年インドネシア共和国憲法改正案を準備することを命ずる。

## 第2条

第1条にある任務を実行するため、インドネシア共和国国民協議会作業部会は、本決定の一部をなす補遺に含まれている 1999-2000 インドネシア共和国国民協議会作業部会の結果である、1945 年インドネシア共和国憲法改正案の素材を利用する。

## 第3条

企図されている改正案は、インドネシア共和国国民協議会で議論され、承認されるよう、遅くとも 2002 年インドネシア共和国国民協議会年次会議までに準備されなければならない。

## 第4条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定  
2000年8月18日

インドネシア共和国国民協議会  
議長

Prof.Dr.H.M.アミン・ライス(署名)

副議長

Prof.Dr.Ir.ギナンジャール・カルタサスミタ(署名)

副議長

Ir.スチプト(署名)

副議長

H.マトリ・アブドゥル・ジャリル(署名)

Drs.H.M.フスニ・タムリン(署名)

副議長

Dr.ハリ・サバルノ,M.B.A.,M.M.(署名) Prof.Dr.ユスフ・アミル・フェイサル,S.Pd. (署名)

副議長

副議長

Drs.H.A.ナズリ・アドラニ(署名)

1999-2000 インドネシア共和国国民協議会作業部会の結果である、

1945年インドネシア共和国憲法改正案の素材

第I章  
政態、(基礎)、および主権  
第1条

(1) 変更なし。

(2)

案1:国家の基礎は、1945年憲法前文で十分である。

案2:国家の基礎を第1章に規定する。次の選択肢がある。

- a. 国家の基礎は、パンチャシラである。つまり、唯一至高なる神、公平で文化的な人道主義、インドネシアの統一、協議と代議制において叡智によつて導かれる民主主義、インドネシア全国民に対する社会的公正であり、1945年憲法前文の第4段落で規定されているように全体として一つの單一性をなす。
- b. インドネシア国家は、唯一至高なる神、公平で文化的な人道主義、インドネシアの統一、協議と代議制において叡智によって導かれる民主主義、インドネシア全国民に対する社会的公正を基礎とする。

(3) 主権は国民に存し、国民協議会がこれを行使する。

(4) インドネシア国家は法治国家である。

## 第Ⅱ章

### 国民協議会

#### 第2条

- (1) 国民協議会は、総選挙によって選ばれた国民議会(Dewan Perwakilan Rakyat)議員および地方代表議会(Dewan Perwakilan Daerah)議員に、その任務および機能ゆえに選挙権を行使しない社会代表を加えて、これを構成する。
- (3) 変更なし。
- (4) 変更なし。

#### 第3条

##### **案1:大統領が国民協議会で選ばれる場合。**

国民協議会の任務、権限、および権能は、

1. 憲法を改正および制定する。
2. 国策大綱を決定する。
3. 大統領および副大統領を選挙し、決定し、任命する。
- 4.

案1:憲法に違反していること、国策に違反していること、国家を裏切ること、刑事犯罪を犯したこと、贈収賄犯罪を行ったこと、および/または非難されるべき行為を行ったことが証明されたとき、任期中の大統領および/または副大統領を罷免する。

案2:憲法裁判所(Mahkamah Konstitusi)の決定に基づいて、憲法に違反していること、国策に違反していること、国家を裏切ること、刑事犯罪を犯したこと、贈収賄犯罪を行ったこと、および/または非難されるべき行為を行ったことが証明されたとき、任期中の大統領および/または副大統領を罷免する。

5.

案1:任期終了時に大統領の責務を評価する。

案2:本事項は必要ない。

6.

案1:国民協議会活動の進行を準備するために作業部会を設置できる。

##### **案2:大統領が直接選挙される場合。**

国民協議会の任務、権限、および権能は、

1. 憲法を改正および制定する。
- 2.

案1:国策大綱を決定する必要はない。

案2:国策大綱を決定し、承認する。

3.

案1:選出された大統領および副大統領を決定し、任命する。

案2:国民によって直接選挙されるための2組の大統領・副大統領候補者を決定し、選出された大統領および副大統領を任命する。

4.

案1:憲法に違反していること、国策に違反していること、国家を裏切ること、刑事犯罪を犯したこと、贈収賄犯罪を行ったこと、および/または非難されるべき行為を行ったことが証明されたとき、任期中の大統領および/または副大統領を罷免する。

案2:憲法裁判所の決定に基づいて、憲法に違反していること、国策に違反していること、国家を裏切ること、刑事犯罪を犯したこと、贈収賄犯罪を行ったこと、および/または非難されるべき行為を行ったことが証明されたとき、任期中の大統領および/または副大統領を罷免する。

5.

案1:任期終了時に大統領の責務を評価する。

案2:本項は必要ない。

6. MPR活動の進行を準備するために作業部会を設置できる。

**第3A条**

国民協議会の構成、地位および任務、権限、権能の行使に関するより詳細な規定は、国民協議会決定でこれを定める。

**第III章**

**統治権**

**第4条**

(1) インドネシア共和国大統領は、国家元首および行政の長として、憲法に従って国家行政を執行する。

(2) 変更なし。

**第5条**

(1) 変更なし。

(2) 変更なし。

**第6条**

大統領および副大統領は生来のインドネシア国民(warga negara Indonesia sejak kelahiran)であり、自ら望んで他国民となったことがない。

## 第6A条

案1変種1:

- (1) 大統領および副大統領は、一組として国民がこれを直接選挙する。
- (2) 大統領候補および副大統領候補の組は、国民協議会がこれを選挙し、最も多くの投票を獲得した2組を決定する。
- (3) 大統領および副大統領は、選挙で最も多くの投票を獲得した時、選出されたことを宣言する。
- (4) 大統領および副大統領の資格要件および選挙方法は、法律でこれを定める。

案1変種2:

- (1) 大統領および副大統領は、一組として国民がこれを直接選挙する。
- (2) 大統領および副大統領は、国民の最も多くの投票を獲得したとき、選出されたことを宣言する。
- (3) 大統領および副大統領の資格要件および選挙方法は、法律でこれを定める。

案2変種1:

大統領および副大統領は、直接、普通、自由、秘密、公正、公平に実施された総選挙の結果第1党および第2党になった政党の大統領候補・副大統領候補の組み合わせから、多数決で国民協議会がこれを選出する。

案2変更2:

- (1) 大統領候補および副大統領候補は、総選挙実施前に総選挙参加政党が一組としてこれを決定する。
- (2) 総選挙で投票総数の 50%以上の投票を獲得した大統領および副大統領候補の組み合わせは、国民協議会がこれを大統領および副大統領として決定する。
- (3) 投票総数の 50%以上の投票を獲得した大統領および副大統領候補の組み合わせがなかった場合、総選挙で最多および次に最多的投票を獲得した2組の候補者から、国民協議会がこれを多数決で選挙し、大統領および副大統領として決定する。
- (4) 大統領および副大統領の資格要件および選挙方法は、法律でこれを定める。

## 第7条

変更なし。

## 第8条

- (1) 大統領がその任期中に死亡、辞職、罷免、もしくはその職務を遂行できなくなつた場合は、その任期満了まで副大統領がこれに代わる。
- (2) 副大統領が欠けた場合、

案1:副大統領職に欠缺が生じた場合、国民協議会は副大統領を選挙し決定

するために特別会議を開催する。

案2:副大統領職の欠缺は補充される必要はない。

- (3) 大統領および副大統領が恒久的に職務の遂行ができなくなった場合。

案1:大統領および副大統領が共にその任期中に死亡、辞職、罷免、もしくはその職務を遂行できなくなった場合、暫定大統領職保持者(*Pemegang Jabatan Sementara Kepresidenan*)（大統領）は、（国民協議会議長団）、（国民議会議長および地方代表議会議長）、（外務大臣、内務大臣、および国防大臣）である。

MPR は、1カ月以内に特別会議を開催し、その任期満了までの新しい大統領と副大統領を選出する。

案2:大統領および副大統領が共にその任期中に死亡、辞職、罷免、もしくはその職務を遂行できなくなった場合、暫定大統領職保持者（大統領）は、（国民協議会議長団）、（国民議会議長および地方代表議会議長）、（外務大臣、内務大臣、および国防大臣）である。

遅くとも(3)(6)カ月以内に、暫定大統領職保持者（大統領）は、5年を任期とする新しい大統領および副大統領の選挙を実施する。

## 第9条

変更なし。

## 第 10 条

変更なし。

## 第 10A 条

大統領は、インドネシア共和国国家警察の最高指揮権を掌握する。

## 第 11 条

- (1) 変更なし。
- (2) 大統領は、国家財政に負担を生じさせ、および/または法律の改正または制定を必要とするその他の国際的取極を締結する場合、国民議会の承認を得なければならない。
- (3) 国際的取極に関するより詳細な規定は、法律でこれを定める。

## 第 12 条

変更なし。

## 第 13 条

- (1) 変更なし。
- (2) 変更なし。
- (3) 変更なし。

## **第 14 条**

- (1) 変更なし。
- (2) 変更なし。

## **第 15 条**

変更なし。

## **第 15A 条**

大統領に関するより詳細な規定は、法律でこれを定める。

案1:最高諮問会議の章を削除。

最高諮問会議は廃止され、次のような新しい規定に置き換える。

### **第…条**

大統領は、法律の定める規定に従って、必要に応じ大統領に対して判断を述べることを職務とする顧問機関(badan penasihat)を設置することができる。(統治権に関する第 III 章に挿入)。

案2:最高諮問会議は、次のような規定とともに維持される。

## **第 IV 章**

### **最高諮問会議**

#### **第 16 条**

最高諮問会議は、個人的な高潔さ、国民的な構想力、社会指導者としての資質、および国家と国民に対する奉仕を基にして国民議会が選出した委員がこれを構成する。

#### **第 16A 条**

全体会議は、大統領の質問に対して返答することを職務とし、国家的問題を解決する際に大統領に対して提案を行う権限を有する。

#### **第 16B 条**

最高諮問会議の構成および地位は、法律でこれを定める。

## **第 V 章**

### **内閣**

#### **第 17 条**

- (1) 変更なし。
- (2) 変更なし。
- (3) 変更なし。

**第 VIIA 章**  
**地方代表議会**  
**第 22D 条**

- (1) 地方代表議会議員は、総選挙によってすべての州から選出される。
- (2) 各州から選出される地方代表議会議員は同じ数であり、その地方代表議会議員の総数は国民議会議員総数の3分の1を超えてはならない。
- (3) 地方代表議会の構成は、法律でこれを定める。

**第 22E 条**

- (1) 地方代表議会は、地方自治、中央・地方関係、地方の設置・分離・合併、天然資源やその他の経済的資源の管理、および中央・地方財政均衡に関する事項に関連した法律案を国民議会に提出することができる。
- (2)
  - 案1: 地方代表議会は、国家歳入・歳出予算案および租税、財政、宗教、地方自治、中央・地方関係、地方の設置・分離・合併、天然資源およびその他の経済的資源の管理、および中央・地方財政均衡に関する事項に関連した法案について、国民議会に対して意見を表明する。
  - 案2: 地方代表議会は、国家歳入・歳出予算案および租税、財政、宗教に関連した法案について、国民議会に対して意見を表明し、地方自治、中央・地方関係、地方の設置・分離・合併、天然資源およびその他の経済的資源の管理、および中央・地方財政均衡に関する事項に関連した法案の討議に参加する。
- (3) 地方代表議会は、地方自治、中央・地方関係、地方の設置・分離・合併、天然資源および経済的資源の管理、国家歳入・歳出予算、税および財政、および宗教に関連した法律の執行を監督することができ、その監督結果を継続措置のための判断材料として国民議会に伝達することができる。
- (4) 地方代表議会議員は、国家に対する裏切り、贈収賄罪犯罪、汚職、その他5年以上の懲役刑に相当する刑事犯罪、またはその他の非難されるべき行為を犯したことが証明されたとき、国民議会によって設置される名誉審議会(Dewan Kehormatan)の決定に基づいて罷免される。

**第 VIIIB 章**  
**総選挙**  
**第 22F 条**

- (1) 総選挙は、5年に1度、直接、普通、自由、秘密、公正、および公平に実施される国民主権の実現をなすものである。

- (2) 総選挙は、国民議会議員、地方代表議会議員、および地方議会(Dewan Perwakilan Rakyat Daerah)の議員を選出するために、これを実施する。
- (3) 国民議会議員および地方議会議員を選出するための総選挙は、政党がこれに参加する。
- (4) 地方代表議会議員を選出するための総選挙は、政党候補および個人候補(calon perseorangan)がこれに参加する。
- (5) 総選挙は、全国的、恒常的、自立的な性格を有する総選挙委員会がこれを実施する。
- (6) 総選挙に関するより詳細な規定は、法律でこれを定める。

## 第 VIII 章

### 財政

#### 第 23 条

- (1) 国家歳入・歳出予算は、毎年法律によりこれを定める。
- (2) 国家歳入・歳出予算案は、共に法案化の同意を得るべく国民議会で審議されるよう大統領がこれを提出する。
- (3) 国民議会が大統領によって提案された国家歳入・歳出予算案に同意しなかつた時、政府は前年の予算を執行する。

#### 第 23A 条

国家の必要性のために強制的に徴収する租税およびその他の徴収は、法律でこれを定める。

#### 第 23B 条

インドネシア共和国の通貨は、ルピアである。

#### 第 23C 条

その他、国の財政に関する事項は、法律でこれを定める。(第 23 条第4項より。)

#### 第 23D 条

案1:

- (1) インドネシア共和国は、独立した1つの中央銀行、つまり通貨の発行権と流通権を持つインドネシア銀行を保有する。
- (2) その構成、地位、およびその他の権限については、法律でこれを定める。

案2: インドネシア共和国は、独立し、通貨発行・流通権を持つ1つの中央銀行またはその他の金融権限機関(lembaga otoritas keuangan)を保有し、その構成、地位、およびその他の権限については、法律でこれを定める。

(3)

案1: 中央銀行総裁は、国民議会の同意の下に大統領がこれを提案し、任命す

る。

案2: 中央銀行総裁またはその他の金融権限機関長官は、国民議会の同意の下に大統領がこれを提案し、任命する。

### 第 VIII A 章

#### 会計検査院

##### 第 23E 条

- (1) 会計検査院は、政府およびその他の国家機関の影響から自由な国家機関であり、国家財政の管理および責務を監督し調査することを職務とする。
- (2) 会計検査院は、唯一の国家財政監督・調査機関であり、首都にこれを置き、州都に出先機関を所有する。
- (3) 国家財政の管理および責務に関する監督・調査結果は、国民議会および地方代表議会にこれを提出する。
- (4) 地方財政の管理および責務に関する監督・調査結果は、地方議会にこれを提出する。
- (5) 上記の監督・調査結果は、法規に従って、本条に定められた出先事務所およびまたは出先機関がこれに対処する。

##### 第 23F 条

- (1) 会計検査院委員は、地方代表議会の意見に配慮しつつ、国民議会がこれを選出し、大統領がこれを任命する。
- (2) 会計検査院長官は、委員の中から委員がこれを選出する。

##### 第 23G 条

会計検査院に関するより詳細な規定は、法律でこれを定める。

### 第 IX 章

#### 司法

##### 第 24 条

- (1) 司法権は、その他の国家機構権力の影響およびいずれの影響からも独立し、自立した権力である。
- (2) 司法権は、最高裁判所およびその下にある通常裁判権の領域、宗教裁判権の領域、軍事裁判権の領域、国家行政裁判権の領域、およびその他の裁判権の領域における司法機関がこれを行使し、その構成、職務、および権限は、これを法律で定める。

##### 第 24A 条

最高裁判所は、破棄審における裁判を行う権限を有し、法律以下の法規に関する

る内容の審査を行い、法律の定めるその他の権限を有する。

#### 第 24B 条

- (1) 最高裁判所裁判官は、司法委員会(Komisi Judisial)の提案に基づき、国民協議会がこれを任命および罷免する。
- (2) 司法委員会は自立的であり、その構成、地位、および委員資格は、法律でこれを定める。
- (3) 最高裁判所長官および副長官は、最高裁判所裁判官の中から最高裁判所裁判官がこれを選出する。

#### 第 25 条

裁判官就任の資格および罷免の要件は、法律でこれを定める。

#### 第 25A 条

裁判官の名誉を確立し、尊厳と行動を守るために、裁判官名誉審議会(Dewan Kehormatan Hakim)を設置する。

#### 第 25B 条

- (1) 最高裁判所の中に憲法裁判所(Mahkamah Konstitusi)を設置する。
- (2) 憲法裁判所は、法律の内容的な審査を行い、法律間の矛盾に対する判決を下し、(案1:国家機関間、中央政府・地方政府間、および地方政府間の権限に関する争議に対する判決を下し、案2:必要ない)、法律の定めるその他の権限を執行する権限を有する。
- (3) 憲法裁判所の判決は、第一審でかつ最終の判決である。
- (4)  
案1:憲法裁判所は、9人の裁判官からなり、3人の大統領提案、3人の最高裁判所提案、および3人の国民議会提案に基づいて、国民協議会がこれを任命および罷免する。  
案2:憲法裁判所裁判官は、最高裁判所の提案に基づき、国民協議会がこれを任命および罷免する。同裁判官の構成および人数は、法律でこれを定める。
- (5) 憲法裁判所裁判官になる者は、憲法および憲法体制に精通し、公職を兼任しておらず、法律の定めるその他の要件を満たしている政治家(negarawan)である。

#### 第 25C 条

- (1) 檢察庁は、刑事事件において訴追権を行使する自立した国家機関である。
- (2) 檢察庁は、(地方代表議会の意見を考慮しつつ)国民議会の同意の下に大統領が任命および罷免する検事総長がこれを率いる。
- (3) 檢察庁の構成、地位、およびその他の権限は、法律でこれを定める。

## 第 25D 条

- (1) 刑事事件における捜査は、法律の定めるところにより、インドネシア共和国国家警察の職務および権限である。
- (2) その他の公職者は、法律の規定に基づいて捜査を執行することができる。

## 第 XI 章

案1: 宗教(変更なし)

案2: 唯一至高なる神(Ketuhanan Yang Maha Esa)

### 第 29 条

案1:

- (1) 国家は、唯一至高なる神に対する信仰に基づきをおく。(変更なし)。

案2:

- (1) 国家は、イスラーム信徒としてイスラーム法(syariat Islam)の遵守を義務とする、唯一至高なる神に対する信仰に基づきをおく。

案3:

- (1) 国家は、各宗教の信徒として宗教の教義の実践を義務とする、唯一至高なる神に対する信仰に基づきをおく。

案4:

- (1) 国家は、唯一至高なる神、公平で文化的な人道主義、インドネシアの統一、協議と代議制において叡智によって導かれる民主主義、インドネシア全国民に対する社会的公正に基づきをおく。

案1:

- (2) 国家はすべての国民に対し信教の自由と、それぞれの宗教と信仰とに従って信徒としての義務を遂行する自由を保障する。(変更なし)。

案2:

- (2) 国家はすべての国民に対し信教の自由と、それぞれの宗教に従って信徒としての義務を遂行する自由を保障する。

案3:

- (2) 国家はすべての国民に対し信教の自由、それぞれの宗教と信仰とに従って信徒としての義務を遂行する自由、およびそれぞれの信仰の場所を建設する自由を保障する。

案4:

- (2) 国家はすべての国民に対し信教の自由、それぞれの宗教の教義を実践する自由、およびそれぞれの宗教の信仰に従って信徒としての義務を遂行する自由を保障する。

案1:項を増やす必要なし。

案2:第…条に新たな項を増やす。

- a. 国家は、唯一至高なる神に対する信仰に反する認識の普及から国民を守る。
- b. 国家運営者は、宗教の価値観、規範、および法に反してはならない。
- c. 国家は、それぞれの宗教の教える倫理観および人道的道徳を崇敬する。

### 第 XIII 章 教育および文化 第 31 条

(1) すべての国民は、教育を受ける権利を有する。

(2) 基礎教育は国民が受けなければならない義務であり、政府はそれに支出する義務を負う。

案1:

(3) 政府は、法律の定めるところにより、一つの国民教育制度を組織し、運営する。

案2:

(3) 政府は、法律の定めるところにより、国民を育成し、崇高な人間を形成するために、一つの国民教育制度を組織し、運営する。

案3:

(3) 政府は、法律の定めるところにより、信仰を高め、崇高な人格を育成し、国民を育成するために、一つの国民教育制度を組織し、運営する。

案1:

(4) 国家は、国民教育を運営する必要性を満たすため、国家歳入・歳出予算のうち教育予算を優先する義務を有する。

案2:

(4) 国家は、国民教育を運営する必要性を満たすため、国家歳入・歳出予算および地方歳入・歳出予算の少なくとも 20%を教育予算に優先する義務を有する。

案1:

(5) 政府は、文明の進歩と統一のために科学技術を振興する。

案2:

(5) 政府は、文明の進歩と人類の繁栄のために、宗教的価値観と矛盾しないような科学技術を振興する。

### **第 32 条**

- (1) 国家は、善良な旧来の文化的価値を保護し、より善良な新しい文化的価値を育成する。
- (2) 政府は、文化の保護育成において社会の自由を保障しつつ、インドネシア国民文化を振興する。
- (3) 国家は、国民文化の財産としての地方言語を尊重し、保護する。

## **第 XIV 章**

### **国民経済および社会福祉**

### **第 33 条**

- (1) 経済は、国民全体の繁栄、福祉、および社会的公正を実現するため、公正、効率、および経済民主主義の原則に基づき、全国民による協同事業として継続的にこれを組織し、振興する。
- (2) 国家にとって重要で、かつ大衆の生活必需を支配する生産部門は、法律の定めるところにより、公正と効率の原則に基づいて国家がこれを支配およびまたは管理する。
- (3) 土地、水、空、およびそれらに内包される天然資源は、法律の定めるところにより、国家がこれを支配およびまたは管理し、最大限の国民の繁栄のためにこれを利用する。
- (4) 経済主体は、協同組合、国営企業、および個人企業(usaha perseorangan)を含む民間企業である。
- (5) 国民経済の組織および振興は、常に生活環境の秩序を維持・改善し、慣習共同体処分権(hak ulayat)に配慮・尊重し、かつ国家領域全体の発展の均衡を保証しなければならない。

### **第 34 条**

- (1) 変更なし。
- (2) 国家は、全国民に対する社会保障制度を構築し、弱体かつ人間の尊厳に見合った生活能力のない社会を強化する。
- (3) 国家は、適切な保健サービス施設および公共サービス施設を提供する義務がある。

## **第 XVI 章**

### **憲法の改正**

### **第 37 条**

- (1) 憲法改正の提案は、国民協議会議員総数の3分の1以上がこれを提案した時、

- 国民協議会会議の議事とができる。
- (2) あらゆる憲法改正の提案は、改正を提議する箇所を明示しなければならない。
  - (3) 憲法改正のためには、国民協議会議員総数の3分の2以上の出席がなければならない。(第37条第1項より。)
  - (4) 憲法改正のための決定は、1945年憲法前文、インドネシア共和国単一国家の政態、および一体性の改正に関する決定が国民の過半数の賛成を得なければならないことを除き、国民協議会出席議員総数の4分の3以上の賛成をもってこれを行う。
  - (5) 本憲法改正の実行に関する諸事項は、さらに国民協議会決定でこれを定める。

### 経過規定

#### 第Ⅰ条

既存の国家機関および諸法規全ては、本憲法改正に従って新たに設置、制定されるまでの期間、引き続き効力を有する。

#### 第Ⅱ条

本憲法第2条第1項の規定に従って国民協議会議員に追加されるのは、インドネシア国軍およびインドネシア共和国国家警察の代表である。

本条で規定される国民協議会議員の追加に関する規定は、国民協議会がこれを改正しない間は、効力を有する。

### 最終規定

本憲法改正は、…日に施行する。

(資料3-4～12 の出所) *Ketetapan-Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Sidang Tahunan 7 – 18 Agustus 2000* [インドネシア共和国国民協議会決定 2000年8月7–18日年次会議], CV Eko Jaya, Jakarta, 2000.

### 資料3-13 大統領の副大統領に対する日常政務委任に関する 大統領決定 2001年第121号(2000年8月23日)

「大統領による副大統領に対する技術的日常政務遂行の委任に関する大統領決定 2000年第121号」

Keputusan Presiden Republik Indonesia Nomor 121 Tahun 2000 Tentang Penugasan

Presiden Kepada Wakil Presiden Untuk Melaksanakan Tugas Teknis Pemerintah Sehari-hari.

インドネシア共和国大統領は、

- a. 1945 年憲法で定められている国家行政システムにおいて、大統領は国民協議会の下での最高の国家政府の運営者であること、
- b. 政府の任務、権限、および権力責任を遂行するにあたって、大統領は副大統領の補佐を受けること、
- c. 政府の任務、権限、および権力責任を遂行するにあたって、大統領は政府の政策実施機能を実行すること、
- d. 政府運営の実効性を引き上げるために、政府の政策実施機能、特に技術的日常政務遂行を補佐する任務を副大統領に与える必要があると考えられること、
- e. 2000 年インドネシア共和国国民協議会年次会議における国家高等機関の年次報告に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第8号およびその付属文書、インドネシア共和国副大統領からの諸提案に留意すること、
- f. そのため、大統領による副大統領に対する技術的日常政務遂行の委任に関する大統領決定を制定する必要があると考えられること、

を考慮し、

1945 年憲法第4条、および国家最高機関と国家高等諸機関の/または国家高等諸機関間の地位および職務手続き関係に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1978 年第3号

に鑑み、

大統領による副大統領に対する技術的日常政務遂行の委任に関する大統領決定を制定する、

と決定する。

## 第1条

政府機能の実行、特に技術的日常政務の遂行において大統領を補佐する任務を副大統領に与える。

## 第2条

第1条に定められた政府の政策実施機能の遂行において大統領を補佐するにあたり、副大統領は次の任務を遂行する。

- a. 内閣の執務プログラムおよび議題を準備し、政府の政策の焦点および優先順位を決定する。

- b. 閣議を主宰し、その結果を取りまとめ、全国民が理解できるように説明する。
- c. 内閣の構成員に対して指示および助言を与える。
- d. 内閣の構成員の業績(kinerja)を監視、監督、および評価する。
- e. 行政運営の任務を円滑化するため、他の国家高等機関との調整を行う。
- f. 技術的日常政務を遂行するにあたり、運営上の決定(keputusan operasional)を行う。
- g. 大統領が同意した決定政策を内容とする決定文書(surat keputusan)に署名する。

### 第3条

第2条第g号で定められた決定文書は、次のものを含む。

- a. 省および非省政府機関の組織構造に関する決定。
- b. 現行の法規にしたがい、大統領決定によって実行されなければならない、行政省、非省行政機関の第1等級(eselon 1)公務員およびインドネシア国軍、インドネシア共和国国家警察組織構造における職位の任命に関する決定。
- c. 現行の法規にしたがい、大統領決定によって実行されなければならない、文民公務員およびインドネシア国軍、インドネシア共和国国家警察の士官の昇級、解任、および/または退職に関する決定。
- d. 州地方議会が決定した州知事の認証の決定。

### 第4条

第1条、第2条、および第3条に定められた任務を遂行する際、副大統領は、大統領を日常的に補佐している官房から、設備、職員の支援、および行政サービスを利用し、必要であれば、副大統領を日常的に補佐している官房の職員がこれを補佐する。

### 第5条

副大統領は、定期的に、および必要と考えられる場合はいつでも、第1条、第2条、および第3条に定められた任務の遂行を報告する。

### 第6条

本大統領決定は、制定の日から、1999年から2004年の大統領の任期が終了するまで施行する。

ジャカルタにおいて制定

2000年8月23日

インドネシア共和国大統領  
アブドゥルラフマン・ワヒド(署名)

(出所) [http://asiamaya.com/hukum/kepres\\_tugaswapres/presiden.htm](http://asiamaya.com/hukum/kepres_tugaswapres/presiden.htm)

### 3. 大統領罷免への過程とメガワティ大統領の誕生

2000年8月の国民協議会(MPR)年次会議では、メガワティ副大統領への日常業務委譲という打開策で政党勢力の攻撃をかわしたアブドゥルラフマン・ワヒド(グス・ドゥル)大統領であったが、中道軸勢力を中心とした政党勢力はこれに満足しなかった。そこで彼らは、大統領の汚職疑惑(ブログ疑惑とブルネイ疑惑)を持ち出して国会での追求を進め、MPR 決定 1978 年第3号に規定された手続きにしたがって、合法的に大統領を追いつめることを目指したのである。

まず国会は、MPR 年次会議閉会直後に汚職疑惑調査のための特別委員会を設置し、国会の国政調査権に基づいてこの2つの汚職疑惑の解明を続けた。2001年2月1日、国会全体会議は大統領の疑惑関与の可能性を指摘した国会特別委員会の報告書を受け入れ、大統領に対して警告を与えるための「覚書」を発出した(資料3-14)。グス・ドゥルはこれに対して3月 28 日に答弁を行ったが、覚書の発出には十分な法的根拠がないとして国会の動きを批判し、対決の姿勢を示した(資料3-15)。これを受けて国会は、4月 30 日に再び覚書を発出し、再度大統領に対して警告を与えた(資料3-16)。これに対して大統領は、議会側の動きを抑制する手段を持たなかった。そこで、国会に追いつめられたグス・ドゥルが最後に選んだ手段が、憲法第 12 条の規定に基づいて非常事態宣言の大統領命令(dekrit)を発布し、議会を凍結することだった。しかし、非常事態宣言の物理的手段となるべき国軍・警察がこれに強く反対したため、グス・ドゥルはやむなくシロ・バンバン・ユドヨノ政治・社会・治安担当調整相に治安維持を命じる大統領布告(maklumat)を発布することにとどめたのである(資料3-17)。その翌日、グス・ドゥルは第2回覚書に対する返答を行ったが(資料3-18)、もはや大統領と国会との間に妥協の余地はほとんどなくなっていた。5月 30 日、国会は大統領の罷免を求めて MPR 特別会議の招集を要請する決議を圧倒的多数で可決したのである(資料3-19)。

これを受けて MPR は、2ヶ月の準備期間をはさんで8月1日から MPR 特別会議を開催することを決定した。この間、グス・ドゥルはさらに閣僚を入れ替えるとともに、議会・国軍などに最後の内部工作を行ったが、それも徒労に終わった。7月 22 日に大統領は2回目の大統領布告を発布したが、国軍・警察の支持を欠いた大統領布告は実施能力を持たなかった(資料3-20)。翌 23 日、国会は最高裁長官に大統領布告に対する法的見解を求めてその非合法性を確認し(資料3-21)、MPR も事態の急展開をとらえて特別会議の前倒し開催を決定し、大統領布告を拒否する決定を行った(資料3-22)。MPR 特別会議はそのままグス・ドゥルの罷免(資料3-23)、メガワティ副大統領の大統領への昇格(資料3-24)を決定し、メガワティはその場で大統領就任演説を行った(資料3-26)。空席となった副大統領については、3度の投票を経て、開発統一党(PPP)党首ハムザ・ハズが選出された(資料3-25)。

## 資料3-14 国民議会(DPR)による第1回覚書(2001年2月1日)

「2001年2月1日第36回インドネシア共和国国民議会全体会議決定」

Keputusan Rapat Paripurna DPR RI Ke-36 Tanggal 1 Februari 2001

プログ( *Bulog*: 食糧調達庁 ) 従業員福祉財団( *Yanatera* ) 所有資金と  
K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド大統領に対するスルタン・ブルネイ・ダルサラーム  
( Sultan Brunei Darussalam ) の援助資金の事件に関する調査結果に対する  
諸会派の最終意見および決定の議事によって、  
次のように決定する。

プログ従業員福祉財団所有資金と K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド大統領に対する  
スルタン・ブルネイ・ダルサラームの援助資金の事件に関する調査特別委員会  
( *Pansus: Panitia Khusus* ) の作業成果の報告に賛同し、これを受け入れる。

### 継続措置

- I. インドネシア共和国国民協議会決定 1978 年第3号第7条に基づき、インドネシア共和国国民議会は、次のように K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド大統領が真に国策に違反していることを警告するために、覚書を送付する。
  1. 職務の宣誓に関する 1945 年憲法第9条に違反している。
  2. KKN のない清廉な国家運営者に関する国民協議会決定 1998 年第 11 号に違反している。
- II. 法律違反があつた疑いに関連する事項については、この問題が現行の法規定に基づいて処理されるよう委ねる。

ジャカルタ、2001年2月1日  
インドネシア共和国国民議会議長  
(署名)  
アクバル・タンジュン

(注)「第1回覚書」と言われるこの国会全体会議決定は、より正式な同日付けの国会決定「K.H. アブドゥルラフマン・ワヒド大統領に対するインドネシア共和国国民議会覚書の決定に関するインドネシア共和国国民議会決定 2000-2001 年第 33 号」( Keputusan Dewan Perwakilan Rakyat Republik Indonesia Nomor 33/DPR

RI/III/2000-2001 Tentang Penetapan Memorandum Dewan Perwakilan Rakyat Republik Indonesia Kepada Presiden K.H. Abdurrahman Wahid) という形で制定されるとともに、大統領に宛てて発出された。

(出所) 国民議会事務総局において入手した決定文書。

### 資料3-15 第1回覚書に対する大統領の回答(2001年3月28日)

「2001年3月28日水曜日にインドネシア共和国国民議会会議の前で伝達された、プログ従業員福祉財団所有資金とブルネイのスルタンの援助資金に関する2001年2月1日インドネシア共和国国民議会覚書に対する大統領の回答」

Jawaban Presiden Republik Indonesia Atas Memorandum DPR-RI Tanggal 1 Pebruari 2001 Tentang Dana Milik Yanatera Bulog dan Dana Bantuan Sultan Brunei, Disampaikan di Depan Sidang DPR-RI Pada Hari Rabu Tanggal 28 Maret 2001

アッサラーム・アライクム、ワラマトゥラヒ・ワバラカトゥー。

国民議会の議長団とすべての議員の皆さん、幸福なるすべての出席者の皆さん。幸福なるこの日に、2001年2月1日に出されたインドネシア共和国国民議会の第1回覚書に対する、インドネシア共和国大統領の回答を聴くために開催された国民議会会議に我々が出席できることに対して、恩恵と加護を下さる全知全能の神に我々は祝辞を述べよう。またこの機会に、2001年2月1日に出された国民議会の覚書に対する大統領としての私の回答を聴く会議を開催してくれた国民議会の準備に対して、私の御礼を述べさせてほしい。

私は、インドネシア共和国大統領として、憲法の基準に照らして客観的でない点を含むと私が考えるこの国民議会の覚書に対して、このフォーラムの場で、私の憲法上の権利を行使することにする。この国民議会の覚書は、大統領が受け入れることのできる合憲的な資格を満たしていない、論理的でない点を含んでいると私は考える。私は、憲法そして覚書発出の手続きを定めた MPR 決定に完全に則って、この覚書の内容を私が拒否する理由を申し述べたい。

私にとって、この回答は重要である。それは、単に根拠のない訴え、あるいは事実と推測との混同から名誉を守るためにばかりではない。民主主義、法、そして公正の原則に基づいた国家のために、我々と我々の社会を教育するためである。そのために、まずこの回答の初めに、我々が純粋で客観的な思考によって問題を憲法の枠組みの中に位置づける均衡のとれた態度をとることができるように、そして私が直

面しているようなこの根拠の弱い覚書を生み出した感情的な態度をとらぬように、私は我々皆に呼びかける。一般的に憲法や法規の規定には異なる解釈が可能であるが、この覚書の問題については国民協議会決定 1978 年第3号というはつきりとした判断基準がある。

幸福なる国民議会の議長団および議員の皆さん、

2月1日に発出された覚書に対する回答を与えることは、私が大統領として、避けることのできない政治的事実として覚書を受け入れることを意味している。このことを私が強調する必要があるのは、この覚書が出る前には、私は、この覚書発出の重要な道具立てとなった特別委員会(*Pansus: Pamitia Khusus*)は違法である、少なくとも法的位置づけに問題がある、と述べてきたからである。本来ならば、特別委員会は、法律 1954 年第6号の規定にしたがって、インドネシア共和国官報に記載されなければならない。法律 1954 年第6号第2条第1項は、「特別委員会設置の決定は、国民議会の当該議事録にしたがって、官報で公式に公表される」ことを定めている。この理由により、この設置は手続き的に違法であると私は考える。特別委員会は、2000 年9月5日に設置され、充分に長い間活動した後に、日付を遡って官報への記載がなされている。

この私の意見は多くの法律専門家にも賛同されるものであるが、私のこの意見はまた、唯一のものでないことにも私は目をつぶるものではない。別の法律専門家がこの特別委員会を合法と見なしていることも事実だからである。さらに、特別委員会で覚書のような法的産物が生み出されているという事実によっても、この見方は補強されている。

覚書を生み出した特別委員会についての異なる見解が存在する状況の中で、私が広い心をもってこの覚書に回答するのは、我々が直面しているこの問題は家族主義に則り、真実を追求することによって、できるだけうまく解決すべきだと私は心底から考えているからである。

幸福なる国民議会の議長団および議員の皆さん、

2001 年2月1日のインドネシア共和国国民議会第 36 回全体会議において、ブログ(食糧調達庁)従業員福祉財團(*Yanatera Bulog*)の所有資金とスルタン・ブルネイ・ダルサラーム(*Sultan Brunei Darussalam*)から K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド大統領への援助資金の事件を調査した特別委員会の成果について、国民議会は合意し受領したと言われる。続いて国民議会は、国民協議会決定 1978 年第3号第7条に基づいた措置を講じ、大統領は以下のように真に国策に違反している(*sungguh melanggar haluan negara*)との覚書を発出した。

- 1) 職務の宣誓に関する 1945 年憲法第9条に違反している。
- 2) KKN のない清廉な国家運営者に関する国民協議会決定 1998 年第 11 号に違

反している。

国民議会からの 2001 年2月1日書状 2001 年第 495 号(No. KD 02/495/DPR RI/2001)により正式に私が受領した覚書に関して、私はこの覚書の内容を「受け容れない」との回答を、謝罪とともに伝えることを許してほしい。なぜなら、私の考えによれば、次に述べるような法律上の理由を満たしていないからである。

1. 特別委員会の報告受領後の措置は、公平でなく、国民協議会 1978 年第3号に違反している。なぜなら、特別委員会自身は、その報告の中で、以下のようにしか述べていないからである。
  - a. ブログ従業員福祉財団資金の事件においては、「アドゥルラフマン・ワヒド大統領は、ブログ従業員福祉財団資金の引出しと利用に役割を果たしたと推測することが適切である(*patut diduga*)。」
  - b. スルタンの援助資金事件においては、「スルタン・ブルネイ・ダルサームの援助問題に関するアドゥルラフマン・ワヒド大統領の発言に非一貫性があり、大統領が社会に対して真実でない説明をしていたことを示している。」
2. この特別委員会の報告自体が客観的でなく、大統領を救うすべての説明を盛り込んでいないと私は見なしている。しかし実際に、特別委員会の報告がすべて真実だと見なされたとしても、それは覚書を発出するための充分な根拠とはならないと考えられる。なぜか。それは、一つの覚書を発出するためには、「真に国策に違反している」事実があることがその根拠となつなければならないからである。しかし、そのようなことは実際には起きていかない。以下に、より詳細な理由を申し述べたい。

## 覚書の資格要件

覚書の発出に関しては、基準はすでに明確である。つまり、国民協議会決定 1978 年第3号があることを思い起こしてほしい。その国民協議会決定では、大統領に対する警告としての覚書は、大統領が「真に国策に違反している」と判明した時にのみ発出することができる、と規定されている。大統領が「真に」国策に違反している証拠が必ず必要であり、それが覚書発出の要件、あるいは正当化の根拠となるのである。ブログ従業員福祉財団資金事件では、特別委員会の報告に「大統領が役割を果たしたと推測することが適切である」とはっきり書いてはあるが、大統領が真に国策に違反していると訴えられるような役割を「真に」果たしたという証拠はまったく見い出すことができない。詳細な調査の結果「推測することが適切」と結論づけられた人物が、「真に役割を果たした」ことに曲げられ、さらには、真に国策に違反した、と言うことができるのであろうか。このような結論の飛躍は、この覚書の根拠となっている論

理と公正感に疑問を生じさせる。

また、ブルネイのスルタンの援助事件では、特別委員会の報告書の中で「大統領は社会に対して真実でない説明をしていた」と述べられているが、これについても私は覚書発出の妥当性に疑問を感じる。この結論は非常に理解しがたい。なぜなら、ブルネイのスルタンからの援助資金を私が持っていて、それをアチエの人道資金に利用しようとしたことを社会に公表したのは、ほかならぬ私だからだ。ここで「私が持っている」というのは、必ずしもブルネイのスルタンから私が直接受け取ったことを意味しない。スルタンから直接受け取ったある人物から個人的に私が譲り受けたというのが事実だ。もし私が社会に公表しなかったら、この個人的な性格の資金のことは社会に知られることもなかったはずだ。私は、その金を私自身の利害のために利用するつもりがまったくなかったからこそ、社会に公表したのだ。これに関連して、ここで強調しておく必要があるのは、ブルネイのスルタンからの援助資金は、スルタン家の資金であり、スルタンの財産の管理者の一人と関係があるアリオ・ウォウォル(Ario Wowor)氏によって入手されたものだということだ。ある日、アリオ・ウォウォル氏が、様々な危機の処理を支援するために活用できる喜捨の資金(dana zakat)をブルネイのスルタンが持っていると言うので、私は彼に大統領のシンボルを使わずに H.マヌー(H.Masnuh)氏にその資金の一部を依頼するように頼んだ。私は個人的に、彼らがやはり個人的にその一部を入手してくれるよう頼んだのだ。もしこの資金の要請が大統領府を利用したものであれば、私としても気分が良くなかったことだろう。

資金を入手した後、私は H.マヌーに大統領府の管理を通さずにそれを受領し、保管し、支出するように頼んだ。なぜなら、その資金の性格は、私の考えでは、より個人的なものだったからだ。だから、その資金の入手と運営は、大統領府の機関とは関係ない。その資金は個人的な性格なので、私自身が出金のたびにいちいち資金の支出先を追跡して知る必要もなかった。しかし、援助の要請があれば、私は時々 H.マヌーにその要請を満たしてやるように頼んだ。

これが、なぜ資金の支出額が時によって一貫していないように見えるかについての説明である。実際、私から直接出金されていないのである。この説明は、私が 2000 年8月の年次会議で伝えた、その資金は大統領府ではなく H.マヌーによって NGO に流されたという私の回答の正当性をまったく減じるものではない。資金の種類は問題にはならない。それが、アリオ・ウォウォル氏が言ったように、喜捨であろうが、寄付(infaq)、施し(sadaqah)、援助であろうが、何であろうが、それほど重要ではない。ブルネイ民族連合党(Partai Perpaduan Kebangsaan Brunei)から国民議會議長に宛てた、その資金は喜捨ではないとの書状があることは、私の説明の正当性を減じるものではまったくない。それどころか、私の説明を補強するものだ。なぜなら、その書状は、個人的な性格の援助資金が実際にあったことを認めているからである。

重要なことは、アリオ・ウォウォル個人を通じて入手された後に H.マヌスによって管理されていたスルタン個人の資金があった、という事実であり、私がこのことを知ったのはアリオ・ウォウォル氏が私にそれを支出するよう依頼したからであった。私とブルネイのスルタンとの公職者としての関係を前提としない資金の扱いは、当然ながら公金ではないので、私がそう望めば、誰にも知らせずにおくこともできたのである。

というわけで、もしされその金を国庫に納入しなかったのかと問われれば、次のように私は言明する必要がある。その援助は、アリオ・ウォウォル氏に対して、あるいは彼を通じて、個人的に供与され、その後でアリオ・ウォウォルが私にそれを支出するように依頼し、さらに私自身が H.マヌスにそれを分配するように依頼したのだ。アリフィン・スリアトマジャ教授 (Prof. Arifin Soeriatmadja) が言うように、個人の立場の私に対して与えられた援助は公法には縛られないし、しかもその資金は私ではなくてアリオ・ウォウォル氏に与えられ、彼が私にその支出を依頼したのだ。アリオ・ウォウォル氏は、彼は私がキアイ(イスラーム教師)だから、その資金の支出について私を信用したと述べている。しかし、最も重要な点は、資金を着服(digelapkan)していないだけでなく、国家の資金でもないので、誰に対してもまったく損失を与えていないということだ。私自身は、その金を一銭たりとも利用したことは、その気になればできたにもかかわらず、まったくない。監査による追跡をもし行うのであれば、現在でもまだその機会は広く開かれている。ただし私は、現行の国家行政の手続きにしたがつて厳しく手続きを踏もうとはしない。これを一つの誤りだと見るかもしれないが、これは、この資金は国家資金ではなく、個人から個人への資金だという見解を私が持っているからである。すでに述べたように、現在でもまだその資金を監査にかける可能性は開かれている。しかし、それは国家行政の枠組みではなく、H.マヌス氏個人の記録に対する、その資料の真偽に信頼性を与えるための調査である。

## 特別委員会の報告

先に述べたように、政治的現実として覚書の存在は否定できないものであり、私はそれに回答しなければならない。特別委員会の合法性に関する論争は、今後の改善のための憲法・法学者による研究に任せることにしよう。覚書は大統領に対する国民議会の監視の一環としての政治的産物であるという事実を受け入れ、今私は大統領として返答しなければならない。そこで、私のここでの返答は、特別委員会が合法か否かという問題ではなく、特別委員会自体の過程と成果に対するものとする。

内容以外の問題として、特別委員会は、手続きの面で定められた権限の範囲を越えた行為をとっていると私は考える。周知のように、特別委員会が設置された目的である「調査」とは、正確には、「インドネシア共和国国民議会の監視任務の遂行のた

めに、ブログとブルネイ・ダルサラーム事件に関連したすべての事実と資料を収集するための特別委員会による一連の活動」を意味している。しかし実際には、特別委員会は、事実、つまり立証された情報を収集するにとどまらず、情報、つまりこれから立証をする説明を収集し、解釈を加えている。手続きの面からみて、覚書の発出を目的として国政調査権(*hak angket*)を提案することは、国民議会の秩序規定第156条と第157条に対する手続き上の違反を犯していることは明らかである。

国民議会秩序規定第156条は次のように述べている。「(1)特別委員会は、少なくとも1ヶ月に一度、定期的に書面による報告を国民議会議長団に対して提出する。その報告は議員に配布され、大統領に伝えられる。(2)協議委員会(Badan Musyawarah)が異なる決定を下した場合を除き、第1項に定められた定期的報告は、最低10人の議員の要請に基づいて全体会議で討議される」。この第156条の規定は、特別委員会が活動を終えるまで、一度も実行されたことがなかったので、手続き上の違反が起きている。さらに、第157条は、「作業が終了した後、特別委員会は国民議会に書面で報告を提出し、その報告は議員に配布され、全体会議が異なる決定を下した場合を除き、全体会議で討議され、最終的な決定が行われると定めている。2001年1月29日の全体会議にいたるまで、特別委員会は国民議会に書面による報告を提出しておらず、違反が起きている。

特別委員会は、「大統領は過ちを犯している」という結果を目指していた印象が強くあるため、情報を収集し提示する方法にも偏向がみられた。正直に言えば、このことが私が特別委員会に協力的でない態度をとった理由である。証人としての学者ハルン・アルラシド教授(Prof. Harun Alrasid)は、指名を受けたにもかかわらず、その意見や説明に耳を傾けてもらえたかった。また、国家財政法分野の博士で教授であるアリフィン・スリアトマジャ教授の証言も、しかるべき形で受け入れられなかつたどころか、民族覚醒党の白書(Buku Putih PKB)の中で明らかにされているとおり、特別委員会の委員の中にはアリフィン・スリアトマジャ教授の教授資格に疑問を投げかけ、証人としての学者の選択を特別委員会は過ったと述べる者までいたのである。同教授は、大統領は個人としても公職としても援助を受け取ることができる、もし援助が個人的性格ならば、公法に従う必要はないが、もし援助が公的性格ならば、大統領は公法に従わなければならない、と述べた。鍵を握る証人であり、ブルネイのスルタンから直接援助を受け取った本人であるアリオ・ウォウォル氏は、特別委員会が活動を終えるまで一度も説明を求められなかつた。実際には、彼こそH.マヌーとともにブルネイから資金を受け取ったのであるから、事情を聴取されるべきだった。ユスフ・カッラ(Jusuf Kalla)氏に電話をしてブログ資金について尋ねたアルウィ・シハブ(Alwi Shihab)氏の説明は、特別委員会によってあたかもアルウィ・シハブ氏の質問がこの件に関して疑われる大統領の関与と強く関係しているかのように印象づけら

れたことは、行きすぎた嫌疑である。なぜなら、アルウィ・シハブ氏の質問は、社会が問題だと受けとめている噂の真偽を確かめようとしたアルウィ・シハブ氏個人のイニシアティブから生じた、当然の質問だからである。

尊敬する国民議会の議長団および議員の皆さん、

以上に基づき、覚書の発出は、大統領を好きでないことの表明であり、あるいは、「真に国策に違反している」という法的要件を満たしていないにもかかわらず、こじつけの理由によって大統領を降ろそうとする意向の産物であるとの印象を避けることは難しい。したがって、覚書は、法に照らして事件をバランスよく位置づけておらず、まったく公正の原則に立っていないと私は見る。

この結論は、特別委員会に対する私の非協力的と見なされる態度に影響されている可能性があることを、私は認識している。国民議会が国民の代表機関としての役割を高め、より強く勇敢に大統領をコントロールするようになることを、私自身は本当はまったく負担に思わないし、むしろ非常に喜んでいる。改革の時代が来る前の数十年間、我々は強い国民議会を失っていたので、今こそ政府に対する監視という任務の遂行において、強い国民議会を建設することに我々は勇敢でなければならない。民主的な国家建設の努力は、政府が汚職と専横を行わないための強い国民議会の建設を伴わなければならない。しかし、強い国民議会建設の努力は、大統領が弱くならなければならないことを意味しない。なぜなら、我々が望むのは、国民議会と政府が同等に強く均衡のとれた関係を作ることによって、国民議会による政府の監視が効果的に行われることだからである。したがって、国民議会と政府との間に起る政治的な事件の解決とその過程は、正しく公平な均衡の中に置かれることが望ましい。本来、我々が建設しようとしている民主的な政治システムは、法と公正の堅持に対する保証を与えることを意図しているからである。

宗教の観点から思い起こしてほしいのは、あることを決定する際に、ある人物またはある人々に対する我々の気に入らない感情によって、我々は不公平な判断をしてはならないということである。このことは、次のようなコーランのアル・マーイダ章第8項の中で強調されているように、全知全能のアッラーの神によって禁じられている。

「信仰を持つ人々よ、アッラーのために常に正義を堅持する人となれ。公平な証人となれ。そして、時にある人々を憎悪するあまり、公平でない行動をとってはならない。公平に行動せよ、なぜなら公平は篤信により近いのであるから。」

私の見解では、法的要請に合致しない覚書の発出は、大統領を降ろそうという、公平でない態度と感じられる意図に促されたものである。というのは、国民議会がものごとを本来の場所に位置づけていないからである。国民議会は、ある事件を取り上げ、法に合致しない理由によって決定を下した。これに関連して、私は、その高

潔さにおいて疑いを容れない法学者であるサチプト・ラハルジョ教授(Prof. Satjipto Rahardjo)の言葉を引用したい。彼は、現在のこの覚書は、もはや大統領に警告を与える手段ではなく、敵対的な政治的雰囲気の結果として、大統領を審判する手段となってしまっている、と述べている。2001年2月28日の「法の優越思想の発展、国民議会の覚書、そして国民協議会特別会議」と題する国家法セミナーにおいて、サチプト・ラハルジョ教授は、第1回覚書は大統領に対する一つの審判であり、刑の宣告であり、最終判決となっている、と述べている。警告としての覚書の基本的な意義は、敵対と怒りの雰囲気に影響された群居性ゆえに吹き飛ばされてしまった。覚書の本来の意義は、大統領になすべきこと、または補完すべきことを思い起こさせる声明文を内容とする、政治的決定である。この逸脱は、明確な法的尺度にしたがって、我々が「ものごとを本来の場所に位置づける」ことができるための公正の原則に反している。私にとっては、ものごとを不公平に位置づける努力は、改革と民主化に反すると同時に、より大きな新しい問題を招く行為である。

またこれに関連して、正義からの逸脱行為や不正は、アッラーの神からの懲罰を招くことを、私は我々に思い起こさせたい。コーランのターハー章第48項は次のように述べている。

「本当は私たちに啓示されたのである。嘘をつき(正義に)背く者には懲罰(が待ち構えている)。」

国民議会の残念な態度は、法的観点から見た特別委員会の違法性という私の見方ゆえに私が特別委員会に非協力的とみられる態度をとったことに対するバランスとも考えられる。したがって、公正の証明と正義と公正から逸脱した者への脅威は、誰に対しても、つまり国民議会に対しても私自身に対しても妥当することを私は認めなければならない。今こそ我々は自制をして、この一件を正しい均衡の上に置かなければなければならない。我々は、この経験から学習して、民主的な国家への成長の過程を確固たるものにしなければならない。

こうした理由により、この尊敬するフォーラムを通じて、私は、我々がブログとブルネイ事件を適切な均衡の上に位置づけ、公正を反映させ、自然な親密さへの障害から望ましくない行為まで様々な形をとり得る懲罰を招かないように呼びかける。我々はともに、一つの事件に不均衡で不公平な位置づけを与えるにいたった感情的な態度に対して自己反省をしなければならない。これに関連して、もし私がこの事件に関する資金から個人的利益を得ようとすれば、それを利用することは大統領である私にとって難しくなったことをここで強調しておかなければならぬ。私は、誰にも知らせずにそれを直接利用することができたが、そうはしなかった。最初から、その資金を自分の個人的利益のために利用したいなどとは、私の精髓に一瞬たりともよぎることはなかったのだから。

憲法を堅持する任務を持つ大統領として、「推測することが適切である」という嫌疑だけではなく、真に国策に違反した、または明白な過ちを犯したことについて法的なすべての手続きと基準が満たされるのであれば、批判され、覚書を出され、さらに必要であれば大統領職から解任されることさえも、私はまったく負担には思わない。しかし、ブログとブルネイ事件に関する覚書は、「真に国策に違反している」という国民協議会決定1978年第3号の定める要件を満たしていないことから、不公平な扱いだと私は感じている。さらに、大統領はブログ従業員福祉財団資金の引出しに役割を果たしたと「推測することが適切である」という特別委員会の結論は、権限の範囲を越えた産物であり、フェアで包括的な方法で証人の説明を取り入れてはいけない。

同様に、ブルネイのスルタンの援助案件において、大統領は社会に対して真実でない説明をしていたという結論は、覚書発出の理由にまったくなり得ない。なぜなら、説明が不明瞭であったのは何かを意図的に隠そうとしたからではなく、さらには、ブルネイのスルタンの援助金は、国家への援助ではなく、先に述べたようにブルネイのスルタン家から個人的にアリオ・ウォウォル氏と H.マヌー氏個人を通じて渡された喜捨、寄付、援助であるからである。自発的な説明の中で、私は、スルタン・ブルネイ・ダルサラームからの援助金を私が持っていることを明らかにした。私は、個人的にその金を使用したことは一度もないし、いくらか支出され残金がいくらかも正確には知らないことを正直に申し上げなければならない。

なぜ私は正確に知らないのか。

なぜなら、個人的な喜捨がやはり個人的にどれだけ支出されたかを知り報告することは私の義務ではないからである。私はたしかに、その時私に援助を申し出ていた、援助を与えるに相応しい複数の NGO を指名した。しかし、それは明らかに政府の任務の一部ではなく、大統領府によって管轄されることでもなく、私が個人的に資金管理を依頼していた H.マヌー氏によって管轄されることである。このことを、私は 2000 年の国民協議会年次会議でもすでに説明し、その資金は大統領が支出したのではなく、H.マヌーが個人的に支出し、後で私はそれを知ったと述べた。このように、ブログ従業員福祉財団資金とブルネイのスルタン援助資金に関する特別委員会の調査結果は、覚書発出の根拠となる充分な理由を持たないことが明らかになった。かりに、手続き的にも内容的に公平でない特別委員会の結論を現実として受け入れなければならない、または真実だと見なさなければならないとしても、それでも覚書発出の理由としては充分ではない。なぜなら、その結論からは、「真に」国策に違反する行為だと断定される証拠が見当たらないからである。

これが、ブログ従業員福祉財団とブルネイ援助資金の事件に関する覚書の内容を

私が不公平だと述べた理由である。問題はすでに明らかなので、第2回覚書はもう必要ではない。

第2回覚書が不必要だとするのは、第2回覚書は3ヶ月間、大統領が第1回覚書に留意しなかった場合に発出されることができることを定めた国民協議会決定 1978年第3号の内容に基づくものである。この回答を与えることによって、私は第1回覚書にしかるべき留意したことを示した。問題は、第1回覚書の内容が、現行の政策に関するものではなく、覚書の意向にしたがって留意したことが見える形で簡単に変更できるものではないことである。現在あるこの第1回覚書は、本当は起きていないのに覚書が出されてしまった事件に関する一つの結論、正確には政治的判決(*vonis politik*)である。

しかしながら、覚書の根拠が強くなくても、互いに尊重し尊敬し合う我々の文化を守るために、私は覚書に誠意をもって回答した。したがって、大統領は特別委員会は違法であると発言し、検察庁に特別委員会の委員に対する取調べ許可を与えるなどの抵抗を示したので、大統領は第1回覚書に注意を払っていない、とする一部の国民議会議員の意見を、私は受け入れることはできない。先に述べたように、回答を与えるということは、すなわち、私はもうプログ特別委員会の違法性を問題にしていない。第1回覚書は政治的決定としてすでに存在するのだから。また、検察庁に特別委員会の委員を取り調べる許可を与えたことは私が抵抗を示したことを意味する、という見方も私は受け入れることはできない。なぜなら、私が特別委員会の数人の委員を取り調べる許可を与えたのは、法的違反の疑いに関する報告に関連して検察庁から要請があったからである。検察庁に報告をしたのは、大統領ではない。かりに政党または他の社会グループが特別委員会を訴えたとして、その政党がたまたま大統領個人に近い関係にあったとしても、それは大統領にはまったく関係のないことである。法の堅持のために、特別委員会の委員に対する取調べ許可の要請があれば、私は拒否することはできない。しかし、裁判の過程に私はまったく介入したことではないし、しようとも思わない。国民議会特別委員会を含む国家の問題となつた諸案件について、私が大統領として法的見解を述べることは禁じられていない。しかし、良好な関係を保つために、私は、特別委員会を裁判に訴える公式の行動をとったことはない。私はまた、これまでに特別委員会を訴えるために「法定代理人」を指名したことはないことを強調しておきたい。私がこれを強調するのは、特別委員会を訴えるための大統領の法定代理人を自認する弁護士、インドラ・サフヌン・ルビス(Indra Sahnun Lubis)についてマスメディアを通じて報道があったからである。私はこの件について当事者に注意を与えたし、誰であっても、当事者が私からの法定代理人証書を持っているかどうか当事者に聞くことができる。私が指名した法的顧問は、ルフト・パンガリブアン Cs(Luhut Pangaribuan Cs)氏一人だけであり、それも特

別委員会を訴えるためではなく、もしブログ従業員福祉財団事件とブルネイ資金事件に関する私への訴えが裁判に持ち込まれた場合に顧問と法定代理人となることを意図したものである。一人の大統領はいよいよ及ばず、一人の普通の国民であっても、訴えられれば法的顧問を指名する権利を持っている。私の任命した法的顧問は、特別委員会を法的に訴えるためではなく、2つの事件が裁判に持ち込まれた場合にその事件における私の法的立場を明らかにするための助力としてである。

私が国民議会の第1回覚書に抵抗していないもう一つの証拠は、第1回覚書に述べられた国民議会の意向に沿って私は取り調べられる用意があること、いやむしろ取り調べてくれるよう、私が警察と検察庁に要請したことである。この要請は、2001年2月22日から3月8日までの中東とアフリカ数カ国訪問と巡礼を行う前にすでになされた。したがって、第1回覚書後の大統領の態度からみて、第2回覚書が出されるならば、それは行きすぎであり理に合わない。なぜなら、大統領の示した態度は、第1回覚書を充分に考慮したものであり、しかも覚書の出されたその同じ2001年2月1日に、大統領自身の指令に基づいて大統領の回答を準備するための政治・法チーム(Tim Politik dan Hukum)の設置を大統領が直接発表しているからである。これは、大統領が国民議会の覚書に留意し応答した証拠である。

第2回覚書の内容は第1回覚書と関連していなければならないこと、一方、第1回覚書は正当に考慮され回答されたことは、一般の人々の論理でもおわかりだろう。したがって、ブログ従業員福祉財団とブルネイのスルタンからの援助資金の事件だけが第1回覚書で扱われているので、それ以外の問題を内容とし、さらには職務の宣誓と国民協議会決定1999年第11号と関連づけた第2回覚書が出されることは、とても受け容れられない。

私がこの回答の中で表明したことは、第1回覚書で述べられた訴えと結論を考慮すれば、正当な見解であり行きすぎではない。しかし、尊敬する皆さんと同じような普通の人間として、欠点や弱点は免れないだろう。そこで、この幸福な機会に、私個人から皆さんに、さらには私の愛するインドネシアの全国民に、これまでの私の褒められない、または皆さん的心を喜ばせない態度があったであろうことに対して謝罪をする。私は、この件に関して法的に私は過ちを犯していないと確信している。しかし私は、最初から隅に追いつめられている(disudutkan)と感じていたために非協力的な態度をとったことを認識している。それが、私がこの機会に、褒められない喜ばしくない態度に対して謝罪を伝える理由である。しかし謝罪をしても、問題の本当の所在を社会が正しく知るために、この問題を法的手段によってより詳細に解明し解決しようとするすべての努力に対して、私は扉を閉ざさないし、むしろそれを奨励するものである。

私は、検察庁に対して、できるだけ公平に法的にこの事件を解決するよう望む。私

自身も、この事件の解明を奨励するし、事情聴取や取調べにも応じる用意がある。我々は、この経験から、我々がともに望む改革プロセスを促進することを学ぼう。我々がともに宣言した改革アジェンダを成功させるために、公共の利益を、平和を、そして協力を、我々皆が優先しよう。

最後に、覚書の要点以外の点ではあるが、我々がより真剣に働き、この疲弊させる政治的対立を早く終わらせるための土台として、私が重要だと考える3つの点を伝える必要がある。

1. 地政学的にインドネシアはアジア太平洋において非常に戦略的に重要な国であるので、我々は、政治的対立を早く終わらせ、民主主義を堅持しながらも互いに批判する態度を失わない協力と、憲法とその基盤である立憲主義(*konstitutionalisme*)に則った確固たる政治システムを建設する。
2. 我々の社会は現在、改革と経済回復の速度を遅らせる様々な政治的対立にすでに疲れきっているという事実から我々は逃れることはできず、したがって、民主主義の発展を利すことのない対立を終わらせるために我々の覚醒と賢明さが求められている。指導者としての我々のいかなる見解も利害も、国民を損なう手段となってはならない。
3. 我々は、パンチャシラを国家イデオロギーとして確立し、すべての脅威から国を救うために、より賢明な措置を講じなければならない。パンチャシラは、民族主義と宗教主義(agamis)の理解を統合した国家の基礎であるから、我々がパンチャシラを国家の基礎として受け入れる限り、我々の統一と单一性を分裂させようとする運動の余地はない。これに関連して、我々皆が、憲法、国民協議会決定、法律、政令などの国家の法規基準に従わなければならないことを、私は強調したい。

幸福なる国民議会の議長団および議員の皆さん、

2001年2月1日に国民議会から出された第1回覚書に対する私の回答は以上である。正しく良く理解され、誠実に、誠意をもって、賢明に対処されることを望む。この回答によって、法的違反の可能性を持つ事件から逃れたり、ねじ曲げたり、ましてや憲法に違反する方向へ我々を導くことを、私はまったく意図していない。私が望むのは、まさに憲法堅持のための我々の決然たる態度である。もし我々の国家が憲法と法に注意を払わなければ、そこで優勢になるのは理性に基づかない感情であることを私は確信する。そして、そのような文化が我々を支配し指導するようになれば、我々の国民と国家としての将来は消滅しよう。

幸福なる国民議会の議長団および全議員の皆さんのご傾聴に感謝する。神の許しの下に、統一と单一性を守り、公平で繁栄する社会を実現する努力に対して、我々皆に全知全能のアッラーの神が常に力と導きを与えて下さるように。

ワッサラーム・アライム、ワラマトゥラーヒ・ワラバカトゥー。

ジャカルタ、2001年3月28日

インドネシア共和国大統領

K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド

(出所)国民議会事務総局において入手した大統領官房文書。

### 資料3-16 DPRによる第2回覚書(2001年4月30日)

「2001年4月30日第53回インドネシア共和国国民議会全体会議決定」

Keputusan Rapat Paripurna DPR RI Ke-53 Tanggal 30 April 2001

インドネシア共和国国民議会覚書に関するK.H.アブドゥルラフマン・ワヒド大統領の  
回答に対する諸会派の最終意見およびインドネシア共和国国民議会の  
覚書過程に関する決定の議事によって、  
次のように決定する。

1. K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド大統領が、2001年2月1日に発出されたインドネシア共和国国民議会の覚書に3ヵ月以内に留意しなかったことを宣言する。
2. K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド大統領が、次のように真に国策に違反したと見なした2001年2月1日インドネシア共和国国民議会覚書に引き続き、国民協議会決定1978年第3号第7条第3項の規定に従い、K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド大統領に第2回覚書を送付する。
  - a. 職務の宣誓に関する1945年憲法第9条に違反している。
  - b. 汚職、痴着、身内びいきのない清廉な国家運営者に関する国民協議会決定1998年第11号に違反している。
3. 第2項に規定された覚書に留意するため、K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド大統領に対して1ヵ月を与える。

ジャカルタ、2001年4月30日  
インドネシア共和国国民議会議長  
(署名)  
アクバル・タンジュン

(注)「第2回覚書」と言われるこの国会全体会議決定は、より正式な同日付けの国会決定「K.H. アブドゥルラフマン・ワヒド大統領に対するインドネシア共和国国民議会第2回覚書の決定に関するインドネシア共和国国民議会決定 2000-2001年第47号」(Keputusan Dewan Perwakilan Rakyat Republik Indonesia Nomor 47/DPR RI/IV/2000-2001 Tentang Penetapan Memorandum Yang Kedua Dewan Perwakilan Rakyat Republik Indonesia Kepada Presiden K.H. Abdurrahman Wahid)という形で制定されるとともに、大統領に宛てて発出された。

(出所) 国民議会事務総局において入手した決定文書。

### 資料3-17 第1回大統領布告(2001年5月28日)

「インドネシア共和国大統領布告」

Maklumat Presiden Republik Indonesia

インドネシア共和国国民協議会特別会議の開催可能性および大統領命令(dekrit presiden)の発布可能性に関する論争があるために我々が直面している政治的非常事態(situasi politik darurat)に関連し、本布告により、私は、政治・社会・治安担当調整相に対して、危機の克服および秩序、治安、法の早急な確立のため、全治安機構を調整して、必要とされる特別な行動および措置を講じるよう命ずる。

ジャカルタ

2001年5月28日、12:00(インドネシア西部時間)

インドネシア共和国大統領

(署名)

アブドゥルラフマン・ワヒド

(出所) [http://www.detik.com/。](http://www.detik.com/)

## 資料3－18 第2回覚書に対する大統領の返答(2001年5月29日)

「第2回覚書に対する返答」

### Respons Atas Memorandum II

付録:2通\*

件名:第2回覚書に対する返答

尊敬するインドネシア共和国国民議会議長団  
ジャカルタにおいて

アッサラーム・アライクム、ワラマトウラーヒ・ワバラカトゥー。

インドネシア共和国国民議会の第2回覚書に対して私が大統領として速やかに返答または正式な回答を与えるようにというインドネシア共和国国民議会の幾人かの幹部または一部の議員の要望が伝えられていることに鑑み、ここに私からの返答と見なすことができる説明を伝えることにする。

この国民議会の第2回覚書に対して返答することに関して、本当は私には躊躇がある。なぜなら、覚書の法的政治的基盤が私にはまだ明白ではないからである。返答しようとすると、いや実際2001年2月1日に提出された第1回覚書に対して返答した後には、国民議会の多くの議員、そして観察者たちは、覚書は返答する必要がなく、注意を払う姿勢を示すために政策と実績を変えることこそ必要だと言った。しかし、今回私が第2回覚書に回答しないと言うと、国民議会の幹部や諸会派から国民議会または議員は第2回覚書に対する大統領からの回答または返答を待っているとの意見が出てきた。

一つの覚書に対する回答が必要か否かについて、国民議会の組織としての態度は本当はどうなのか、私は疑いを持っているし、知りたいと思っている。

国民協議会決定1978年第3号は、覚書に対する回答を義務づけてはいない。しかし、私は第1回覚書のように判決(vonis)の形をとる覚書に関しては回答の必要があると考え、実際にそうした。私の意見では、回答の必要のない覚書は、現在実施されている政策や計画を国策や現行法規に合致するよう修正するための警告という性格の覚書である。第1回覚書はプログ従業員福祉財団とブルネイからの援助資金という事件に対する判決であったため、私はそれに回答をもって応えた。しかし、第2回覚書に関しては、覚書は回答を要しないとする国民議会の一部議員や専門家がかつて述べた理解に私は従いたいと思う。この私の態度は、第2回覚書の内容がプログ従業員福祉財団とブルネイからの援助資金の案件を問題にした第1回覚書

の内容から外れ、問題点がはつきりしないという事実によって補強されるものである。

第2回覚書は、1945年憲法に定められた職務の宣誓と汚職・癒着・身内びいき（KKN）のない政府に関する国民協議会決定に大統領は違反しているため警告を受ける、とただ述べているだけである。しかし、第2回覚書には、どの職務の宣誓に私が違反したのか、どのようなKKNの不浄行為を行なったのかは説明されていない。もし第2回覚書の文中にある「第1回覚書の延長」という表現がブログ従業員福祉財団とブルネイからの援助資金の事件を指すのだとすれば、私はすでに第1回覚書に対する回答の中でそれについては明確に回答した。しかし、その私の回答は国民議会でもはや取り上げられることなく、それどころか、第2回覚書では第1回覚書の主要な問題点としてのブログ従業員福祉財団とブルネイからの援助資金の案件の法的位置付けについてもはや触れられていない。これは、第2回覚書が第1回覚書の文脈からすでに外れていることを意味している。

そこで私は、以下の2つの理由から、第2回覚書には回答する必要がないと考える。

第一に、第2回覚書は、どのような職務の宣誓に対する違反とどのようなKKNの不浄行為を私が違法行為として行なったかを具体的に述べていない。はつきりしない一つの声明に対してどうやってわたしは回答または返答することができようか。

第二に、もし第2回覚書がブログ事件とブルネイ事件を主要な問題点とする第1回覚書の延長として意図されているならば、私はすでにそれには明確に回答した。にもかかわらず、国民議会が提出した第2回覚書は、そのことをもはや問題にしていない。回答として提出したのにもかかわらずもはや問題にされていない証拠や事実について、どうやって私はさらに説明することができようか。

以上が、第2回覚書に対して、覚書には回答は必要でないとするかつての国民議会議員の意見に私が従う理由である。しかし、第1回覚書への私の回答に対する見解として、ほとんどの会派が政府の実績と計画遂行の進捗に関して質問したので、私は今回もまた政府の実績と業務遂行の進捗について報告が必要だと考える。

そこで私は、政治・社会・治安担当調整大臣と経済担当調整大臣がそれぞれ2001年5月27日と28日に広く国民に向けた公開演説を通じて伝えた政府の業務遂行の進捗報告を、この書状に添付する。\*

この書状とすべての添付書類が、第2回覚書に対する私の返答としての説明となっていることを念じる。

ご配慮に感謝する。

ワッサラーム・アライクム、ワラマトウラーヒ・ワラバカトゥー。

ジャカルタ、2001年5月29日  
インドネシア共和国大統領  
K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド

(注) \*資料冒頭の「付録:2通」および文中の「添付書類」とは、第2回覚書に対する大統領の返答文書に添付された次の2文書を指す。「政治・社会・治安担当調整相による調整の下での省/非省政府機関の主要任務の遂行に関する政治・社会・治安担当調整相演説」(Pidato Menko Poloskam Tentang Pelaksanaan Tugas Pokok Departemen/LPND Dalam Lingkup Koordinasi Menko Poloskam)およびDr.リザル・ラムリ「経済分野における進展報告」(Dr.Rizal Ramli, "Laporan Perkembangan Dalam Bidang Perekonomian)。

(出所) 国民議会事務総局において入手した大統領官房文書。

### 資料3-19 国民協議会特別会議の開催要請に関する DPR 決定 (2001年5月30日)

「K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド大統領の責務を求めるための特別会議の開催をインドネシア共和国国民協議会に要請するインドネシア共和国国民議会全体会議の決定に関するインドネシア国民議会決定 2000-2001 年第 51 号」

Keputusan Dewan Perwakilan Rakyat Republik Indonesia Nomor 51/DPR RI/IV/2000-2001 Tentang Penetapan Rapat Paripurna Dewan Perwakilan Rakyat Republik Indonesia Meminta Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Mengadakan Sidang Istimewa Untuk Meminta Pertanggungjawaban Presiden K.H.Abdurrahman Wahid

インドネシア共和国国民議会は、

- a. インドネシア共和国国民議会は、憲法または国民協議会によって定められた国策の実施において大統領の行動を常に監視する(mengawasi)義務を持つ国家高等機関であること、
- b. 上記の監視において、インドネシア共和国国民議会は 2001 年2月1日全体会議において、K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド大統領に対するインドネシア共和

国国民議会第1回覚書を決定したこと、

- c. インドネシア共和国国民議会は2001年4月30日全体会議において、K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド大統領に対するインドネシア共和国国民議会第2回覚書を決定したこと、
- d. 第b号と第c号に基づき、インドネシア共和国国民議会は2001年5月30日全体会議において、K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド大統領がインドネシア共和国国民協議会決定1978年第3号第7条第4項の定めるようにインドネシア共和国国民議会第2回覚書に留意しなかったことを決定したこと、
- e. 第d号に基づき、インドネシア共和国国民議会全体会議は、K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド大統領の責務を求めるためのインドネシア共和国国民協議会特別会議の開催を協議会に要請することを決定すること、
- f. したがって、インドネシア共和国国民議会2001年5月30日全体会議決定は、インドネシア共和国国民議会決定として制定される必要があること、

を考慮し、

- 1. 1945年憲法およびその改正、
- 2. 国家最高機関と国家高等諸機関の/または国家高等諸機関間の地位および職務手続き関係に関するインドネシア共和国国民協議会決定1978年第3号、
- 3. 汚職・癒着・身内びいきのない清廉な国家運営者に関するインドネシア共和国国民協議会決定1998年第11号、
- 4. 国民協議会、国民議会、および地方議会の構成と地位に関する法律1999年第4号、
- 5. インドネシア共和国国民議会秩序規定の使用の承認に関するインドネシア共和国国民議会決定1999-2000年第01号(Nomor 01/DPR RI/II/1999-2000)、
- 6. K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド大統領に対するインドネシア共和国国民議会覚書の決定に関するインドネシア共和国国民議会決定2000-2001年第33号(Nomor 33/DPR RI/III/2000-2001)、
- 7. K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド大統領に対するインドネシア共和国国民議会第2回覚書の決定に関するインドネシア共和国国民議会決定2000-2001年第47号(Nomor 47/DPR RI/IV/2000-2001)、

に鑑み、

インドネシア共和国国民議会2001年5月30日全体会議決定  
に留意し、

K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド大統領の責務を求めるための特別会議の開催をイン

ドネシア共和国国民協議会に要請するインドネシア共和国国民議会全体会議の決定に関するインドネシア国民議会決定を制定する、  
と決定する。

第一、K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド大統領がインドネシア共和国国民議会第2回  
覚書に留意しなかったことを宣言する。

第二、インドネシア共和国国民協議会決定 1978 年第3号第7条第4項にしたがって、  
インドネシア共和国国民議会は、K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド大統領の責務  
(pertanggungjawaban)を求めるための特別会議の開催をインドネシア共和国国民協  
議会に要請する。

第三、本決定は、後日本決定に誤りが認められた場合はしかるべき改正することを  
条件に、決定時より施行する。

本決定の写しは下記に送付される。

1. インドネシア共和国国民協議会議長団
2. インドネシア共和国大統領
3. インドネシア共和国国民議会議長団
4. インドネシア共和国国家高等機関長官
5. 2000-2004 年任期内閣の各閣僚および閣僚級役職者
6. インドネシア国軍司令官
7. インドネシア共和国国家警察長官
8. インドネシア共和国国民議会各会派代表
9. インドネシア共和国国民議会事務総長

ジャカルタにおいて制定  
2001 年 5 月 30 日  
インドネシア共和国国民議会議長  
(署名)  
アクバル・タンジュン

(出所) 国民議会事務総局において入手した決定文書。

## 資料3-20 第2回大統領布告(2001年7月22日)\*

「インドネシア共和国大統領布告」

Maklumat Presiden RI

政治的停滞につながる政治の展開を徹底的に観察し、留意すると、長期化した憲法的危機の結果、経済危機は悪化し、法規範に留意しない権力と政治的利害の対立がもたらした汚職を追放する努力、および法の確立に向けた努力は妨害された。

こうした事態を防がなければ、インドネシア共和国単一国家の存在が破壊される。そこで、国家と国民を救済する決意と責務により、そして大部分のインドネシア社会の意向に基づき、我々は、インドネシア共和国国家元首として、次のような布告により、非常的措置(*langkah-langkah luar biasa*)をとらざるを得ない。

1. インドネシア共和国国民協議会とインドネシア共和国国民議会を凍結する。
2. 国民の手に主権を回復し、1年以内に総選挙を実施するために必要な措置を講じ機関を設置する。
3. 最高裁判所の決定を待つ間ゴロンガン・カルヤ党を凍結することによって、新秩序(*Orde baru*)分子の妨害から全面的改革(*reformasi total*)運動を救済する。
4. そのために、我々は、全インドネシア国軍/インドネシア共和国国家警察の前部隊に対してインドネシア共和国単一国家救済措置を行使するよう命令し、インドネシア全国民に対して落ち着いて通常どおりの社会・経済生活を営むよう呼びかける。

唯一至高なる神がインドネシアの国家と国民をお護り下さいますように。

ジャカルタ、2001年7月22日

インドネシア共和国大統領/国軍最高司令官

(署名)

K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド

(注)\*アブドゥルラフマン・ワヒド大統領が第2回大統領布告に署名した日付は2001年7月22日となっているが、これが実際に発表されたのは2001年7月23日午前1時10分だったため、のちの文書では「7月23日の大統領布告」とされている。

(出所) <http://www.hukumonline.com/>。

**資料3-21 最高裁判所長官による法的見解 2001年第419号  
(2001年7月23日)**

「インドネシア最高裁判所長官書状 2001年第419号」

**Surat Ketua Mahkamah Agung Indonesia No. KMA419/VII/2001.**

インドネシア共和国最高裁判所長官

番号: KMA/419/VII/2001

ジャカルタ、2001年7月23日

付録:

件名: 最高裁判所の解釈(fatwa)要請

尊敬する国民議会議長殿

ジャカルタにおいて

上記の件に関する2001年7月23日貴文書KS02/3709.A/DPR-RI 2001号に関連し、これをもってインドネシア共和国最高裁判所は、7月23日インドネシア西部時間1時10分のインドネシア共和国大統領布告(maklumat)の中で宣言された命令(dekrit)の発出に関し、次のような法的見解を与える。

**I. インドネシア共和国国民議会およびインドネシア共和国国民協議会の凍結問題**

- a. 国民議会の地位という副題の下にある1945年憲法解説第VII号によると、「国民議会の地位は強力である。本議会は、(議院内閣制とは異なり)大統領によって解散させることはできない。」と述べられていること。
- b. 国民議会議員は、その地位により、1945年憲法第2条および解説総則副題第VII号、国民協議会、国民議会および地方議会の構成と地位に関する法律1999年第4号の第II章第1節第2条に基づく国民協議会議員であること。
- c. 国民協議会が掌握する最高国家権力に関する1945年憲法解説副題第III号に述べられているように、国民協議会が任命した大統領は、国民協議会に服従し責任を負うこと。
- d. 以上の理由により、法規定の観点から、大統領は、インドネシア共和国国民議会の凍結、ましてやインドネシア共和国国民協議会の凍結を行うことはできないこと。

**II. 1年内の総選挙実施のための機関設置問題**

上記の1年内の総選挙実施のための機関設置に関しては、総選挙に関するインドネシア共和国国民協議会決定1998年第3号に対する改正と追加に関するインドネシア共和国国民協議会決定1998年第14号に基づく国民協議会の権限であり、

総選挙の責任者は、総選挙に関する法律 1999 年第3号に基づき、大統領であること。

### III. インドネシア共和国最高裁判所決定を待つ間のゴロンガン・カルヤ党の凍結問題

- a. 政党を凍結する権限は、政党に関するインドネシア共和国法律 1999 年第2号第 17 条第2項に基づき、インドネシア共和国最高裁判所にあること。
- b. ゴロンガン・カルヤ党を凍結するか凍結しないかの問題については、まさに現在のところ最高裁判所における司法過程の途上にあることから、大統領によるゴロンガン・カルヤ党の凍結という行為は、司法府の権限に介入する行為であること。
- c. それに加えて、ゴロンガン・カルヤ党を凍結するという大統領の行為において、上記政党が凍結されなければならない理由となる見解が、正確に説明されておらず、行政決定は明確な動機と法的見解に基づかなければならぬという国家行政法における現行の法原則に反すること。
- d. 我々の国家体系法(*hukum ketatanegaraan*)に従った法律体系(*tata urutan perundang-undangan*)においては、「布告」(*maklumat*)と称される法的産物は存在しないため(インドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第3号参照)、上記 2001 年 7 月 23 日インドネシア西部時間 1 時 10 分の大統領演説における布告(*maklumat*)という用語の使用は基本的に適切でないこと。
- e. 以上の理由から、大統領によるゴロンガン・カルヤ党凍結の行為は、政党に関する法律 1999 年第2号第 17 条第2項に反しており、その結果、上記の凍結は法的効力を有しないこと。

上記の法的見解に基づき、インドネシア共和国最高裁判所は、上記のインドネシア共和国大統領布告(*maklumat presiden RI*)で宣言された大統領命令(*dekrit presiden*)の発出は、法に反すると判断する。

以上が最高裁判所の法的見解であり、これが理解されることを望む。

インドネシア共和国最高裁判所長官  
(署名)  
バギル・マナン

複写:

1. インドネシア共和国国民協議会議長団
2. 公文書館

(出所) 国民協議会議事録課 "Risalah Sementara Rapat Paripurna Ke-2 Sidang Istimewa MPR RI Tahun 2001" [2001 年インドネシア共和国国民協議会特別会議第 2 回全体会議暫定議事録], Jakarta, 2001 年 7 月 23 日。

### 資料3-22 2001年7月23日大統領布告に対するMPRの態度に関するMPR決定2001年第1号(2001年7月23日)

「2001年7月23日インドネシア共和国大統領布告に対するインドネシア共和国国民協議会の態度に関するインドネシア共和国国民協議会決定2001年第1号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor I/MPR/2001 Tentang Sikap Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Terhadap Maklumat Presiden Republik Indonesia Tanggal 23 Juli 2001

唯一至高なる神の恩恵を受けて  
インドネシア共和国国民協議会は、

- a. インドネシア共和国国民協議会によって選出され任命されたインドネシア共和国大統領は、インドネシア共和国国民協議会に服従し(*bertunduk*)責任を負う義務があること、
  - b. インドネシア共和国国民協議会とインドネシア共和国国民会議を凍結するなどした2001年7月23日インドネシア共和国大統領布告は、1945年憲法およびインドネシア共和国国民協議会決定によって定められた大統領の権限の範囲を越えており、真に国策に反していること、
  - c. したがって、2001年7月23日インドネシア共和国大統領布告に対するインドネシア共和国国民協議会の態度に関するインドネシア共和国国民協議会決定が必要であること、
- を考慮し、
8. 1945年憲法第1条第2項、第2条、第3条、第4条、第6条第2項、第9条、第20条、および1945年憲法の解説、
  9. 国家最高機関と国家高等諸機関の/または国家高等諸機関間の地位および職務手続き関係に関するインドネシア共和国国民協議会決定1978年第3号、
  10. 最後にインドネシア共和国国民協議会決定2000年第2号によって改正された、インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定1999年第2号、

11. インドネシア共和国大統領任命に関するインドネシア共和国国民協議会決定  
1999年第7号、

に鑑み、

1. インドネシア共和国国民協議会特別会議の運営時間に関するインドネシア共和国国民協議会決定(keputusan)2001年第1号、
2. 2001年インドネシア共和国国民協議会特別会議の議事日程に関するインドネシア共和国国民協議会決定(keputusan)2001年第2号、
3. 2001年7月23日最高裁判所の解釈(Fatwa)要請に関するインドネシア共和国最高裁判所長官による法的見解2001年419号(KMA/419/VII/2001)、
4. 2001年7月23日インドネシア共和国大統領布告に対するインドネシア共和国国民協議会諸会派の見解、
5. 2001年インドネシア共和国国民協議会特別会議2001年7月23日第2回全体会議における決定、

に留意し、

2001年7月23日インドネシア共和国大統領布告に対するインドネシア共和国国民協議会の態度に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、

と決定する。

## 第1条

以下を基本的な内容とする2001年7月23日インドネシア共和国大統領布告、すなわち、

1. インドネシア共和国国民協議会とインドネシア共和国国民議会を凍結する、
2. 国民の手に主権を回復し、1年内に総選挙を実施するために必要な措置を講じ機関を設置する、
3. 最高裁判所の決定を待つ間ゴロンガン・カルヤ党を凍結することによって、新秩序(Orde Baru)分子の妨害から全面的改革(reformasi total)運動を救済する、

は、法に反し法的実効性を持たないため、合法ではないと宣言する。

## 第2条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

2001年7月23日

**インドネシア共和国国民協議会**  
**議長**  
**Prof.Dr.H.M.アミン・ライス(署名)**  
**副議長**                                   **副議長**  
**Prof.Dr.Ir.ギナンジャール・カルタサスミタ(署名)**   **Ir.スチプト(署名)**  
**副議長**                                   **副議長**  
**H.マトリ・アブドゥル・ジャリル(署名)**           **Drs.H.M.フスニ・タムリン(署名)**  
**副議長**                                   **副議長**  
**Dr.ハリ・サバルノ,M.B.A.,M.M.(署名)** **Prof.Dr.ユスフ・アミル・フェイサル,S.Pd.** (署名)  
**副議長**  
**Drs.H.A.ナズリ・アドラニ(署名)**

### **資料3-23 アブドゥルラフマン・ワヒド大統領の責務に関する MPR 決定 2001 年第2号**

「K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド・インドネシア共和国大統領の責務に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2001 年第2号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor II/MPR/2001 Tentang Pertanggungjawaban Presiden Republik Indonesia K.H.Abdurrahman Wahid

#### **唯一至高なる神の恩恵を受けて インドネシア共和国国民協議会は、**

- a. インドネシア共和国国民協議会によって選出され任命されたインドネシア共和国大統領は、インドネシア共和国国民協議会に服従し責任を負う義務があること、
- b. 大統領の責務は、任期の最後、またはその目的のために特別に開催されたインドネシア共和国国民協議会特別会議の前で任期の途中に、報告することができること、
- c. インドネシア共和国国民議会の全議員は、1945 年憲法またはインドネシア共和国国民協議会で定められた国策を実施するために、インドネシア共和国大統領の行動を常に監視する義務を負うインドネシア共和国国民協議会の議員

であること、

- d. もし大統領は 1945 年憲法またはインドネシア共和国国民協議会によって定められた国策に真に反するとインドネシア共和国国民議会が見なした場合は、インドネシア共和国国民議会は、大統領に責務の報告を求めるための特別会議の開催をインドネシア共和国国民協議会に要請できること、
  - e. 大統領は真に国策に反する、すなわち、職務の宣誓に関する 1945 年憲法第 9 条および汚職・癒着・身内びいきのない清廉な国家運営者に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第 11 号に反すると見なす内容であるインドネシア共和国国民議会第 2 回覚書に対して、K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド大統領は注意を払わなかつたと言明した、インドネシア共和国国民議会決定 (keputusan) 2000-2001 年第 51 号 (Nomor 51/DPR-RI/V/2000-2001) が定めているとおり、K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド・インドネシア共和国大統領に責務の報告を求める特別会議を開催することをインドネシア共和国国民議会はインドネシア共和国国民協議会に要請したこと、
  - f. K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド・インドネシア共和国大統領は、インドネシア共和国国民協議会特別会議に出席する用意がなく、責務の報告を拒否することによって、上記の合憲的過程を阻害し、国策に反する行動をとったこと、
  - g. K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド・インドネシア共和国大統領は、憲法に対する重い逸脱である 2001 年 7 月 23 日インドネシア共和国大統領布告を発したこと、
  - h. したがつて、インドネシア共和国国民協議会は、K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド大統領がインドネシア共和国国民協議会特別会議に出席し責務を報告する用意がないことに対し態度を示す必要があること、
  - i. したがつて、K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド・インドネシア共和国大統領の責務に関するインドネシア共和国国民協議会決定が必要であること、
- を考慮し、
1. 1945 年憲法第 1 条第 2 項、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 6 条第 2 項、第 8 条、第 9 条、および 1945 年憲法の解説、
  2. 国家最高機関と国家高等諸機関の/または国家高等諸機関間の地位および職務手続き関係に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1978 年第 3 号、
  3. 汚職・癒着・身内びいきのない清廉な国家運営者に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第 11 号、
  4. インドネシア共和国大統領任命に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第 7 号、
  5. 最後にインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第 2 号によって改正された、

インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号、

6. 2001 年7月 23 日インドネシア共和国大統領布告に対するインドネシア共和国国民協議会の態度に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2001 年第1号、

に鑑み、

1. インドネシア共和国国民協議会特別会議の運営時間に関するインドネシア共和国国民協議会決定(keputusan) 2001 年第1号、
2. 2001 年インドネシア共和国国民協議会特別会議の議事日程に関するインドネシア共和国国民協議会決定(keputusan) 2001 年第2号、
3. 2001 年インドネシア共和国国民協議会特別会議の議事日程の変更に関するインドネシア共和国国民協議会決定(keputusan) 2001 年第3号、
4. インドネシア共和国国民協議会特別会議の実施に関する 2001 年7月 21 日インドネシア共和国大統領書状第 R-55 号(Nomor R-55/Pres/VII/2001)、
5. インドネシア共和国国民協議会特別会議への K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド・インドネシア共和国大統領の欠席と責務の拒否に対するインドネシア共和国国民協議会諸会派の見解、
6. インドネシア共和国国民協議会特別会議への K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド・インドネシア共和国大統領の欠席と責務の拒否を討議した、2001 年7月 23 日インドネシア共和国国民協議会特別会議における協議、
7. 2001 年インドネシア共和国国民協議会特別会議 2001 年7月 23 日第3回全体会議における決定、

に留意し、

K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド・インドネシア共和国大統領の責務に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、

と決定する。

## 第1条

インドネシア共和国国民協議会特別会議への K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド・インドネシア共和国大統領の欠席と責務の拒否、および 2001 年7月 23 日インドネシア共和国大統領布告の発布は、真に国策に反する。

## 第2条

インドネシア共和国大統領としての K.H.アブドゥルラフマン・ワヒドを解任し(memberhentikan)、インドネシア共和国大統領の任命に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第7号を破棄し、もはや有効でないことを宣言する。

### 第3条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

2001年7月23日

インドネシア共和国国民協議会

議長

Prof.Dr.H.M.アミン・ライス(署名)

副議長

副議長

Prof.Dr.Ir.ギナンジャール・カルタサスミタ(署名)

Ir.スチプト(署名)

副議長

副議長

H.マトリ・アブドゥル・ジャリル(署名)

Drs.H.M.フスニ・タムリン(署名)

副議長

副議長

Dr.ハリ・サバルノ,M.B.A.,M.M.(署名) Prof.Dr.ユスフ・アミル・フェイサル,S.Pd. (署名)

副議長

Drs.H.A.ナズリ・アドラニ(署名)

### 資料3-24 メガワティ副大統領の大統領としての決定に関する

MPR 決定 2001年第3号

「メガワティ・スカルノプトリ・インドネシア共和国副大統領のインドネシア共和国大統領としての決定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2001年第3号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor III/MPR/2001 Tentang Penetapan Wakil Presiden Republik Indonesia Megawati Soekarnoputri Sebagai Presiden Republik Indonesia

唯一至高なる神の恩恵を受けて

インドネシア共和国国民協議会は、

- a. インドネシア共和国国民協議会は、インドネシア共和国国民協議会全体会議において、インドネシア共和国大統領としての K.H.アブドゥルラフマン・ワヒドを解任し(memberhentikan)、インドネシア共和国大統領の任命(pengangkatan)に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第7号を破棄したこと、
- b. インドネシア共和国国民協議会がインドネシア共和国大統領としての K.H.アブ

ドウルラフマン・ワヒドを解任し、インドネシア共和国大統領の任命に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第7号を破棄したことにより、インドネシア共和国国民協議会は、インドネシア共和国副大統領を残りの任期が終了するまでのインドネシア共和国大統領として決定する(menapkan)必要があること、

- c. したがって、メガワティ・スカルノプトリ・インドネシア共和国副大統領のインドネシア共和国大統領としての決定(penetapan)に関するインドネシア共和国国民協議会決定が必要であること、

を考慮し、

1. 1945 年憲法第1条第2項、第2条、第3条、第4条、第7条、第8条、第9条、および 1945 年憲法の解説、
2. インドネシア共和国大統領および/または副大統領が職務を遂行できなくなつた(berhalangan)状況に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1973 年第7号、
3. 国家最高機関と国家高等諸機関の/または国家高等諸機関間の地位および職務手続き関係に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1978 年第3号、
4. インドネシア共和国副大統領任命に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第8号、
5. 最後にインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第2号によって改正された、インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号、
6. 2001 年7月 23 日インドネシア共和国大統領布告に対するインドネシア共和国国民協議会の態度に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2001 年第1号、
7. K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド・インドネシア共和国大統領の責務に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2001 年第2号、

に鑑み、

1. インドネシア共和国国民協議会特別会議の運営時間に関するインドネシア共和国国民協議会決定(keputusan)2001 年第1号、
2. 2001 年インドネシア共和国国民協議会特別会議の議事日程に関するインドネシア共和国国民協議会決定(keputusan)2001 年第2号、
3. 2001 年インドネシア共和国国民協議会特別会議の議事日程の変更に関するインドネシア共和国国民協議会決定(keputusan)2001 年第3号、
4. K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド・インドネシア共和国大統領の責務およびインド

ネシア共和国国民協議会決定案を討議した、2001年7月23日インドネシア共和国国民協議会特別会議における協議、

5. 2001年インドネシア共和国国民協議会特別会議 2001年7月23日第3回全体会議における決定、  
に留意し、

メガワティ・スカルノプトリ・インドネシア共和国副大統領のインドネシア共和国大統領としての決定に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、  
と決定する。

## 第1条

メガワティ・スカルノプトリ・インドネシア共和国副大統領を、K.H.アブドゥルラフマーン・ワヒドに代わるインドネシア共和国大統領として決定する。

## 第2条

本決定の第1条に定められたインドネシア共和国大統領の任期は、インドネシア共和国国民協議会全体会議の前で宣誓または誓約を行ってから数えて、1999-2004年のインドネシア共和国大統領の残りの任期が終了するまでである。

## 第3条

インドネシア共和国大統領は、インドネシア共和国国民協議会年次会議において1945年憲法と国策大綱にしたがった国家行政における権力の運営について報告し、任期の最後にインドネシア共和国国民協議会総会においてその責務を報告する。

## 第4条

メガワティ・スカルノプトリ・インドネシア共和国副大統領のインドネシア共和国大統領としての決定に関するインドネシア共和国国民協議会決定を定めることにより、インドネシア共和国副大統領任命に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999年第8号は破棄され、もはや有効でないことを宣言する。

## 第5条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定  
2001年7月23日

インドネシア共和国国民協議会  
議長

Prof.Dr.H.M.アミン・ライス(署名)

副議長

Prof.Dr.Ir.ギナンジャール・カルタサスミタ(署名)

副議長

Ir.スチプト(署名)

副議長  
H.マトリ・アブドゥル・ジャリル(署名) Drs.H.M.フスニ・タムリン(署名)  
副議長  
Dr.ハリ・サバルノ,M.B.A.,M.M.(署名) Prof.Dr.ユスフ・アミル・フェイサル,S.Pd. (署名)  
副議長  
Drs.H.A.ナズリ・アドラニ(署名)

**資料3-25 副大統領の任命に関する MPR 決定 2001 年第4号**  
**(2001 年7月 26 日)**

「インドネシア共和国副大統領の任命に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2001 年第4号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor IV/MPR/2001  
Tentang Pengangkatan Wakil Presiden Republik Indonesia

唯一至高なる神の恩恵を受けて  
インドネシア共和国国民協議会は、

- a. メガワティ・スカルノブトリ・インドネシア共和国副大統領のインドネシア共和国大統領としての決定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2001 年第3号にあるように、メガワティ・スカルノブトリ・インドネシア共和国副大統領はすでにインドネシア共和国大統領に決定されたこと、
  - b. インドネシア共和国大統領が 1945 年憲法にしたがって国家行政権力を保有し運営し、1945 年憲法および/またはインドネシア共和国国民協議会によって定められた国策大綱を実行するのを補佐するために、一人のインドネシア共和国副大統領を任命する必要があること、
  - c. H.ハムザ・ハズ氏は資格要件を満たし、インドネシア共和国国民協議会によつてインドネシア共和国副大統領として選出されたこと、
  - d. したがって、インドネシア共和国副大統領の任命に関するインドネシア共和国国民協議会決定が必要であること、
- を考慮し、
1. 1945 年憲法第1条第2項、第2条、第3条、第4条、第6条第2項、第7条、第8条、第9条、および 1945 年憲法の解説、

2. インドネシア共和国大統領および/または副大統領が職務を遂行できなくなつた状況に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1973 年第7号、
3. 国家最高機関と国家高等諸機関の/または国家高等諸機関間の地位および職務手続き関係に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1978 年第3号、
4. インドネシア共和国大統領および副大統領の立候補および選挙手続きに関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第6号、
5. 最後にインドネシア共和国国民協議会決定 2000 年第2号によって改正された、インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号、
6. 2001 年7月 23 日インドネシア共和国大統領布告に対するインドネシア共和国国民協議会の態度に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2001 年第1号、
7. K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド・インドネシア共和国大統領の責務に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2001 年第2号、
8. メガワティ・スカルノプトリ・インドネシア共和国副大統領のインドネシア共和国大統領としての決定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 2001 年第3号、

に鑑み、

1. インドネシア共和国国民協議会特別会議の運営時間に関するインドネシア共和国国民協議会決定(keputusan) 2001 年第1号、
2. 2001 年インドネシア共和国国民協議会特別会議の議事日程に関するインドネシア共和国国民協議会決定(keputusan) 2001 年第2号、
3. 2001 年インドネシア共和国国民協議会特別会議の議事日程の変更に関するインドネシア共和国国民協議会決定(keputusan) 2001 年第3号、
4. K.H.アブドゥルラフマン・ワヒド・インドネシア共和国大統領の責務およびインドネシア共和国国民協議会決定案を討議した、2001 年7月 23 日インドネシア共和国国民協議会特別会議における協議、
5. 2001 年インドネシア共和国国民協議会特別会議 2001 年7月 26 日第5回全体会議における決定、

に留意し、

インドネシア共和国副大統領の任命に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、

と決定する。

## 第1条

H.ハムザ・ハズ氏をインドネシア共和国副大統領に任命する。

## 第2条

本決定の第1条に定められたインドネシア共和国副大統領の任期は、インドネシア共和国国民協議会全体会議の前で宣誓または誓約を行ってから数えて、1999-2004 年のインドネシア共和国副大統領の残りの任期が終了するまでである。

## 第3条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

2001 年7月 26 日

インドネシア共和国国民協議会

議長

Prof.Dr.H.M.アミン・ライス(署名)

副議長

Prof.Dr.Ir.ギナンジャール・カルタサスミタ(署名)

副議長

Ir.スチプト(署名)

副議長

H.マトリ・アブドゥル・ジャリル(署名)

Drs.H.M.フスニ・タムリン(署名)

副議長

Dr.ハリ・サバルノ,M.B.A.,M.M.(署名) Prof.Dr.ユスフ・アミル・フェイサル,S.Pd. (署名)

副議長

副議長

Drs.H.A.ナズリ・アドラニ(署名)

(資料3-22～25 の出所) *Putusan Sidang Istimewa MPR RI Tahun 2001*[インドネシア共和国国民協議会 2001 年特別会議の決定], CV.Mini Jaya Abadi, Jakarta, 2001.

## 資料3-26 メガワティ・スカルノプトリ大統領就任演説

(2001 年7月 23 日)

2001 年国民協議会特別会議第4回全体会議における大統領宣誓後のメガワティ・スカルノプトリによる演説

私の尊敬するインドネシア共和国国民協議会議長、副議長および議員の皆さん、

尊敬する国家高等機関の指導者の皆さん、尊敬する大使および国際機関代表者の皆さん、尊敬する出席者の皆さん。アッサラーム・アライクム、ワラマトゥラーヒ・ワバラカトウ。

この就任演説を始める挨拶として、皆さん全員とともに(神への)祝辞を述べることをお許し下さい。なぜなら、神のお導きとご加護があつてこそ、この尊敬する国民協議会が現在実行している合憲的プロセスを通じて我々が直面している重要な問題の一つを解決することができるからである。本日、インドネシア共和国国民協議会は、1945年憲法に基づくメガニズムと権限にしたがつて、インドネシア共和国大統領としての職務と責任を遂行する信認を私に与えることを決定した。

私は、謙虚な気持ちで、その用意があることを表明し、インドネシア国民の信託としてこれを受ける。

この尊敬する協議会議員の皆さんの中で、私は大統領としての職務の宣誓を行つた。私の抱える任務と私が直面しなければならない挑戦課題は、決して軽いものでないことを私は自覚している。

我々国民の生活のほとんどすべての面におよんだこの数年の深い打撃から、できるだけ早く速やかに脱出する努力が必要なことを、私は承知している。また、インドネシア全国民が感じているように、その状況に対する国民の悲嘆を私も感じている。インドネシア全国民もこの尊敬する協議会の議長団と議員の皆さんも疲労感を感じており、そればかりか、これらすべての危機を解決するための国家行政の能力に対して信頼が揺らいでいることを私は感得している。この大きな重い問題を解決するには、強固な意志と真剣さだけでは充分でないことも私は理解している。このような状況の中では、どのような一集団であつても我々が現在直面している大きな問題を単独では解決できないと私は確信する。高いプロフェッショナリズムとともに、ディシプリンと緊密で真摯な協力も必要である。問題解決のためにはまた、その重荷を分担する協同と相互扶助が必要であり、同時に、我々皆が多くの挑戦課題を乗り越えることができるようより良くより平静な政治的空気も必要である。

私はまた、この尊敬する協議会会議の会期前と会期中に行われた民主主義的、合憲的过程を正確に把握している。そして、要望の意味について、信託と委託の意味について、さらには、民主主義は職務の開始に当たつての決まり事に対する誠意、誠実さと遵守を必要とするとしても役職を履行しなかつた場合に直面しなければならない帰結について、非常に貴重な教訓を把握した。そこで、民主主義の過程にしばしば伴う投票こそが我々が尊重しなければならない国民の声であるということを軽視することなく、すべての人々がその民主主義過程がもたらす結果を誠実に寛大に受け入れるように、私は呼びかける。

私の考えでは、国民の声に対する敬意、その声を受け入れる誠意と誠実さ、そし

てその声によって創られた決まり事に対する遵守が、我々がまさにインドネシア全国民の中に育て発展させようとしている民主主義を支える土台になる。私はどこにいようと、こう呼びかける。我々の将来を直視し、我々の愛するこのインドネシア共和国単一国家の枠組みの上に、我々の生活と一つの国民としての我々の威信を一丸となって向上させよう。

国民の困苦と問題を結局長引かせることになる口論や争いを、我々はもう終わりにしよう。

インドネシア共和国大統領としての任務と責任を私が負うことに信認を与えてくれたインドネシア共和国国民協議会に対して、私はお礼を申し上げる。同様にまた、これまで常に精神的な支援によって私が職務を遂行するための確信と力を与えてくれた家族と友人たちに、私は衷心からお礼を申し上げる。

慈愛に満ちた至高神が我々皆に恩恵と力を与えて下さいますように。もう一度言う。我々はこの国を建設しよう、大インドネシア(Indonesia Raya)を建設しよう。

ワッサラーム・アライクム、ワラマトゥラヒ・ワラバカトウ。

(出所)国民協議会議事録課 "Risalah Sementara Rapat Paripurna Ke-4 Sidang Istimewa MPR RI Tahun 2001" [2001年インドネシア共和国国民協議会特別会議第4回全体会議暫定議事録], Jakarta, 2001年7月23日。